第2期　相馬市

子ども・子育て

支援事業計画

令和4年4月改訂版

相馬市

はじめに

近年、就業構造の変化や核家族化の増加に伴い、子育て世代の支援に関する内容やニーズは、各家庭の状況に合わせ多岐に渡っており、またその需要は、少子高齢化といった社会の動きに反し、年々増加傾向にあります。

また、子どもを取り巻く環境についても、就業構造の変化や核家族化の増加に伴い、地域のつながりが希薄化し、地域社会の教育力の低下、ひいては、家庭教育力の低下が懸念されます。

これらの社会生活上の大きな変化により、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しい状況にあり、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくありません。

保護者が感じる負担感や不安要素を取り除き、地域社会の子育て環境の整備が今まで以上に求められております。

このことから、本市におきましては、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立したことに伴い、「相馬市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する各種事業の推進に努めてまいりました。

第 1 期計画の計画期間が令和元年度をもって終了することから、この度、令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とする「第 2 期相馬市子ども・子育て計画」を策定いたします。

子育て環境の整備については、福祉・保険・医療の連携はもとより、教育・雇用・生活環境などあらゆる分野との、密接な連携が必要になります。

本計画に沿って、子育て家庭の環境をよりよいものとし、安心して子どもを育てることのできるまちづくりを実現するため、家庭や学校、地域社会、事業所、行政が一丸となって、子育て支援の取り組みを進めてまいります。

おわりに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「相馬市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査等に貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

相馬市長　立谷　秀清

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1

１－１　計画の背景と趣旨 1
１－２　計画の位置付け 4
１－３　計画の期間 5
１－４　計画の策定 5

第２章　子どもと子育て家庭の現状と課題 6

２－１　相馬市の子ども・子育てを取り巻く状況 6
２－２　子育て支援事業の実施状況 12
２－３　相馬市子ども・子育て支援アンケート調査の概要 24
２－４　子ども・子育て支援の課題の整理 45

第３章　計画の基本的な考え方 47

３－１　基本理念・目標 47
３－２　施策の体系 48

第４章　分野別施策の展開 51

４－１　安心して子育てができる環境づくり 51
４－２　子育ち、子育てを支援する地域内交流の活性化 58
４－３　心豊かでたくましい子どもを育む保育・教育の推進 63
４－４　子育てしやすい雇用環境の整備 68
４－５　子育てしやすい生活環境の整備 70

第５章　子ども・子育て支援事業の需要量及び提供体制..... 72

５－１　子ども・子育て支援事業の推進.....72
５－２　教育・保育提供区域の設定.....74
５－３　教育・保育の量の見込みの算出.....76
５－４　児童数及び子育て家庭の今後の見通し.....81
５－５　教育・保育施設の需要量と提供体制.....83
５－６　教育・保育の一体的提供の推進.....85
５－７　地域子ども・子育て支援事業の需要量と提供体制.....87

第６章　子どもの貧困対策..... 95

６－１　貧困対策の背景.....95
６－２　統計データからみる現状.....96
６－３　相馬市子ども・子育て支援アンケート調査結果からみる現状.....98
６－４　データからみる市の課題.....111
６－５　施策の方向.....112
６－６　具体的な取組.....113

第７章　計画の着実な推進に向けて.....117

７－１　計画の推進体制.....117
７－２　計画の評価と進行管理.....118

資料.....119

第１章　計画の策定にあたって

１－１　計画の背景と趣旨

近年の核家族の増加に伴った地域のつながりの希薄化は顕著であり、就業構造の変化や共働き家庭の増加等、子育て世代を取り巻く環境は常に変わり続け、保護者が子育てへの不安や孤立感の高まりを抱くことが懸念されます。

このことから、子育て世代とその子どもたちを社会全体で支援していくことが、よりいっそう求められています。

国においては、平成 15 年（2003 年）に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、急速な少子化の進行並びに家庭、地域を取り巻く環境の変化等に対応するための総合的な取り組みを進めてきました。

そして平成 24 年（2012 年）には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付（施設型給付）や小規模保育等への給付（地域型教育給付）の新設などの改正を盛り込んだ「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。

その後も全国的に少子化が進む中、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しが行われ、急速に増える保育需要の対応、幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策を加速しており、県、市区町村、地域社会が一体となって取り組むことが求められています。

これらの社会的背景のもと、相馬市（以下「本市」という。）では、平成 27 年度を初年度とし、平成 31 年度までの 5 年間を第 1 期とした「相馬市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援の総合的な取組みを進めてきましたが、この計画の期間満了に伴い、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 カ年を計画期間とした、「第 2 期相馬市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今回「相馬市子ども・子育て支援アンケート調査」の結果と、貧困が世代連鎖することのないよう、本市の実態に応じた子どもの貧困対策に関する内容を加えるため、「第 2 期相馬市子ども・子育て支援事業計画」を改訂するものです。

◆平成 27 年度（2015 年度）に策定した「子ども・子育て支援事業計画」以降の国における制度等の対応を次の通り整理します。

図表　子ども・子育てに関する法律、制度等

時期	法律・制度等	内　容
平成 27 年（2015）	子ども・子育て支援法関連 3 法施行	・子ども子育て支援事業計画の策定の明示。
	保育士確保プラン	・加速化プランの確実な実施に向け、平成 29 年度末までに 6.9 万人の保育士を確保（平成 29 年度末（2017 年度末）までに平成 25 年度（2013 年度）比で+9 万人に拡大）。
	少子化社会対策大綱改正	・子育て支援施策の充実、結婚・妊娠・出産・子育てについての切れ目のない支援、多子世帯への配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組みの強化。
	次世代育成支援対策推進法	・令和 7 年（2025 年）3 月末までの時限立法を延長。
平成 28 年（2016）	子ども・若者育成支援推進大綱	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示。 ・生活が困窮しがちとなるひとり親への支援について、子育てと就業の両立方針を提示。
	児童福祉法一部改正	・子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることを明言。 ・児童虐待対策の強化。 ・子育て世代包括支援センターの法制化。
	ニッポン一億総活躍プラン	・保育士の処遇について、新たに 2 %相当の改善。 ・保育確保の取り組みとして、平成 30 年度以降も、必要に応じて処遇改善。
	切れ目のない保育のための対策	・待機児童解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制などを明確化。 ・安定した保育量の供給のため、保育士確保に向けた施策の明確化。

時期	法律・制度等	内　容
平成 29 年 （2017）	子育て安心プラン	・令和 2 年度（2020 年度）末までに全国の待機児童の解消、待機児童ゼロを維持しつつ、女性の就業率 80%を目指す。 ・保育の受け皿の拡大を明示。
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
平成 30 年 （2018）	子ども・子育て支援法の一部改正	・保育充実事業の実施、都道府県における協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ。
	基本指針の改正	・企業主導型保育や幼稚園の長時間預かり保育利用の取り扱いの変更を明示。
平成 31 年 （令和元年） （2019）	幼児教育・保育の無償化	・令和元年（2019 年）10 月より、3 歳から 5 歳までの子ども及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園・保育園・認定こども園等の費用を無償化。

１－２　計画の位置付け

（1）根拠となる法令

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」として位置づけ、本市の子どもとその子育て家庭を対象として、本市が今後進めていく施策の方向性・目標等を定めたものです。

（2）関連計画との関係

「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を根拠法令として、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」における取り組み、並びに上位計画となる相馬市総合計画「相馬市マスタープラン２０１７」と整合性を持ったものとして策定しています。

図表　計画の位置付け

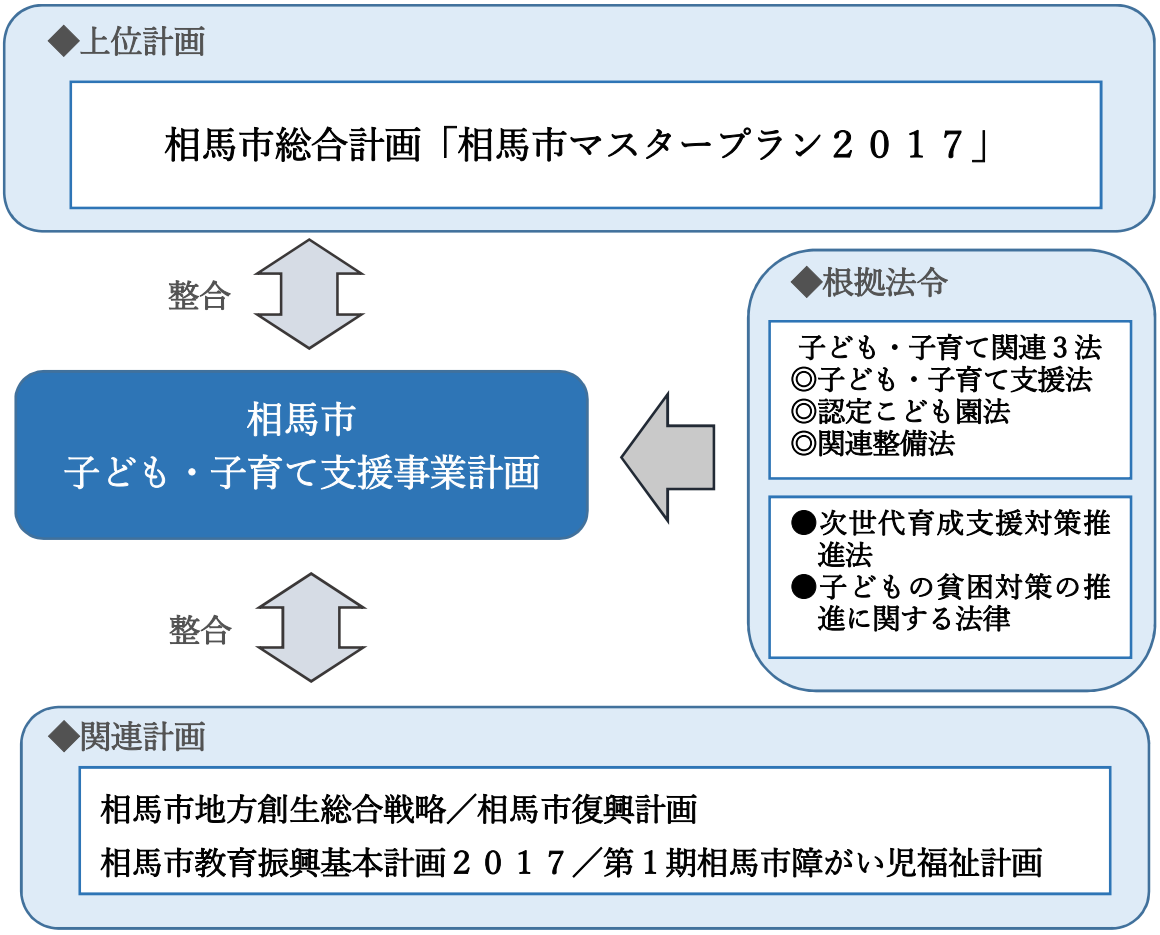

１－３　計画の期間

本計画の期間は、令和２年度（2020 年度）から令和６年度（2024 年度）までの５年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

図　計画期間

<table>
<tr><td>平成 27 年度
（2015）</td><td>平成 28 年度
（2016）</td><td>平成 29 年度
（2017）</td><td>平成 30 年度
（2018）</td><td>令和元年度
（2019）</td><td>令和２年度
（2020）</td><td>令和３年度
（2021）</td><td>令和４年度
（2022）</td><td>令和５年度
（2023）</td><td>令和６年度
（2024）</td></tr>
<tr><td colspan="5">相馬市子ども・子育て支援事業計画
〔第１期〕</td><td colspan="5" rowspan="2">第２期計画について随時見直し</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td>見直し
期間</td><td colspan="5">相馬市子ども・子育て支援事業計画
〔第２期〕</td></tr>
</table>

１－４　計画の策定

計画の策定にあたっては、保育所や放課後児童クラブの入所申し込み状況など、子ども・子育て支援事業の利用状況の動向や、市民ニーズの把握のために実施した、就学前児童、小学１年生～６年生の児童がいる世帯を対象とする「相馬市子ども・子育て支援アンケート調査」の結果等を踏まえ、関係者の審議のもと策定しました。

第２章　子どもと子育て家庭の現状と課題

２－１　相馬市の子ども・子育てを取り巻く状況

（1）総人口・年齢構成の推移

令和２年（2020 年）４月１日における本市の総人口は、34,484 人となっており、減少傾向が続いています。

また、年齢３区分人口の推移をみると、年少人口が 911 人（17.7%）、生産年齢人口が 3,512 人(15.3%)、それぞれ減少しています。一方で、老年人口は 1,379 人(14.7%)増加しており、高齢化が進んでいます。

図表　総人口・年齢3区分人口の推移
（平成23年（2011）～令和2年（2020））

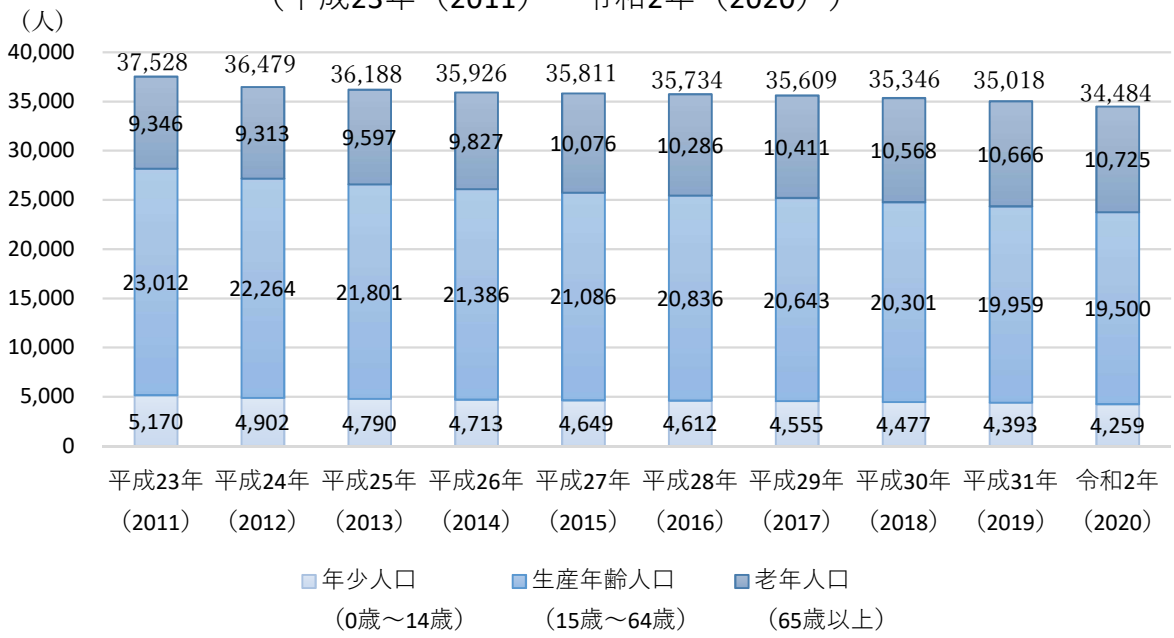

資料：住民基本台帳　各年４月１日

図表　総人口における年齢3区分比率の推移
（平成23年（2011）～令和2年（2020））

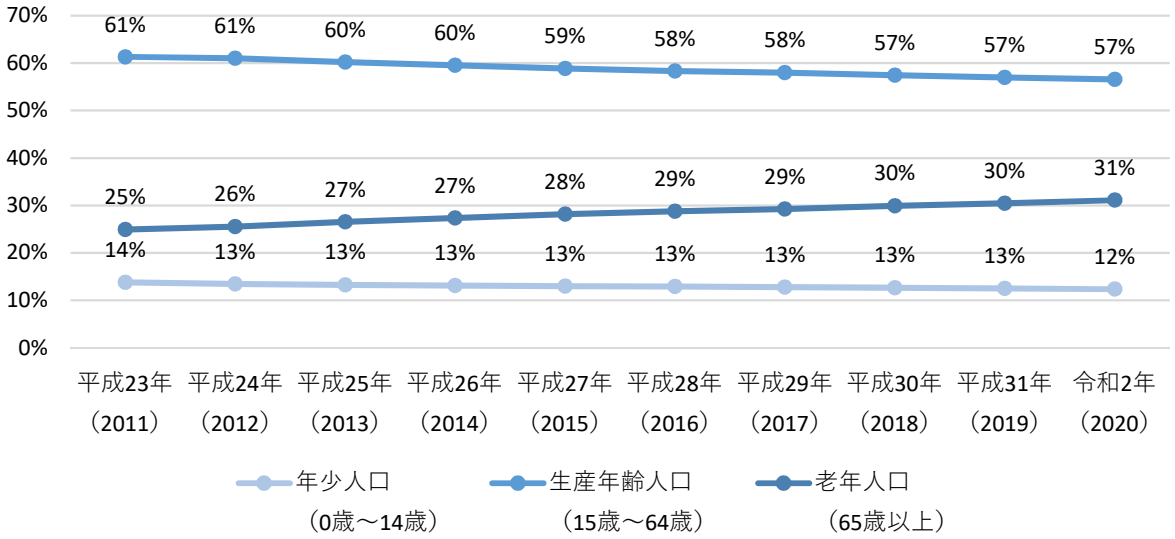

資料：住民基本台帳　令和２年４月１日

（２）18 歳未満人口と年齢３区分別人口の推移

令和２年（2020 年）４月１日における本市の 18 歳未満人口をみると、減少傾向が続き、5,239 人となっています。年齢３区分別人口をみると、0～5 歳人口では平成 27 年以降減少し、６～11 歳人口と 12～17 歳人口では減少傾向が続いており、令和２年（2020 年）時点では 0～5 歳人口が 1,513 人、６～11 歳人口が 1,799 人、12～17 歳人口が 1,927 人となっています。

図表　18歳未満人口・年齢3区分人口の推移
（平成23年（2011）～令和2年（2020））

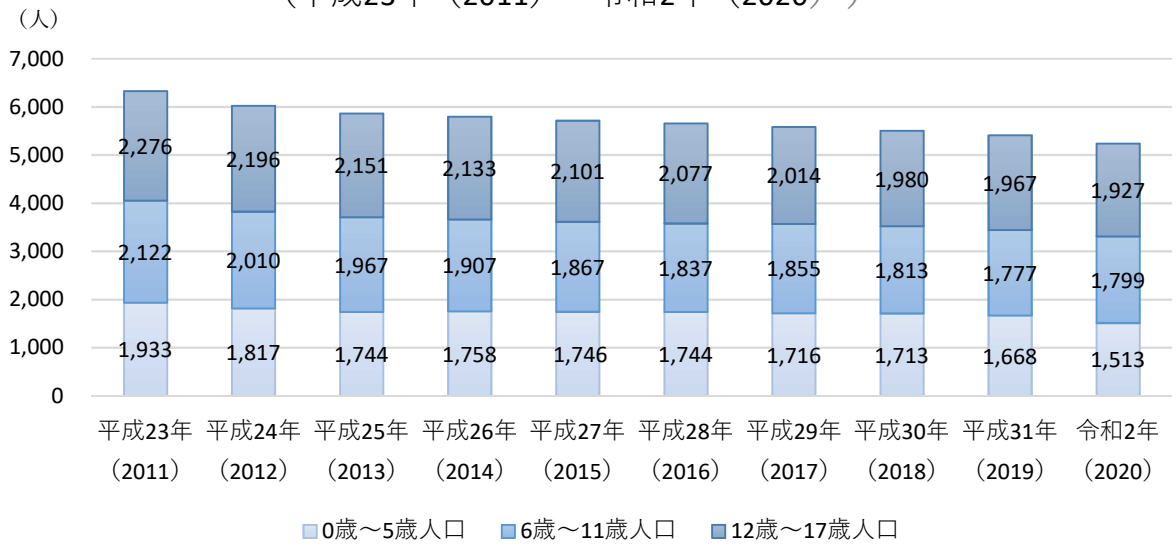

資料：住民基本台帳　令和２年４月１日

（3）合計特殊出生率の推移

福島県の合計特殊出生率は、全国平均よりも上回っています。平成 24 年（2012 年）は前に起こった東日本大震災の影響もあってか全国平均と同率ですが、翌年から回復し、国の水準よりも高い状況です。

図表　合計特殊出生率の推移
（平成22年（2010）～平成31年（2019））

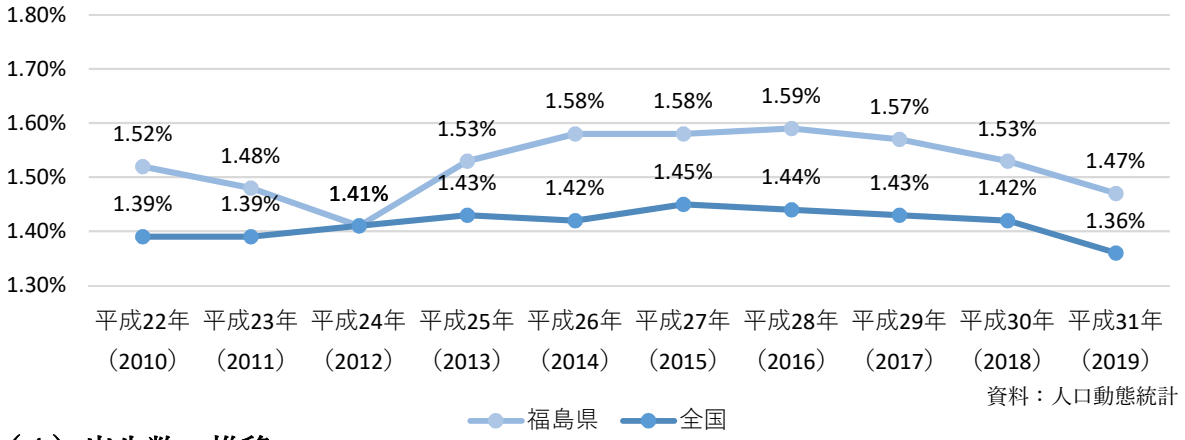

資料：人口動態統計

（4）出生数の推移

市の出生数の推移をみると、平成 28 年（2016 年）の 283 人から令和 2 年（2020 年）には 214 人となっており、減少傾向にあります。

図表　出生数の推移
（平成 28 年～令和 2 年）

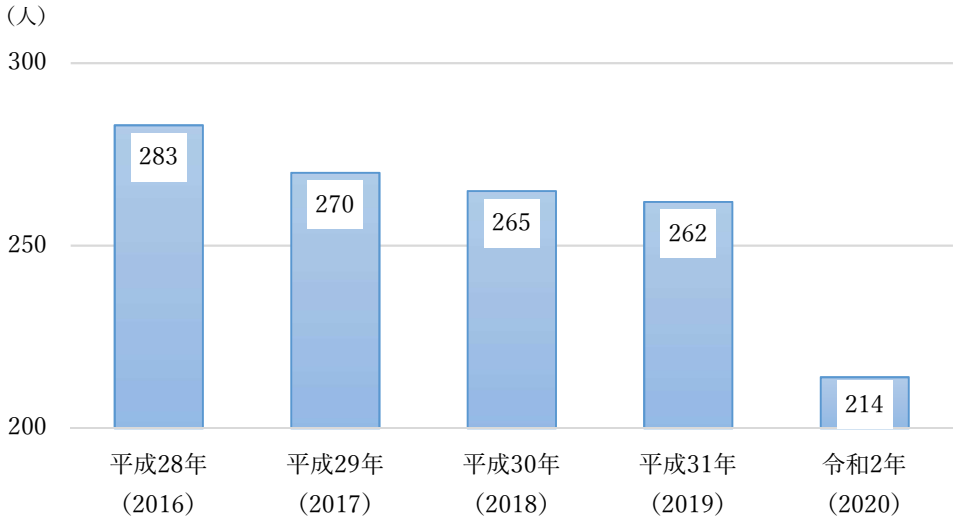

資料：福島県現住人口調査年報

【参考】

福島県の平均初婚年齢についての推移から、晩婚化にある傾向がうかがえます。

図表　平均初婚年齢の推移（福島県）
（平成 25 年～平成 29 年）

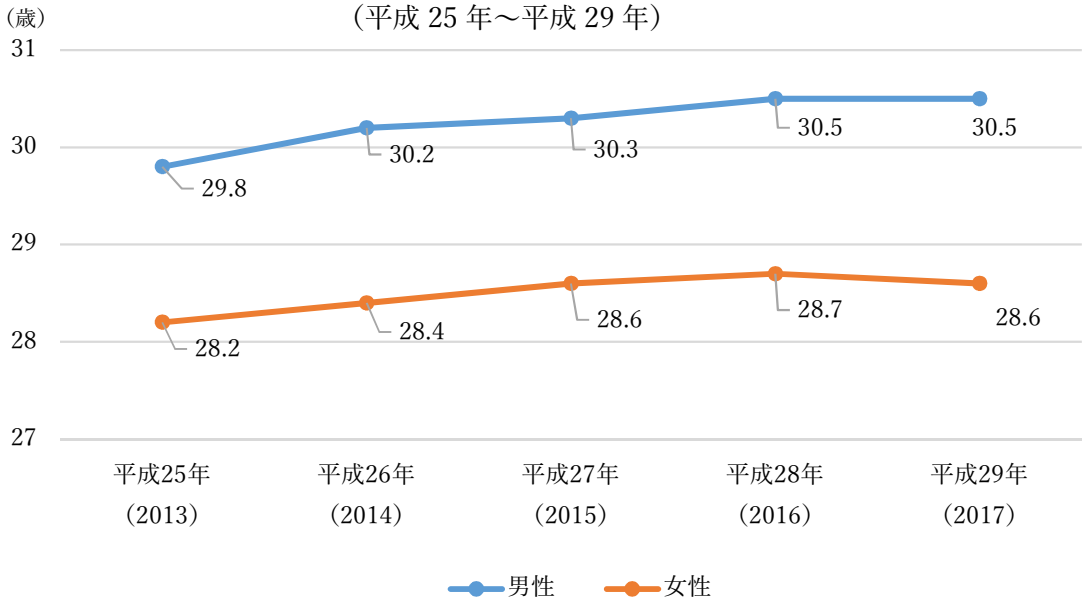

資料：人口動態統計

（5）世帯の推移

世帯数は、年々増加している一方で、1 世帯当たりの人員については減少が続いていることから、核家族や単身世帯が増加していることがうかがえます。

また、本市におけるひとり親世帯数をみると、ひとり親世帯全体では減少しており、令和 2 年現在では 359 世帯となっています。母子世帯・父子世帯別では、ともに減少しており、令和 2 年現在では母子世帯が 293 世帯、父子世帯が 66 世帯となっています。

図表　世帯数・1世帯あたりの人員の推移
（平成23年～令和2年）

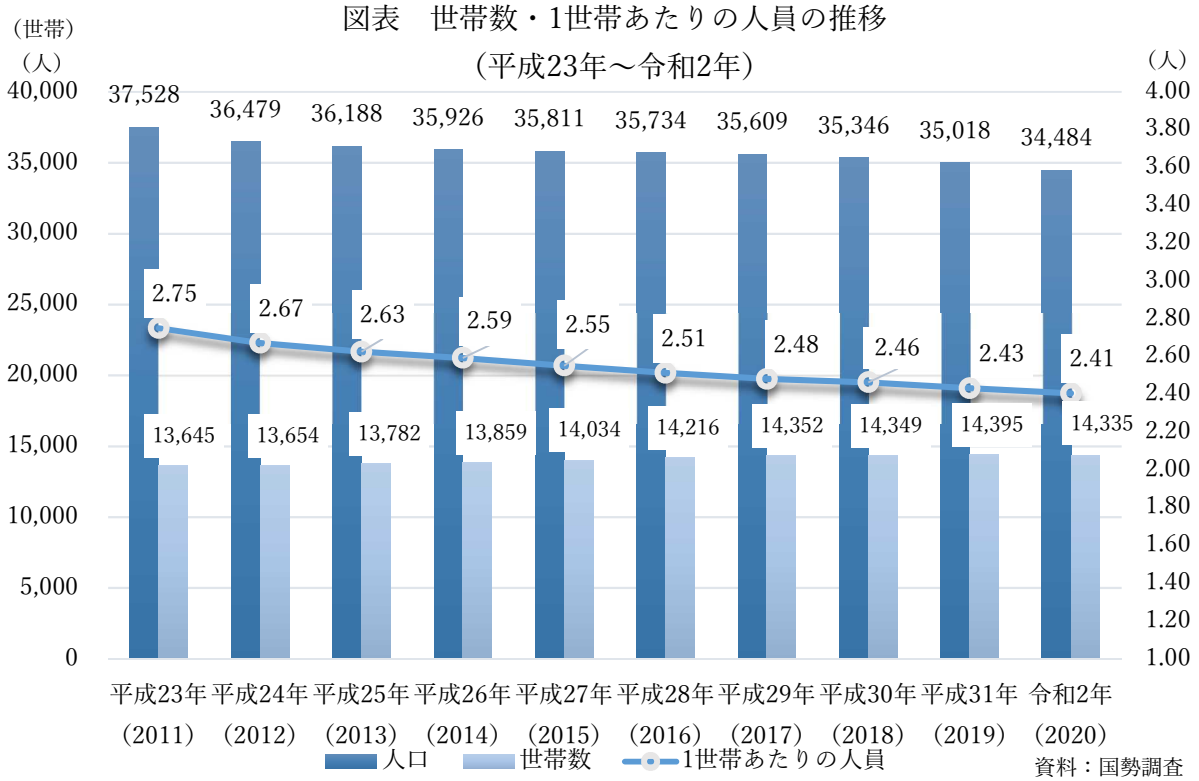

資料：国勢調査

図表　核家族世帯・母子世帯・父子世帯の推移
（平成7年～令和2年）

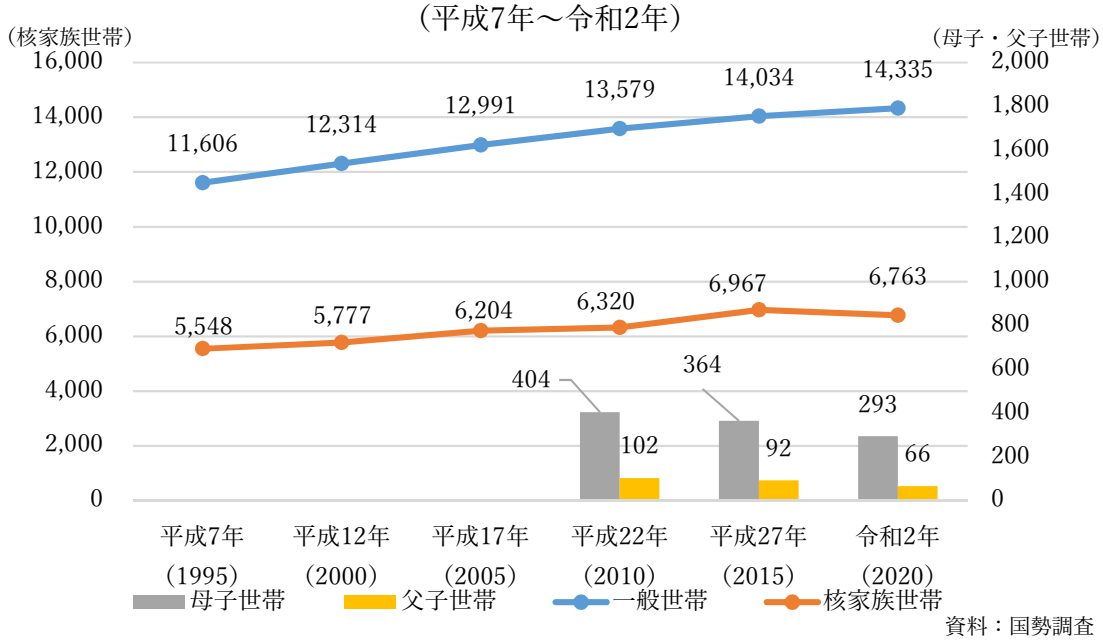

資料：国勢調査

（6）就業率の推移

「図表　性別・年齢別就業率の推移（平成 27 年）」における全国の女性の就業率を年齢別にみると、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に上昇するいわゆる「M 字カーブ」が見られますが、本市の女性の就業率を年齢別にみると、「M 字カーブ」はほとんど見られません。

本市における 20 代後半の女性の就業率は全国平均を下回っているが、30 代前半から 50 代後半にかけて、7 割を超え全国平均よりやや高い水準となっています。

また、「図表　性別・従業上の地位別の割合（平成 27 年）」における従業上の地位を男女比で比較すると、本市の女性は「パート・アルバイト・その他」の割合が特に男性よりも高くなっています。

図表　性別・年齢別就業率の推移（平成 27 年）

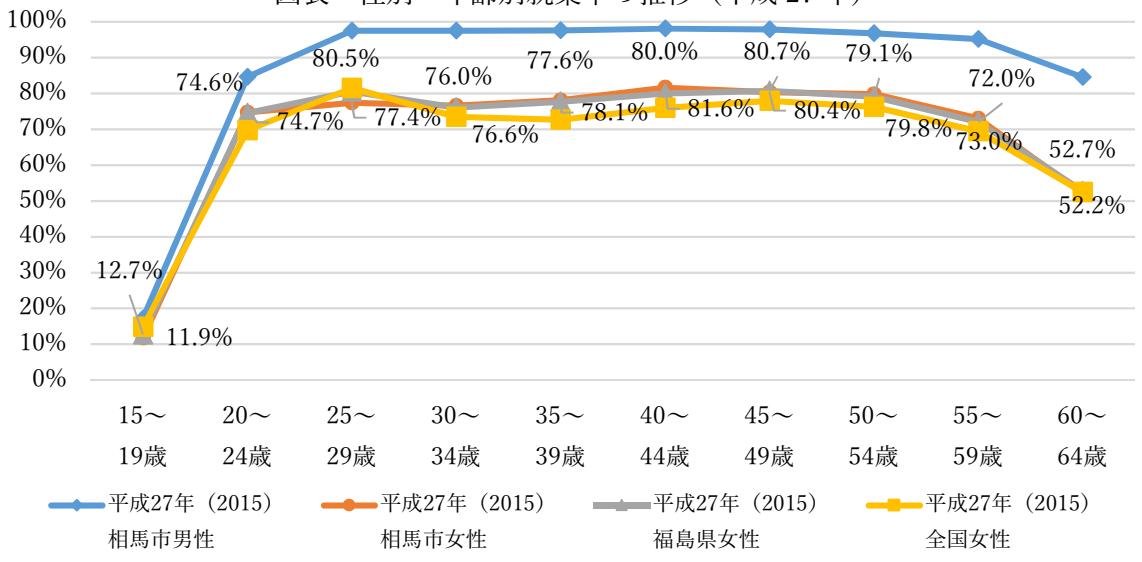

%表示は平成 27 年の相馬市女性と福島県女性の数値　　資料：国勢調査

図表　性別・従業上の地位別の割合（平成 27 年）

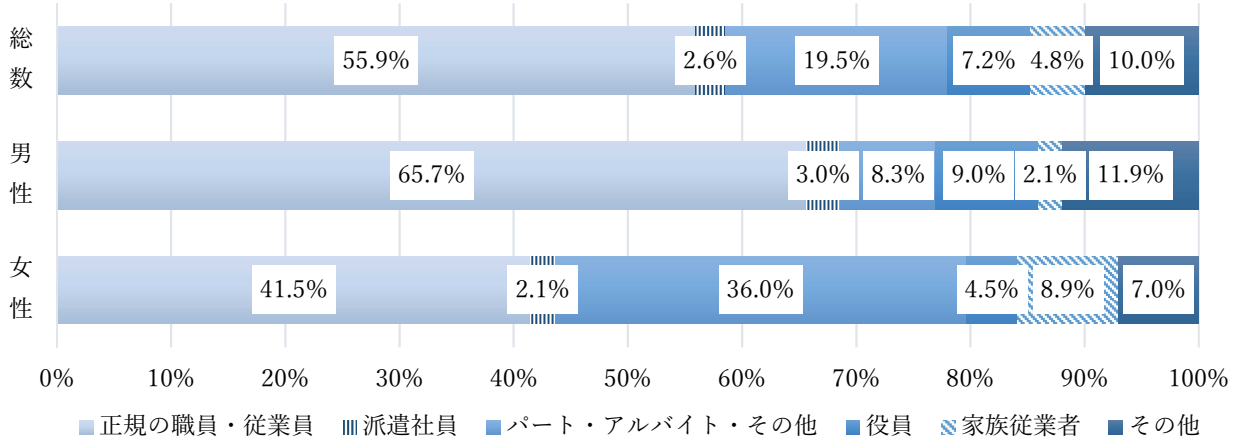

資料：国勢調査

２－２　子育て支援事業の実施状況

（１）教育・保育施設の現況

相馬市の教育・保育施設の現況について、少子化の影響により利用者数は全体的に減少傾向にあります。更に、東日本大震災による津波被害及び福島第一原子力発電所事故による放射能災害の影響により磯部地区及び玉野地区の児童数が減少し、休園及び廃園となり、施設数も減少しています。

（２）保育所等の利用状況

相馬市内には、令和３年（2021 年）４月１日時点で、保育所が５か所で実施されています。

◆保育園の設置状況（令和３年４月１日現在）　（単位：人）

施設名	所在地	定員
中村報徳保育園	中村字大手先３１	120
相馬保育園	中野字寺前３７	120
みなと保育園	尾浜字原１８９	170
さくらがおか保育園	中村字川沼２９８	60
スクルドエンジェル保育園そうま園	塚ノ町二丁目７－１	40

◆私立保育園別児童数の推移（各年４月１日現在）　（単位：人）

施設名	定員	平成 28 年（2016）	平成 29 年（2017）	平成 30 年（2018）	令和元年（2019）	令和２年（2020）
中村報徳保育園	120	124	113	116	111	102
相馬保育園	120	125	124	131	132	133
みなと保育園	170	170	169	170	165	167
さくらがおか保育園	60	59	54	59	55	51
スクルドエンジェル保育園そうま園	19	15	16	19	18	20

※中村報徳保育園については平成 29 年度より定員を 150 人から 120 人に変更。

※スクルドエンジェル保育園そうま園については、地域型保育事業所として平成 28 年２月に開所。令和３年４月から認可保育所に移行し、定員 19 人から 40 人に増員。

（３）幼稚園の利用状況

相馬市内には、令和３年（2021 年）４月１日時点で、幼稚園が９か所（うち公立２園については休園）設置されています。人数の推移をみると、大きな増減はなく、安定した供給が行われています。

幼稚園の設置状況、地区ごと及び施設ごとの定員、利用児童数については、下表のとおりです。

◆公立幼稚園の設置状況（令和３年４月１日現在）　（単位：人）

施設名	所在地	定員
大野幼稚園	大坪字東畑７	70
飯豊幼稚園	大曲字天神前４２	105
八幡幼稚園	坪田字清水前４２	70
日立木幼稚園	日下石字神明前１４	70
磯部幼稚園	磯部字上ノ台４６７－２	70
山上幼稚園	山上字榎下３２－２	70

◆私立幼稚園の設置状況（令和３年４月１日現在）　（単位：人）

施設名	所在地	定員
中村幼稚園	新沼字坪ヶ迫５０６－２	280
原釜幼稚園	原釜字金草７－８	100
みどり幼稚園	中村字大手先３９	280

◆公立幼稚園の児童数の推移（各年５月１日現在）

（単位：人）

施設名	定員	平成 28 年（2016）	平成 29 年（2017）	平成 30 年（2018）	令和元年（2019）	令和２年（2020）
大野幼稚園	70	25	26	28	26	23
飯豊幼稚園	105	31	30	38	39	31
八幡幼稚園	70	23	25	32	31	21
日立木幼稚園	70	16	14	14	15	11
磯部幼稚園	70	5	5	—	—	—
山上幼稚園	70	0	—	—	—	—
玉野幼稚園	70	0	—	—	—	—

※玉野幼稚園は平成 29 年３月 31 日閉園、山上幼稚園・磯部幼稚園については休園中。

資料：「相馬市の教育」

◆私立幼稚園の児童数の推移（各年５月１日現在）

（単位：人）

施設名	定員	平成 28 年（2016）	平成 29 年（2017）	平成 30 年（2018）	令和元年（2019）	令和２年（2020）
中村幼稚園	280	224	226	226	221	205
原釜幼稚園	100	68	67	80	79	78
みどり幼稚園	280	335	340	335	318	289

資料：「相馬市の教育」

（4）小学校の状況

小学校別の児童・生徒数の推移をみると、多くの学校では少子化に伴い人数が減少している中で、一部の学校では児童数が増加しています。

◆小学校別児童数の推移（各年5月1日現在）　（単位：人）

学校名	平成28年（2016）	平成29年（2017）	平成30年（2018）	令和元年（2019）	令和2年（2020）
中村第一小学校	354	374	360	339	346
中村第二小学校	383	381	369	385	374
桜丘小学校	487	492	488	470	496
大野小学校	193	178	175	162	156
飯豊小学校	204	212	213	211	226
八幡小学校	105	103	111	121	117
日立木小学校	95	99	91	87	89
磯部小学校	44	34	36	35	33
山上小学校	48	42	35	33	31
玉野小学校	2	—	—	—	—
計	1,915	1,915	1,878	1,843	1,868

※玉野小学校は平成29年3月31日閉校。

資料：相馬市の教育（各年5月1日）

◆小学校学年別児童数の推移（各年5月1日現在）　（単位：人）

学年	平成28年（2016）	平成29年（2017）	平成30年（2018）	令和元年（2019）	令和2年（2020）
小学1年生	303	315	295	309	349
小学2年生	312	305	312	292	307
小学3年生	319	310	303	311	290
小学4年生	339	322	311	304	312
小学5年生	329	335	324	305	304
小学6年生	313	328	333	322	306
計	1,915	1,915	1,878	1,843	1,868

資料：相馬市の教育（各年5月1日）

（５）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用状況について

①放課後児童クラブの設置状況及び定員

令和３年４月１日現在、放課後児童クラブは市内に 12 クラブ（11 施設）あり、利用ニーズに合わせ、児童クラブの新設や施設の増改築により定員を増やすなどして対応しています。

◆放課後児童クラブの設置状況（令和３年４月現在）

児童クラブ名称	開設場所	対象校	所在地	開設日・開設時間	定員
相馬市中央児童センター第一児童クラブ（ポニークラブ）	児童センター	桜丘小学校	中村字川沼315	日曜・祝日及び12月29日から1月3日までの日を除く日 下校後から 18：15 土曜日 9：00～18：15 長期休業日 7：30～18：15	40名
相馬市中央児童センター第二児童クラブ（ことりクラブ）					60名
相馬市川原町児童センター放課後児童クラブ（みつばちクラブ）	児童センター	中村第一小学校	中村字川原町65-1		70名
相馬市川原町児童センター放課後児童クラブ分室（すみれクラブ）	相馬市役所南庁舎１階	中村第一小学校	中村字大手先13		40名
中村第二小学校放課後児童クラブ（かもめクラブ）	東部子ども公民館	中村第二小学校	尾浜字細田117-1		70名
大野小学校放課後児童クラブ（たんぽぽクラブ）	大野小学校専用室	大野小学校	大坪字東畑7		30名
飯豊小学校放課後児童クラブ（ひまわりクラブ）	飯豊小学校敷地内専用施設	飯豊小学校	大曲字天神前42		50名
日立木小学校放課後児童クラブ（めだかクラブ）	日立木小学校敷地内専用施設	日立木小学校	日下石字神明前14		30名
磯部小学校放課後児童クラブ（げんきクラブ）	磯部幼稚園	磯部小学校	磯部字上ノ台467-2		20名
相馬愛育園放課後児童クラブ（つばさクラブ）	愛育園	中村第一小学校 山上小学校	中野字清水172-2		30名

児童クラブ名称	開設場所	対象校	所在地	開設日・開設時間	定員
相馬市西部子ども公民館 （こすもすクラブ）	西部子ども公民館	桜丘小学校 大野小学校	黒木字町67-1	日曜・祝日及び12月29日から1月3日までの日を除く日 下校後から18：15 土曜日 9：00～18：15 長期休業日 7：30～18：15	60名
八幡小学校放課後児童クラブ （なのはなクラブ）	八幡小学校敷地内専用施設	八幡小学校	坪田字清水前9-3		40名
12クラブ		9校	計		540名

②放課後児童クラブ利用人数の推移について

保護者のニーズおよび児童の安全を踏まえ、市では学区内に放課後児童クラブが設置されていない区域を優先し、校舎隣接地及び校舎敷地内の放課後児童クラブの新設及び改築等を推進してきました。定員を増やしたことにより、平成 28 年度に 328 名だった放課後児童クラブの通年利用者数は、令和 2 年度には 533 名まで増加しています。

◆放課後児童クラブ定員の推移（施設整備各年度実績）　（単位：人）

実施年度	施設名称等	定員（増分）	市内児童クラブ定員の合計
平成 27 年 4 月 1 日の市内児童クラブ定員数 ※年度当初より愛育園放課後児童クラブ運用開始（新設）		30	265 （30 増）
H27	中央児童センター増築工事（増築）	40	85
H27	磯部小放課後児童クラブ設置（新設）	20	
H27	東部子ども公民館建築工事（新設） （中村第二小学校児童クラブ定員変更）	25	
平成 28 年 4 月 1 日の市内児童クラブ定員数			350
H28	川原町児童センター定員変更	20	90
H28	中二小児童クラブ定員変更 （東部子ども公民館）	10	
H28	西部子ども公民館建築工事（新設） （西部子ども公民館）	60	
平成 29 年 4 月 1 日の市内児童クラブ定員数			440
H29	八幡小児童クラブ整備工事（新設）	40	40
平成 30 年 4 月 1 日の市内児童クラブ定員数			480
H30	飯豊小児童クラブ整備工事（新設）	20	20
平成 31 年 4 月 1 日の市内児童クラブ定員数			500
H31(R1)	日立木小児童クラブ改修工事（改築）	-	-
令和 2 年 4 月 1 日の市内児童クラブ定員数			500
R2	川原町児童センター分室児童クラブ整備	40	40
令和 3 年 4 月 1 日の市内児童クラブ定員数			540

◆放課後児童クラブ登録利用者数の推移（各年４月現在）　（単位：人）

学年	平成 28 年度（2016）	平成 29 年度（2017）	平成 30 年度（2018）	令和元年度（2019）	令和 2 年度（2020）
1 年	118	111	124	137	162
2 年	92	124	108	133	137
3 年	84	76	106	93	114
4 年	26	46	51	71	67
5 年	5	18	26	25	40
6 年	3	3	8	16	13
計	328	378	423	475	533

※長期休業期間登録利用者を含む

（6）一時預かり事業

一時預かり事業は、保護者の急な要件等により保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、主に昼間に保育所その他の場所で、一時的に預かる事業です。

保育園等において、保育園や幼稚園等に在園していない乳幼児を一時的に預かる「一般型」の一時預かりと、幼稚園や認定こども園において、教育時間終了後や長期休業期間中の在園児の預かりを行う「幼稚園型」の一時預かり事業があります。

本市では、「一般型」の一時預かりは相馬愛育園の 1 箇所、「幼稚園型」の一時預かりは市内幼稚園 4 箇所で実施中です。

◆「一般型」一時預かり事業の実施状況　（単位：延べ人／か所）

	平成 28 年度（2016）	平成 29 年度（2017）	平成 30 年度（2018）	令和元年度（2019）	令和 2 年度（2020）
利用者数（実績値）	2,920	4,158	4,098	3,166	3,153
事業実施個所数	1	1	1	1	1

◆「幼稚園型」一時預かり事業の実施状況　（単位：延べ人／か所）

	平成 28 年度（2016）	平成 29 年度（2017）	平成 30 年度（2018）	令和元年度（2019）	令和 2 年度（2020）
利用者数（実績値）	6,698	7,854	10,948	10,998	6,782
事業実施個所数	4	4	4	4	4

（7）地域子育て支援拠点事業

相馬愛育園では、地域の子育て支援拠点として、乳幼児とその保護者の相互交流、子育ての悩みの相談、自由来館や集団保育ではイベント等を企画し、祖父母との交流も含めた総合的な育児の支援を行う場所として当該事業を行っています。

また、家庭児童相談員が、育児の悩み・家庭の問題・児童虐待等の相談を受け、話し合いの場や、関係部署に繋ぐ家庭相談事業を行っており、相談件数は年々増加傾向にあります。

◆相馬愛育園利用状況の推移

（単位：延べ人）

	平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
自由来館	4,618	3,658	4,230	4,497	2,595
集団保育	1,683	1,843	1,797	1,638	644
その他相談・イベント等	2,724	3,639	3,384	2,646	1,411
家庭児童相談室	245	290	333	302	350

※愛育園放課後児童クラブの利用者を除いた来館者数

（8）延長保育事業

保育園にて、日中の保育を基本とし、その前後に設定している時間内で保育を行い、保護者の就労支援のための延長保育事業を行っています。

◆各園の延長保育利用件数の推移　（単位：人）

	平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）
中村報徳保育園	1,962	1,716	1,548	1,405	767
相馬保育園	1,473	1,809	1,704	1,876	2,027
みなと保育園	1,201	1,289	1,402	1,371	1,030
さくらがおか保育園	1,630	1,485	1,006	434	132

（9）妊婦健康診査事業

妊婦本人の健康状態や赤ちゃんの発育を確認するために、定期的に妊婦健康診査を実施し、妊娠の経過を確認するとともに、異常の早期発見、早期治療につなげます。

◆妊婦健康診査の推移　（単位：人）

	平成28年（2016）	平成29年（2017）	平成30年（2018）	令和元年（2019）	令和2年（2020）
妊婦実人数	426	410	373	333	338
妊婦健診延べ人数	3,394	3,073	2,946	2,598	2,648

（１０）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談、助言等を行うために、生後4か月までの乳児のいる家庭に訪問し、母親の地域での孤立化を防ぐとともに乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

◆乳児家庭全戸訪問事業の推移　（単位：人）

	平成28年（2016）	平成29年（2017）	平成30年（2018）	令和元年（2019）	令和2年（2020）
訪問（新生児・乳児）	241	252	249	197	205
来所（新生児・乳児）	9	12	10	7	10
計	250	264	259	204	215

（１１）ファミリー・サポートセンター事業

子育てを地域社会全体で支え合い、安心して子育てできる環境を目指すため、育児の援助を受けたい利用会員と育児の援助を行う提供会員をつなげ、子育てを支援します。

◆ファミリー・サポート・センターの利用状況　（単位：か所/人）

	平成 28 年（2016）	平成 29 年（2017）	平成 30 年（2018）	令和元年（2019）	令和 2 年（2020）
施設数	1	1	1	1	1
利用人数	395	277	173	345	154

２－３　相馬市子ども・子育て支援アンケート調査の概要

（1）調査の目的

就学前児童と小学生の保護者を対象に、アンケート調査を実施し、その結果を計画策定の基礎資料としています。

（2）調査方法

調査種別	就学前児童の保護者	小学生の保護者
抽出方法	市内在住の就学前児童の保護者	市内在住の小学生の保護者
調査対象者	１，１２９件	１，３９３件
有効回収数（率）	４３２件（３８．３％）	４７１件（３３．８％）
調査方法	原則、オンライン回答（公立幼稚園、私立保育園については、各園からアンケート回答用チラシを配布。その他の対象者については、郵送配布、郵送返信にて回収。）	原則、オンライン回答（各小学校からアンケート回答用チラシを配布。）
調査期間	令和３年１１月１日～令和３年１２月７日	

（3）調査結果

①主に子育てを行っている人

主に子育てを行っている人について、就学前児童は「父親、母親ともに」が 55.6%、「主に母親」が 40.5%となっています。

小学生は「父親、母親ともに」が 61.4%、「主に母親」が 36.5%となっています。

● 主に子育てを行っている人

就学前児童

N＝432

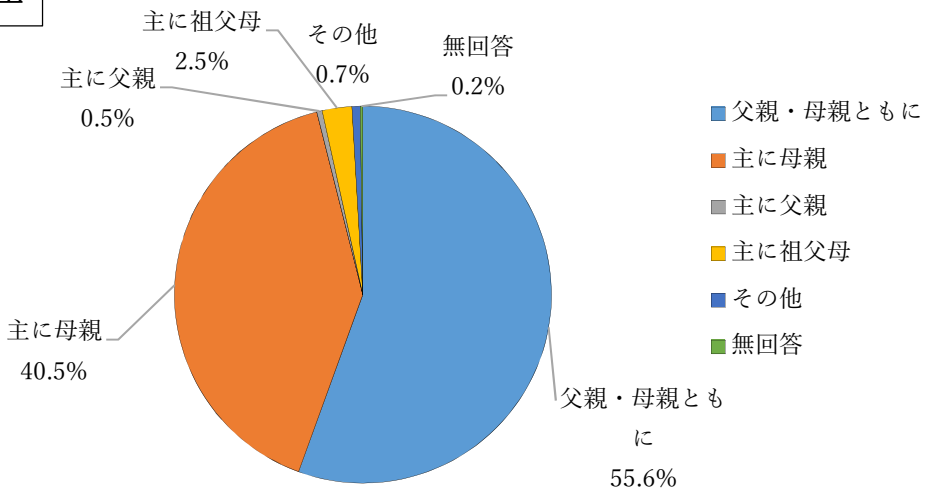

小学生

N＝471

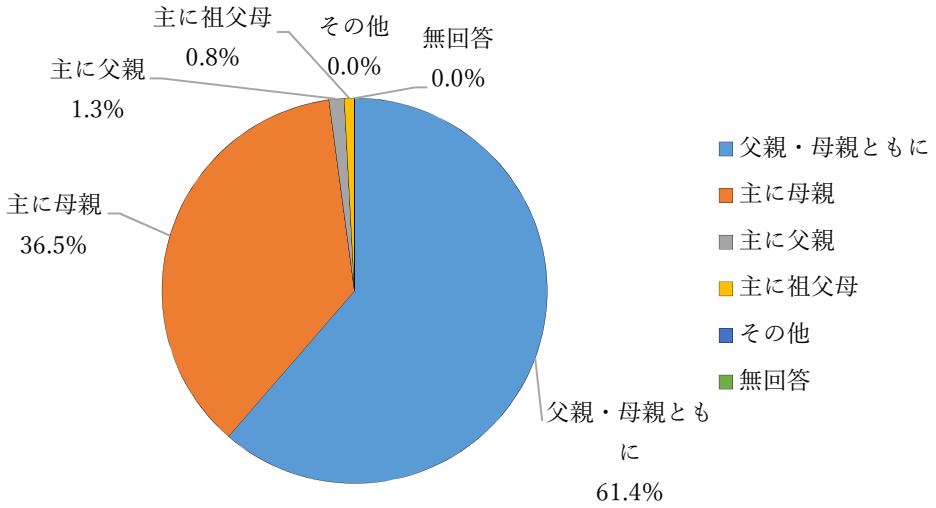

②子どもを見てもらえる親族・知人

子どもを見てもらえる親族・知人について、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は就学前児童が 35.0%、小学生が 38.0%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」は就学前児童が 56.7%、小学生が 52.9%となっています。

いずれも親族であり、子どもを見てもらえる友人・知人は少ないです。

● 子どもを見てもらえる親族・知人

就学前児童

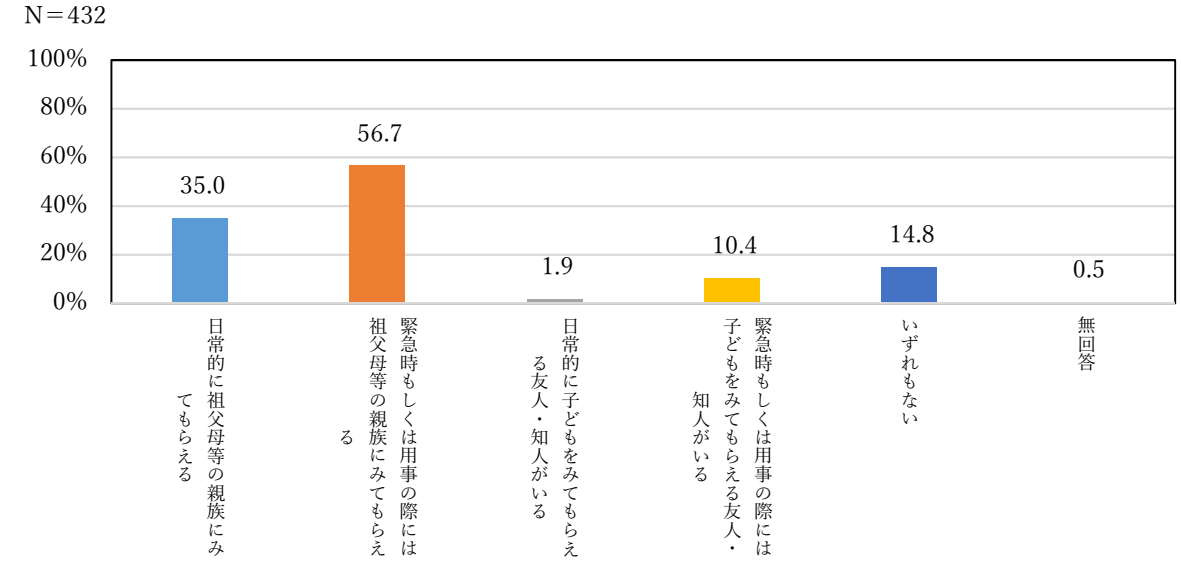

小学生

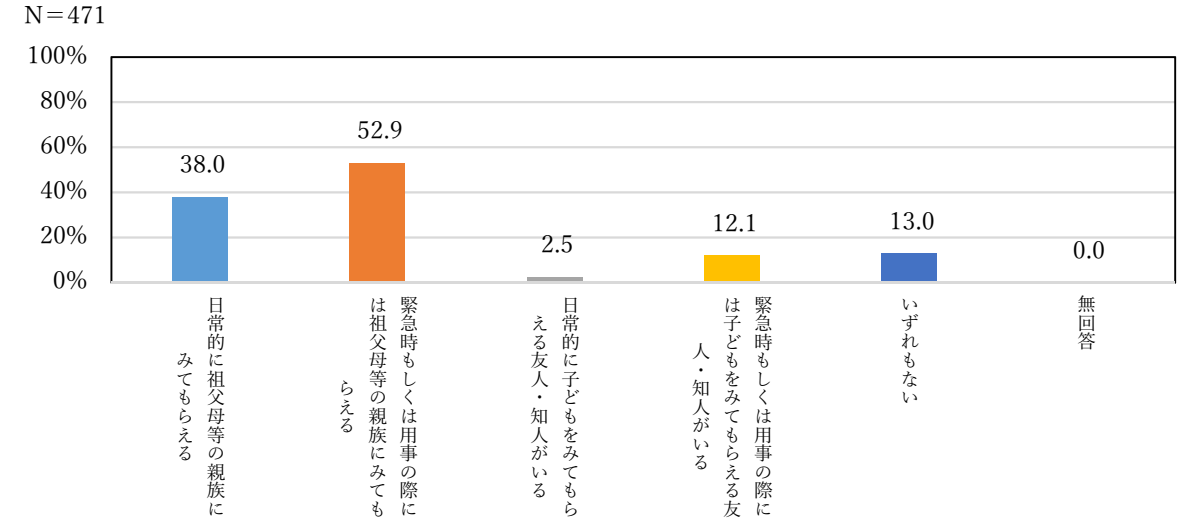

③母親の就労状況

母親の就労状況について、「フルタイム（週５日程度・１日８時間程度）で就労しており、育休・介護休業中ではない」は就学前児童が 43.1%、小学生が 51.6%、「パート・アルバイト等（フルタイム以外）で就労しており、育休・介護休業中ではない」は就学前児童が 21.3%、小学生が 27.4%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は就学前児童が 20.8%、小学生が 14.2%などとなっています。

● 母親の就労状況

就学前児童

N＝432

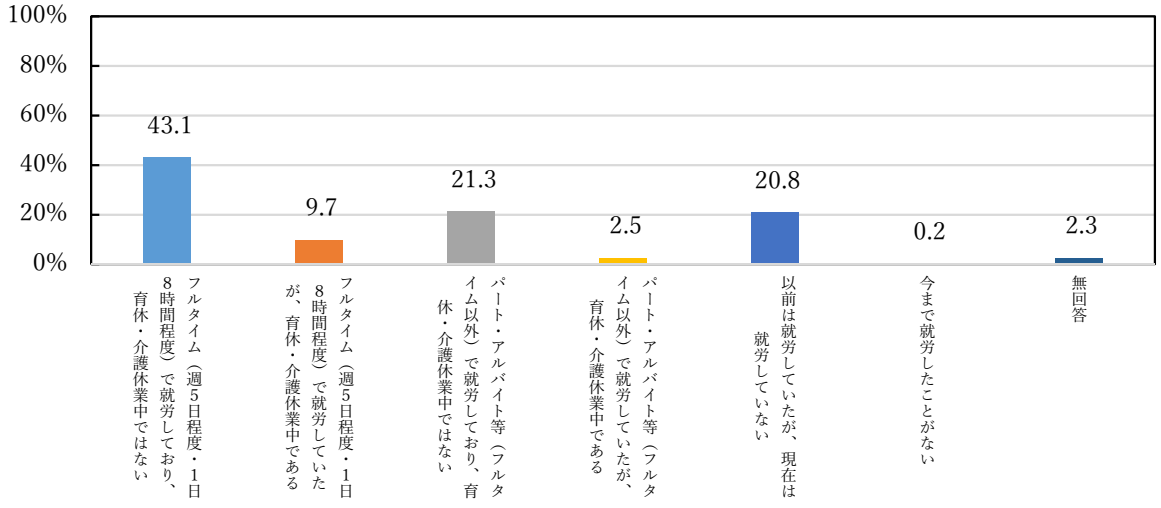

小学生

N＝471

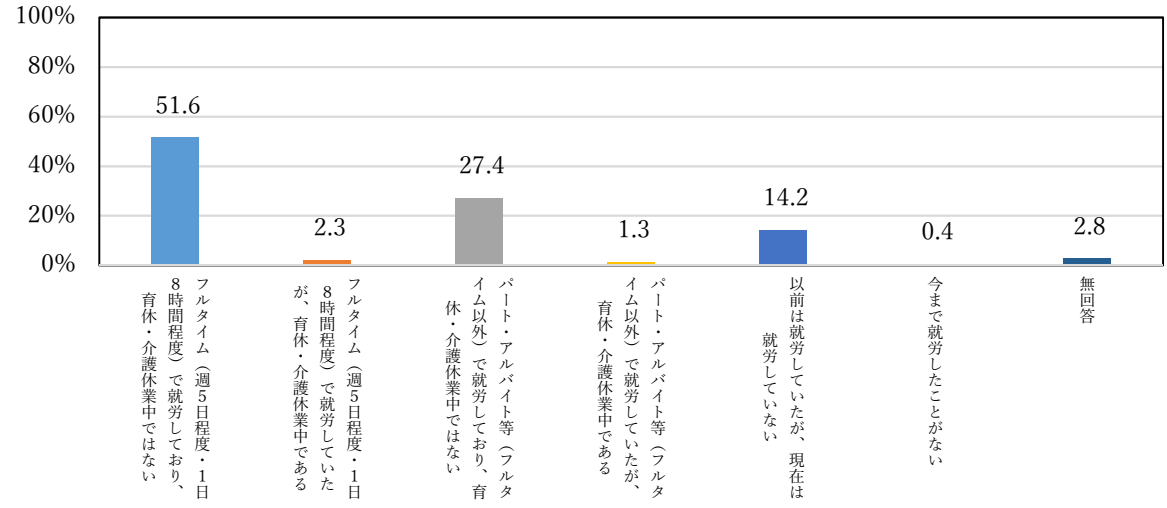

母親の 1 週当たりの就労日数について、就学前児童・小学生ともに「週 5 日」（71.9%・73.3%）の割合が最も高くなっています。

休日保育等の需要が見込まれる、「週 6 日」就労の母親の割合は、就学前児童が 14.8%、小学生が 12.3%となっています。

● 母親の就労日数（1週当たり）

就学前児童

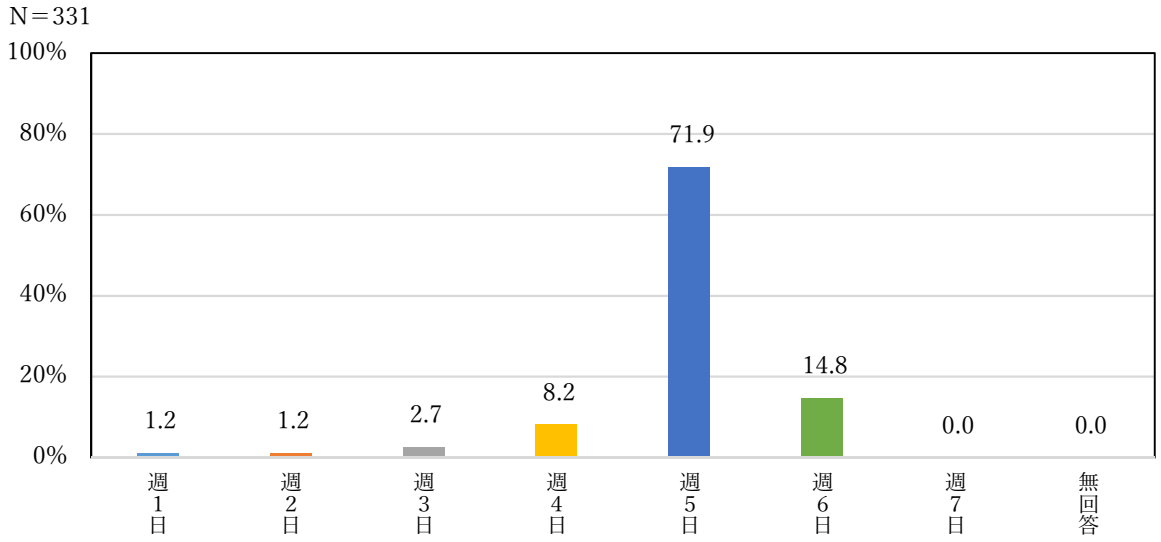

小学生

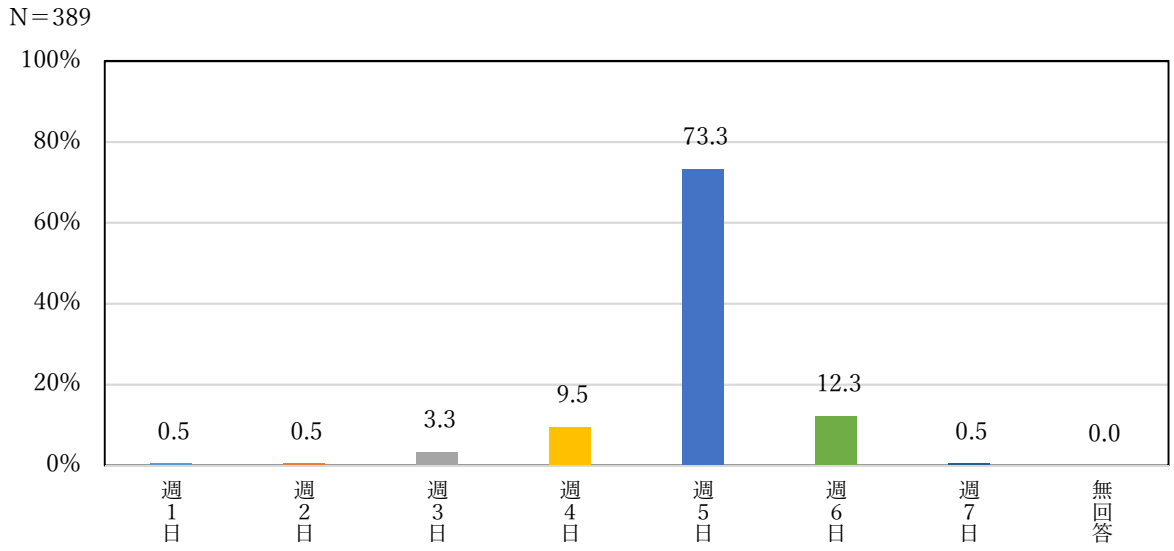

母親の就労時間について、就学前児童・小学生ともに「８時間」(45.6%・42.7%)の割合が最も高くなっています。

● 母親の就労時間（１日当たり）

就学前児童

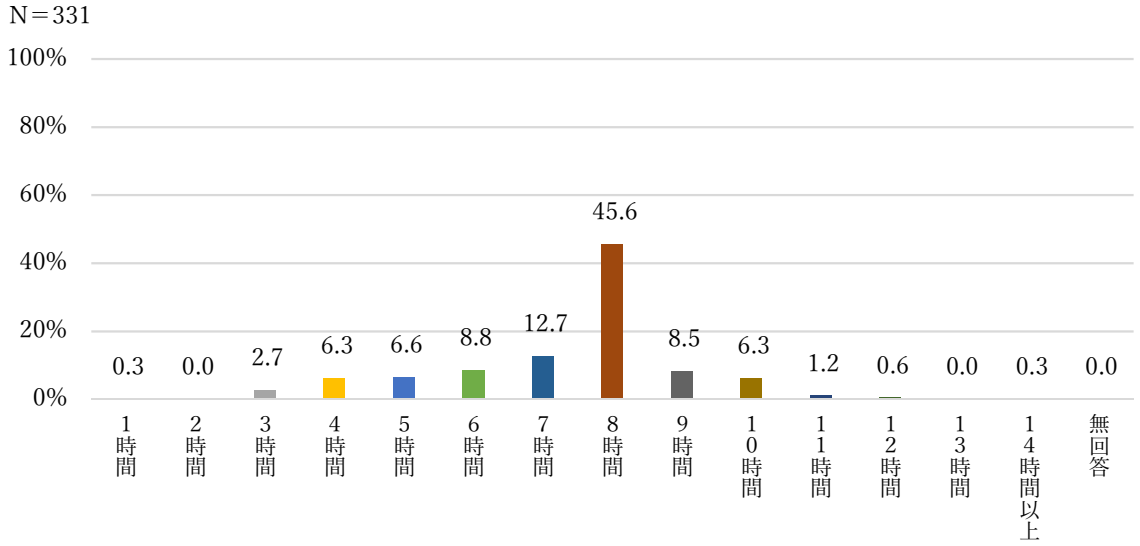

小学生

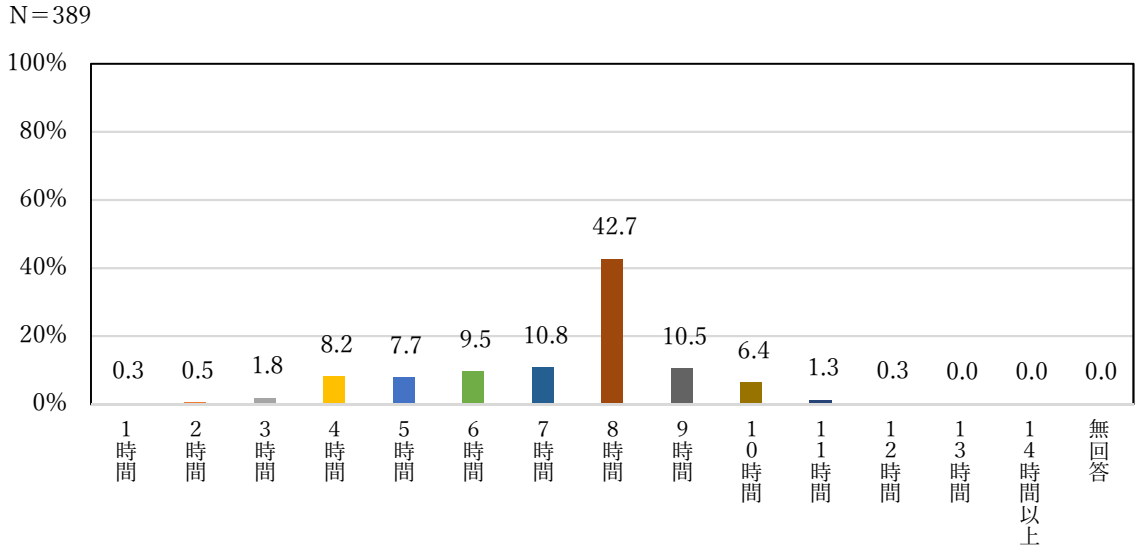

母親の家を出る時間については、就学前児童・小学生ともに「８時」(44.4%・44.7%)の割合が最も高く、次いで「７時」(39.6%・38.0%）となっています。

● 母親の出勤時間

就学前児童

N＝331

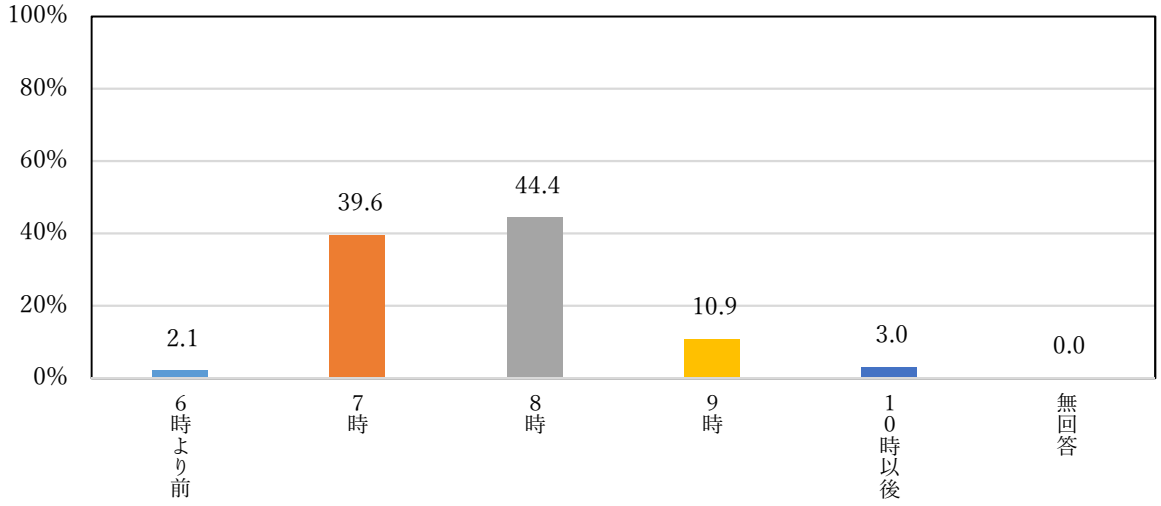

小学生

N＝389

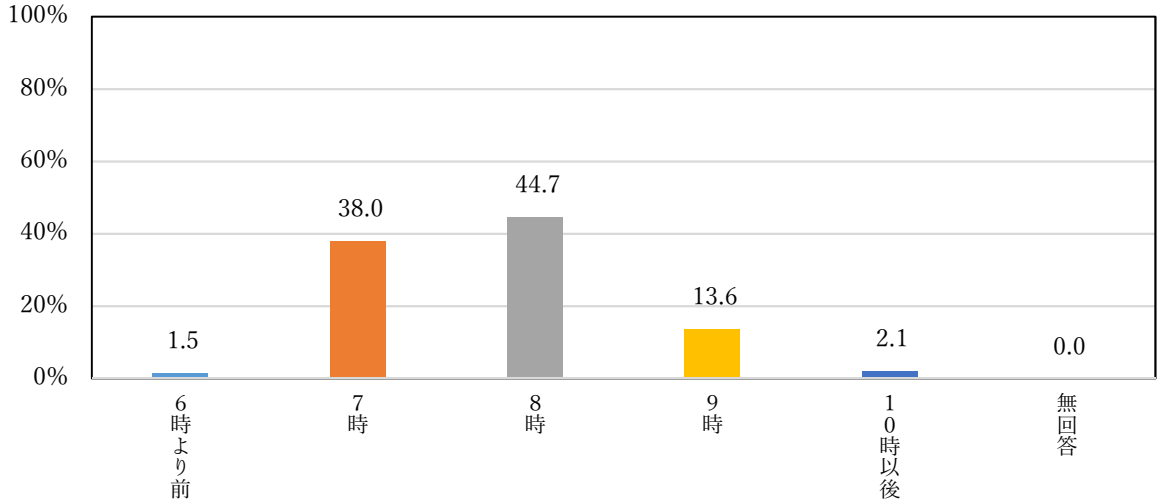

母親の帰宅する時間については、就学前児童・小学生ともに「18 時」（43.8%・42.4%）の割合が最も高く、次いで「17 時」（19.0%・18.3%）となっています。

就学前児童・小学生ともに「18 時」から「17 時」への帰宅時間の傾向が見られます。

● **母親の帰宅時間**

就学前児童

N＝331

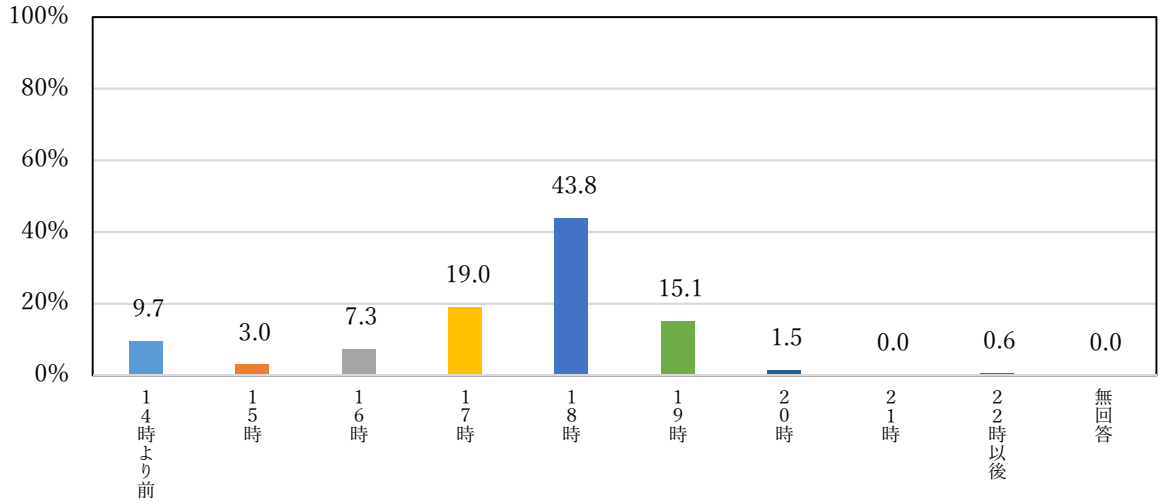

小学生

N＝389

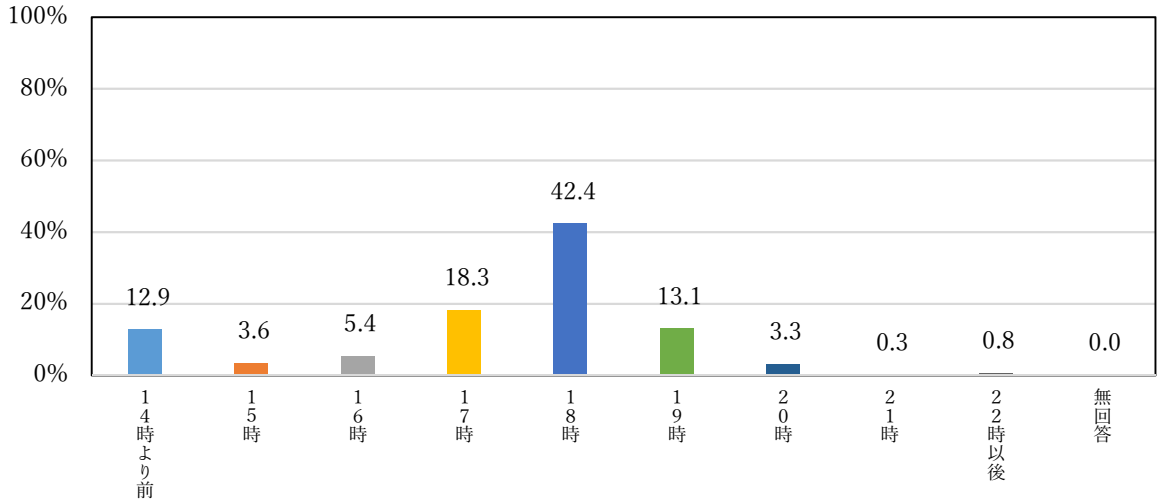

現在就労していない母親のうち、「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」は、就学前児童が 33.0%、小学生が 34.8%となっています。一方、就労を希望していない母親は就学前児童が 17.6%、小学生が 29.0%となっています。

● 就労していない母親の今後の就労意向

就学前児童

N＝91

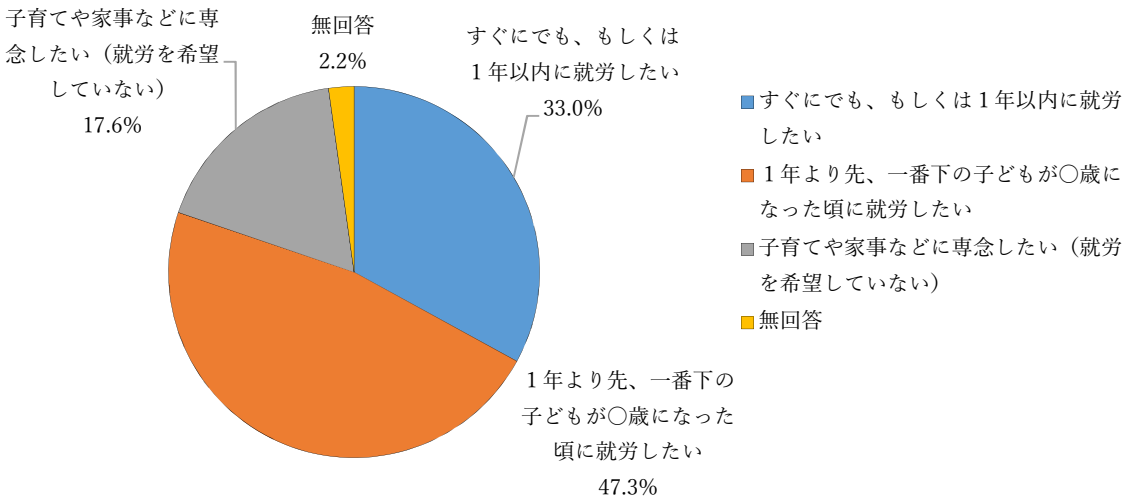

小学生

N＝69

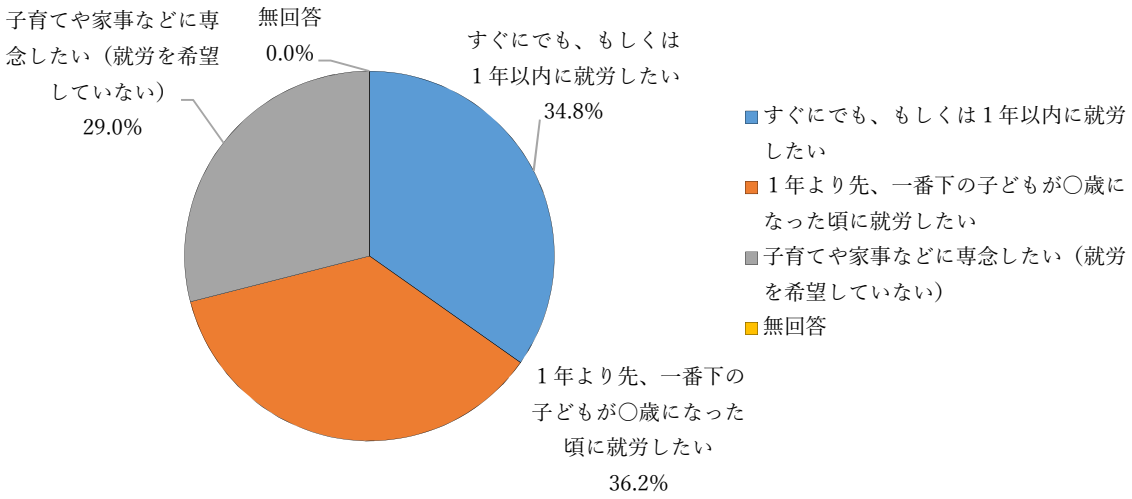

④育児休業制度の利用状況

母親の育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」が 51.9%と半数を超えているものの、父親では 9.3%と低い状況です。

● 育児休業制度の利用状況

就学前児童（母親）

N＝432

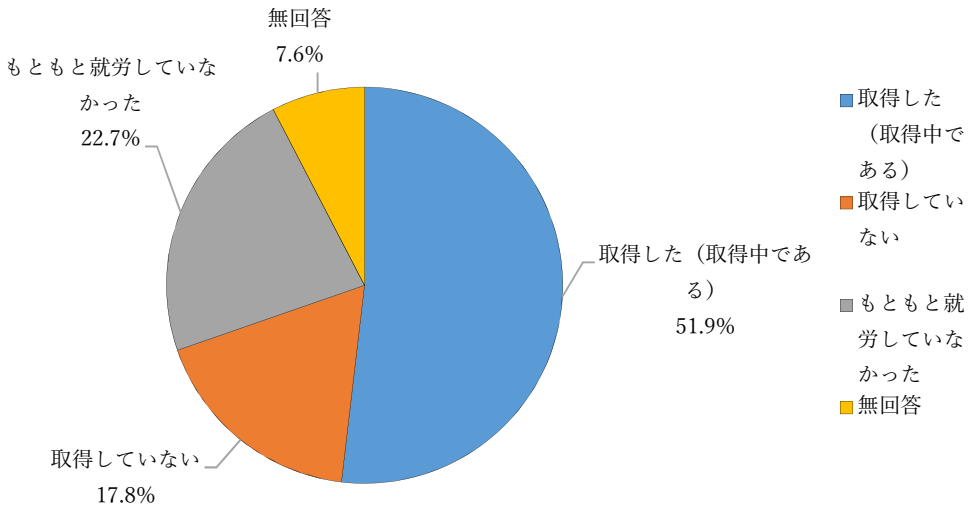

就学前児童（父親）

N＝432

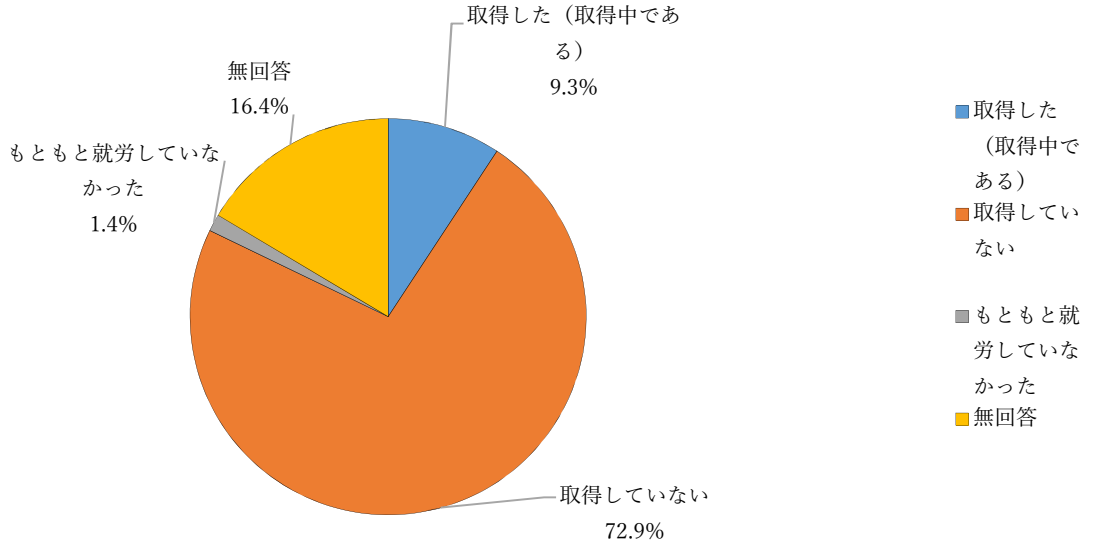

育児休業を取得していない理由をみると、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」(27.3%) が最も高い割合となっているものの、それ以外にも理由は様々です。一方、父親は「仕事が忙しかった」(34.6%)、「配偶者が育児休業を取得した」(33.3%)、「職場に育児休業を取得しにくい雰囲気があった」(33.0%) で 3 割を超え、取得できない理由が顕著に表れています。

父親の育児休業取得率の向上を目指し、育児や家事分担に対する意識改革や、取得しやすい職場環境の整備など、父親の育児参加の促進を図る必要があります。

● 育児休業を取得していない理由

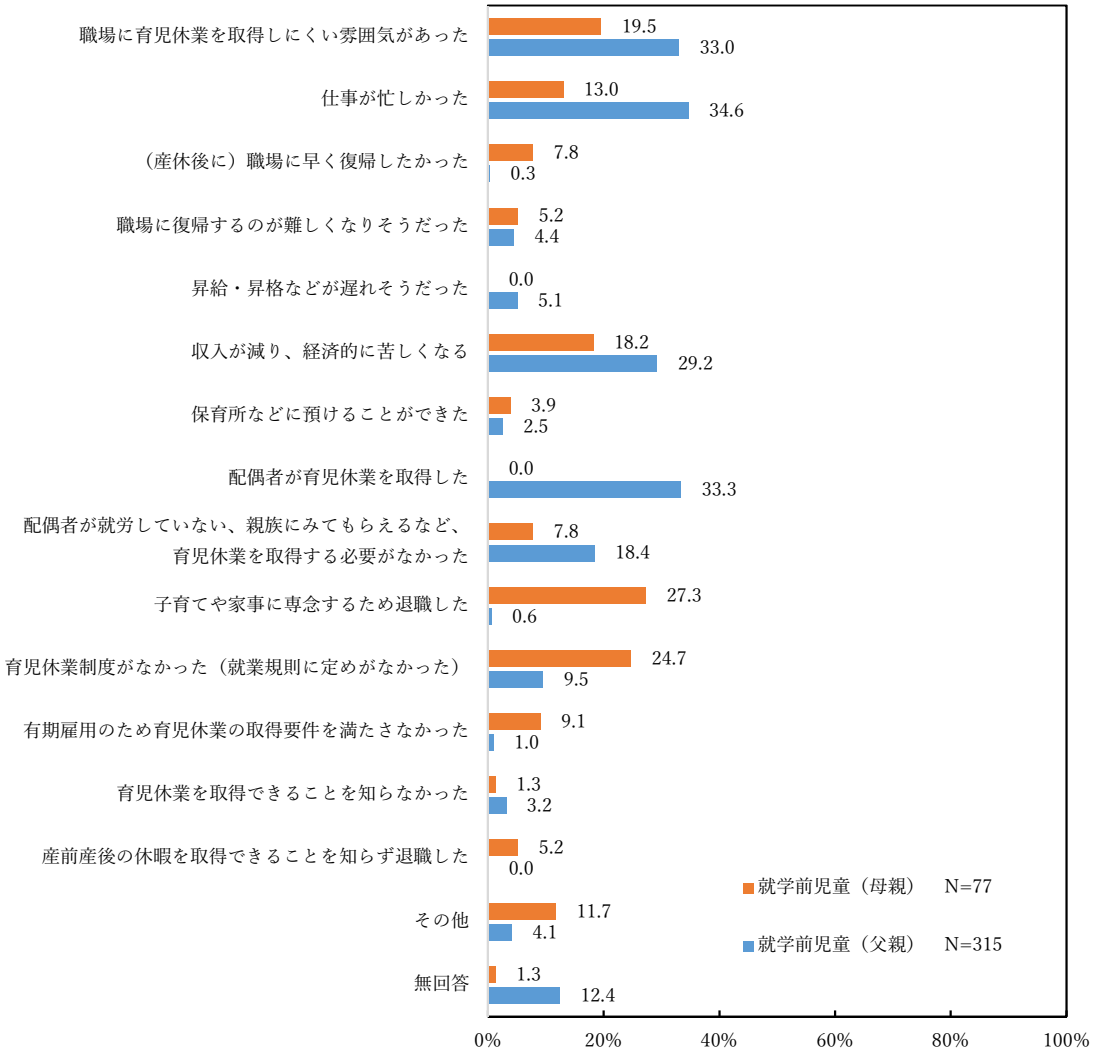

⑤日常的な幼稚園・保育施設等の利用

A. 利用状況と今後の意向

日常的に幼稚園・保育施設等を「利用している」割合は 72.0%で、利用している施設等は「幼稚園」が 35.2%、「認可保育所」が 28.5%となっています。

利用したい施設等は、「幼稚園」が 63.7%、「認可保育所」が 44.2%、「幼稚園の預かり保育」が 40.0%となっています。また、「認定こども園」の割合が 26.9%と高い割合になっています。

● 日常的な幼稚園・保育施設等の利用状況　N＝432

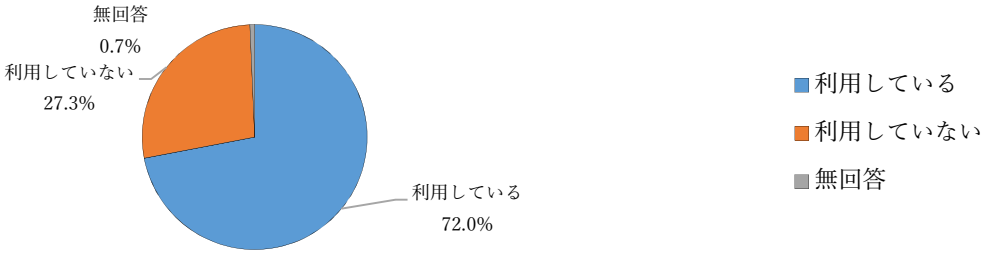

● 利用している日常的な幼稚園・保育施設等　N＝432

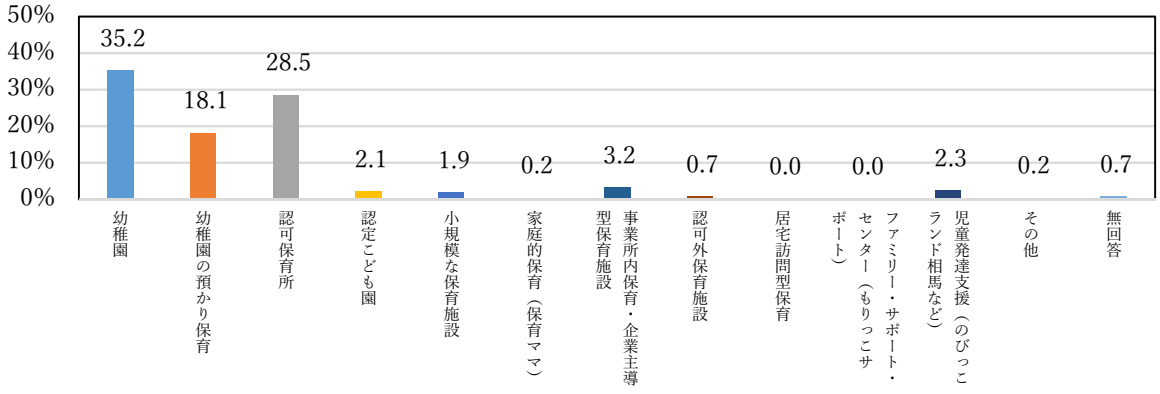

● 利用したい日常的な幼稚園・保育施設等　N＝432

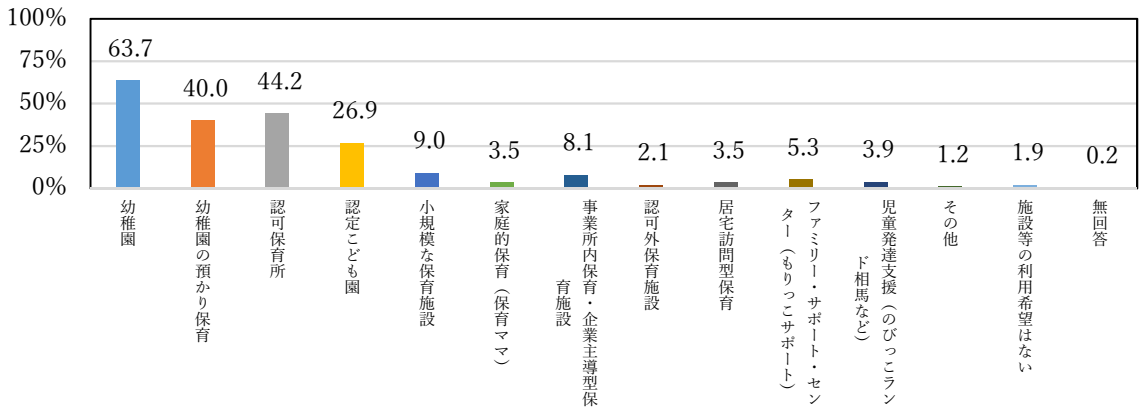

B. 利用している理由と利用していない理由

日常的な幼稚園・保育施設を利用している理由は、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」が 74.9%と最も高い割合となっており、次いで「子どもの教育や発達のため」が 60.5%となっています。

日常的な幼稚園・保育施設等を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」が 61.9%と最も高い割合となっており、次いで「施設・事業を利用せず保護者がみている」が 46.6%となっています。また、「子どもがまだ小さいため」と回答した方のうち 5 割強は、「2 歳」までの低年齢時期からの利用を希望しています。

● 日常的な幼稚園・保育施設等を利用している理由　N＝311

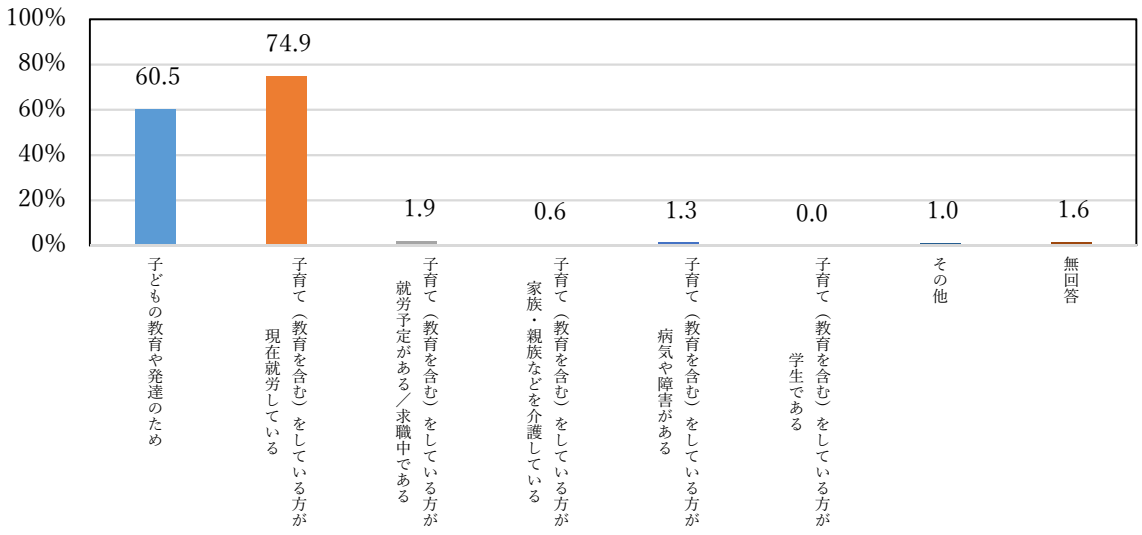

● 日常的な幼稚園・保育施設等を利用していない理由　N＝118

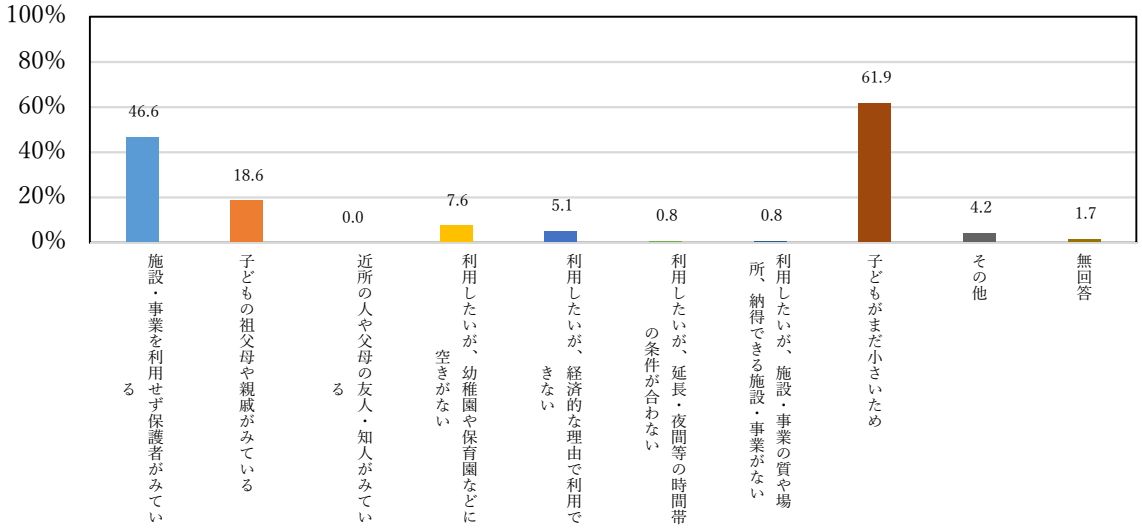

⑥休日の定期的な幼稚園・保育施設等の利用意向

A. 土曜日と日曜・祝日の定期的な幼稚園・保育施設等の利用意向

「ほぼ毎週利用したい」「月に 2～3 日程度利用したい」を合わせると、定期的な幼稚園・保育施設等に利用希望は土曜日が 38.0%、日曜・祝日が 23.4%となっています。

日曜・祝日の利用希望のうち「ほぼ毎週利用したい」と回答した方は、4.4%と少なくなっています。

保護者のニーズに合った教育・保育事業になるよう、さらなる充実に向けた条件等の改善や環境整備、待機児童対策等を検討していく必要があります。

● 土曜日の利用希望　N＝432

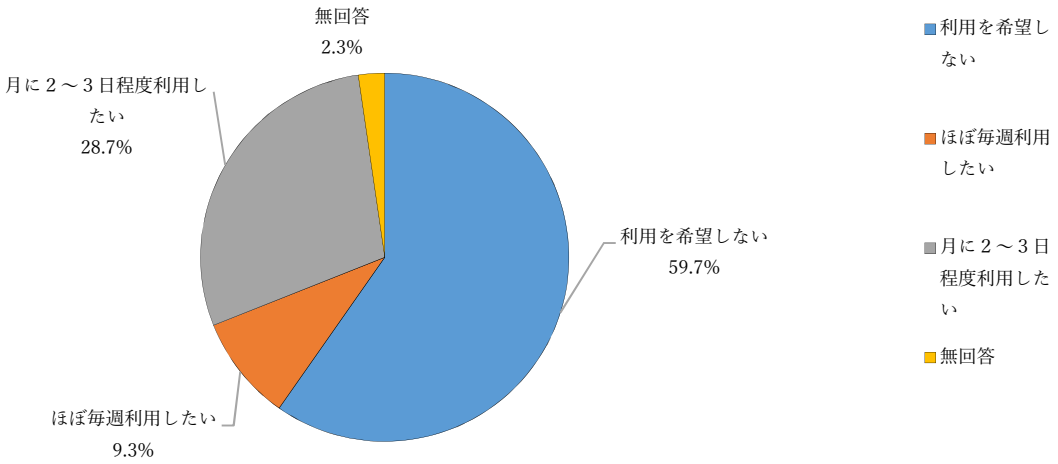

● 日曜・祝日の利用希望　N＝432

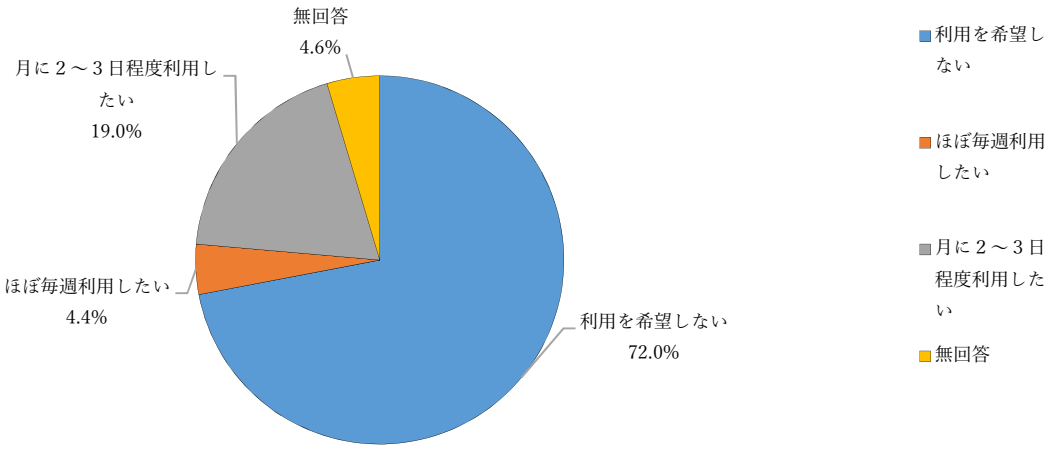

B. 幼稚園利用者の長期休業期間中の幼稚園・保育施設等の利用意向

幼稚園利用者の長期休業期間中の教育・保育事業の利用希望について、「長期休業期間中、ほぼ毎日利用したい」が 46.4%、「長期休業期間中、週に数日利用したい」が 23.2%で、長期休業期間中であっても利用を希望する方は 6 割を超えています。

● 長期休業期間中の利用希望（幼稚園利用者） N＝168

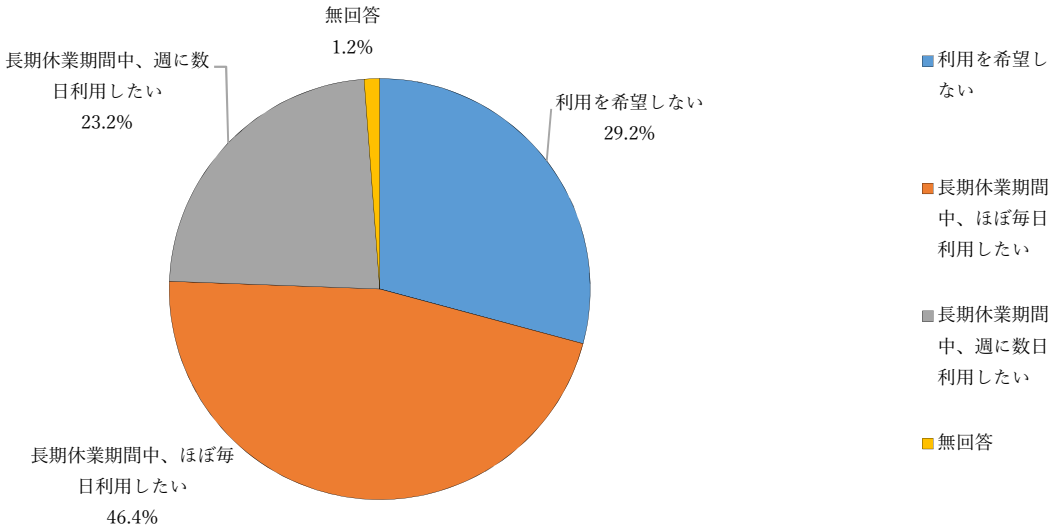

⑦病児・病後児保育施設の利用意向

子どもが病気になったため、父親・母親が仕事を休んで対処した方のうち、「できれば病児・病後児を預かってくれる保育施設などに預けたかった」と回答した方は 40.6%となっています。

● 父親・母親が休んで対処した方の病児・病後児保育施設等の利用意向 N＝143

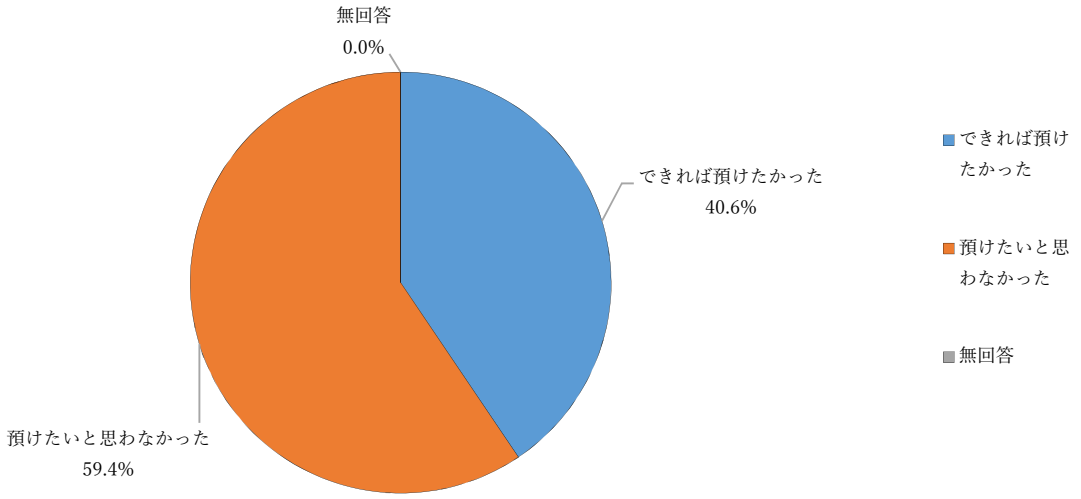

⑧不定期に利用している幼稚園・保育施設等

私用や通院、不定期の就労等で不定期の幼稚園・保育施設等に利用を希望する方は 59.7%で、利用を希望する目的は、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院」が 67.8%、「私用（買物、子どもや親の習い事等）、リフレッシュ」が 65.5%となっており、「不定期の就労（残業、休日出勤等も含む）」が 55.0%となっています。

● 一時保育事業の利用希望とその目的　　N＝432

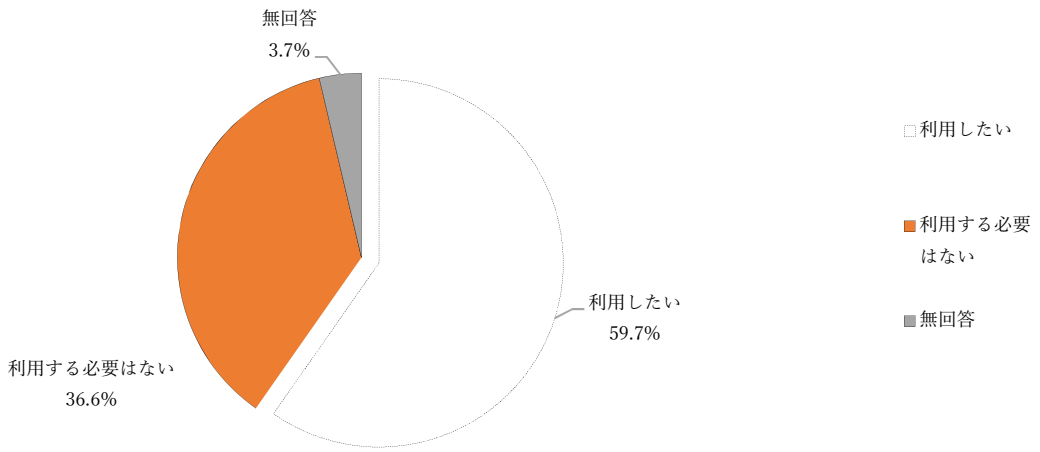

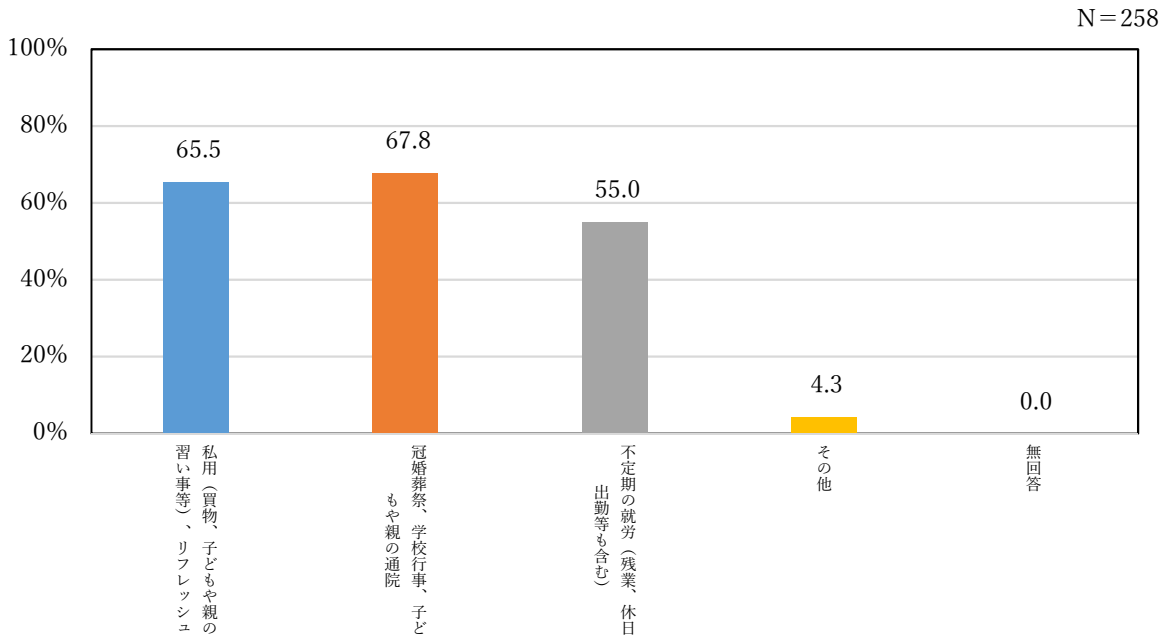

⑨地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業を「利用していない」は 90.5%となっています。

地域子育て支援拠点事業を利用していない方の今後の利用希望については、「今後は利用したい」が 14.1%、「今後も利用するつもりはない」が 30.3%、「わからない」が 44.4%となっていることから、利用者の視点に立った事業内容や運営体制を再検討するとともに、未利用者に対する利用促進の取組が必要となります。

● 地域子育て支援拠点事業の利用状況　　N＝432

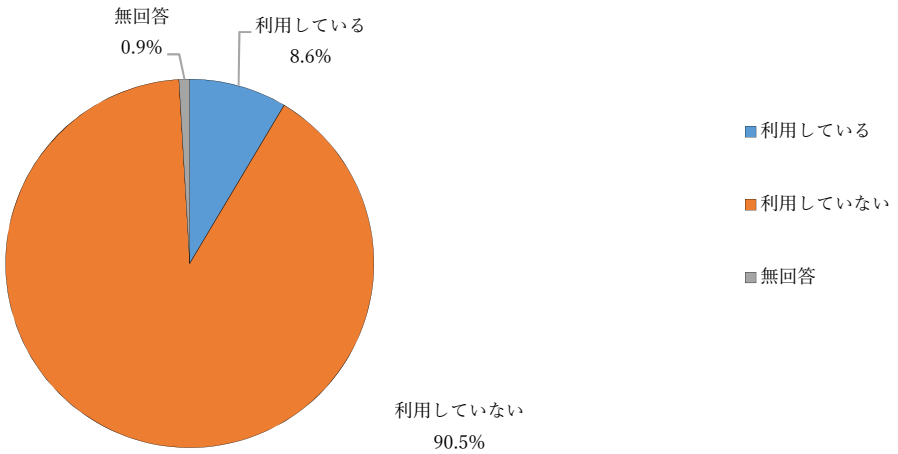

● 地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望（未利用者）　　N＝432

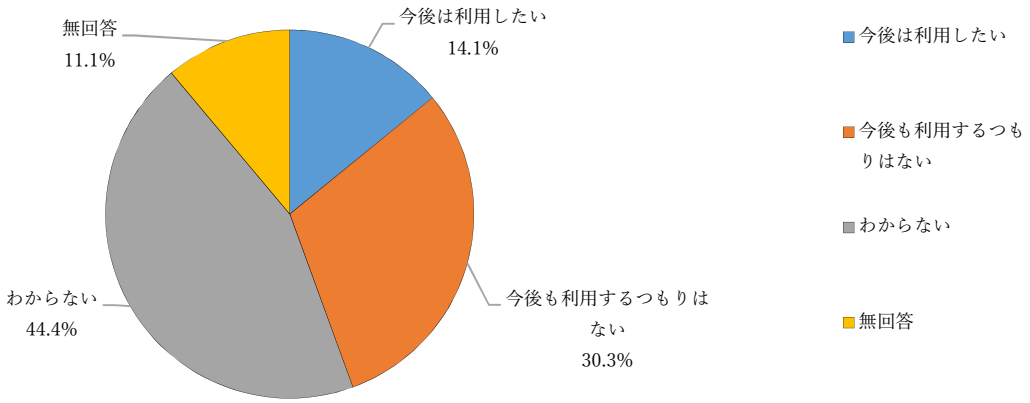

⑩放課後の過ごし方

就学前児童の放課後の過ごし方として「放課後児童クラブ」の利用希望をみると、54.6%となっています。

自宅以外の過ごし方として、「放課後児童クラブ」が 54.6%と最も高く、次いで「習い事」が 18.5%となっています。

小学生の放課後過ごしている場所または過ごさせたい場所は、「自宅」が最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が高くなっています。

子どもの放課後の安全な過ごし方として、「放課後児童クラブ」は一定の役割を果たしていると言えます。利用者が増加傾向にある現状を踏まえ、今後も子どもの健全な成長に繋がる事業として、保護者のニーズを反映しながら、よりよい事業内容の改善、環境等の整備を図り、さらに充実していくことが求められます。

● 放課後の過ごし方の希望（就学前児童）　N＝108

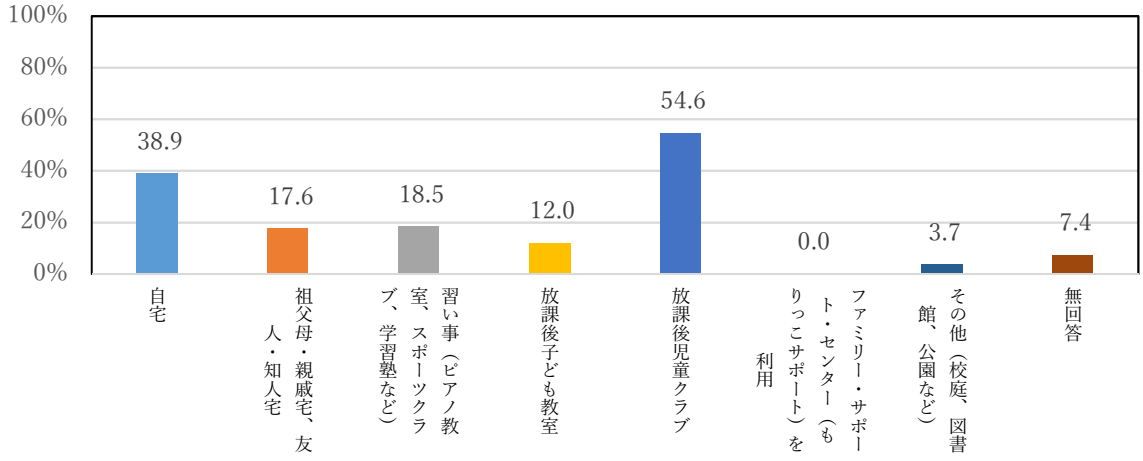

● 放課後過ごしている場所（小学生）　N＝471

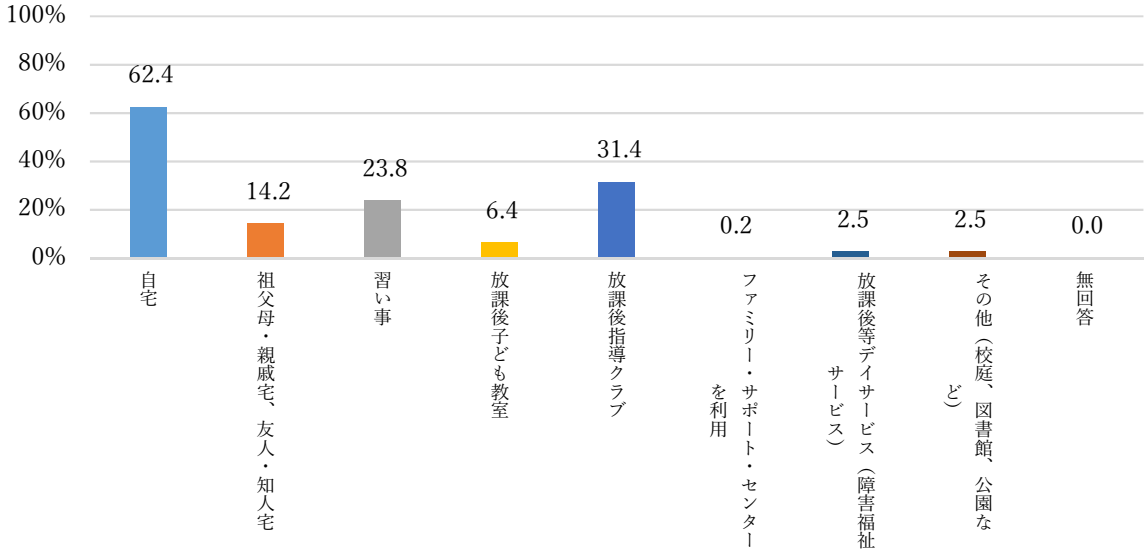

● 放課後過ごさせたい場所（小学生）　N＝471

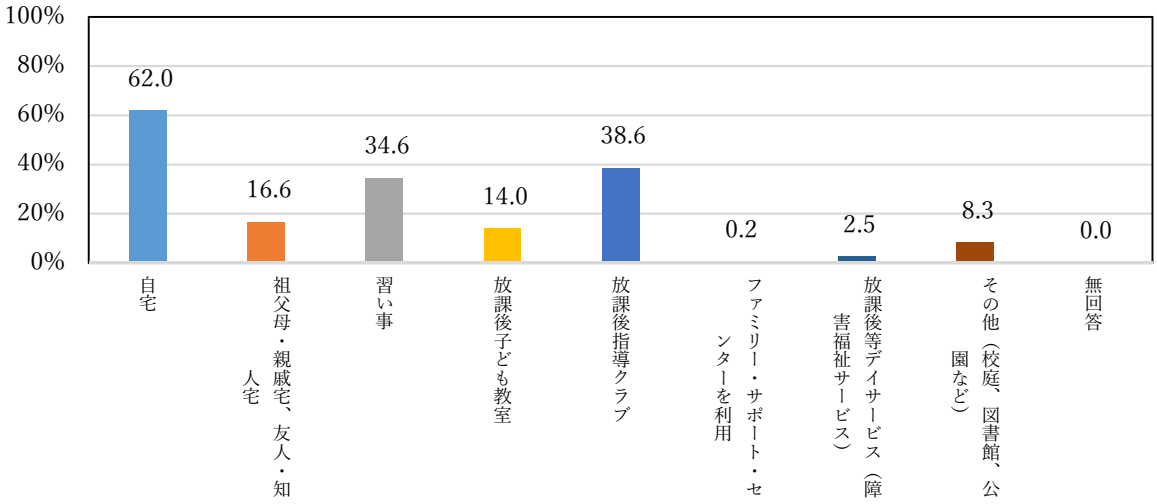

⑪子育て環境や支援への満足度

本市における子育て環境や支援への満足度をみると、就学前児童では「普通」が44.7%と最も高く、「満足度が高い」「満足度がやや高い」の計が 11.4%、「満足度が低い」「満足度がやや低い」の計が 40.7%となっています。

小学生では「普通」が 47.1%と最も高く、「満足度が高い」「満足度がやや高い」の計が 9.1%、「満足度が低い」「満足度がやや低い」の計が 43.7%となっています。

女性の社会進出や就労形態の変化等、現代の生活スタイルにより求められる子育て支援サービスは多様化しているため、安心して子育てができるよう、子育て中の保護者の視点に立った施策が必要となります。

● 相馬市における子育て環境や支援への満足度

就学前児童　N＝432

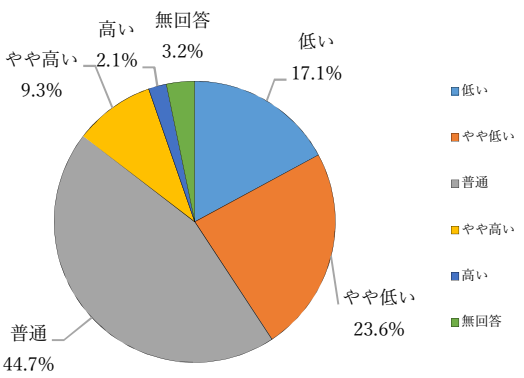

小学生　N＝471

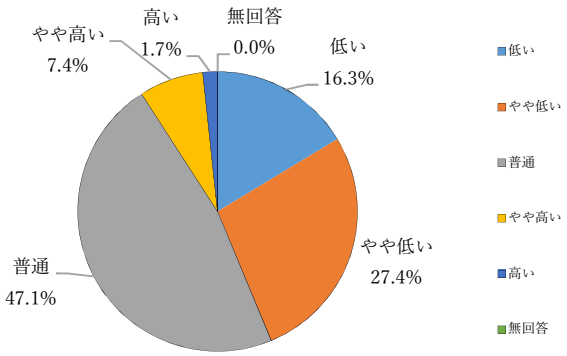

⑫相馬市において特に重要だと思う施策

就学前児童では、特に重要と思う施策として最も高い割合を占めるのは　「経済的な負担を減らす」が 19.4%、次いで「待機児童を解消する」が 16.7%となっています。小学生では「待機児童を解消する」が 17.0%、次いで「健やかな成長を支援する」が 15.5%となっています。

特に重要と思う施策	就学前児童		小学生	
	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
待機児童を解消する	72	16.7	80	17.0
多様な保育を行う	49	11.3	60	12.7
特色ある保育を行う	28	6.5	16	3.4
健やかな成長を支援する	31	7.2	73	15.5
良好な学習環境を確保する	17	3.9	60	12.7
特色ある教育を行う	19	4.4	42	8.9
子どもたちの健康を守る	20	4.6	19	4.0
経済的な負担を減らす	84	19.4	64	13.6
経済的な支援を行う	60	13.9	26	5.5
地域内交流の活性化を行う	3	0.7	3	0.6
情報提供と相談を強化する	5	1.2	9	1.9
男性の育児参加を進める	9	2.1	7	1.5
その他	9	2.1	11	2.3
無回答	26	6.0	1	0.2
合計	432	100.0	471	100.0

２－４　子ども・子育て支援の課題の整理

ここまでの、子ども・子育てを取り巻く環境などを踏まえ、本市の子ども・子育て支援の課題を次のようにまとめます。

（1）少子化・核家族化の影響

全国的な出生率の低下に伴う少子化と核家族化は、本市においても例外ではなく、市の人口は、平成 23 年（2011 年）から令和 2 年（2020 年）の 10 年間で、8.2%（3,044 人）減少しています。対照的に核家族については、平成 7 年より 18.0%（1,215 世帯）増加していることが国勢調査の結果からうかがえます。

地域のつながりが希薄化し、子育てに不安や孤立感を覚える家庭が増え、子どもの成長過程において様々な影響を与えることが懸念されています。同じ年齢の子ども同士がふれあえる場、子育てをしている家庭が地域で交流できる場を提供することが今後も必要であり、課題となります。

交流の場を提供することにより、子どもや保護者同士がつながりを持ち、子育てに関する情報の共有を行うことができます。

また、東日本大震災による地震、津波並びに福島第一原子力発電所事故の影響による人口の流出は落ち着きつつありますが、少子化の問題と同様に生産年齢人口は各年代で減少しています。

こうしたことから、結婚や出産の意向があってもそれを実現しにくくしている要因を取り除くための支援を行い、出産や子育て環境の改善、子どもの育ちと子育て支援を推進していくことが求められます。

（2）子育て家庭の仕事や家庭生活の変化

国の働き方改革に伴う仕事や家庭に対する意識の変化と雇用体系の改善等により、子育て家庭の就労状況が変化し、母親の就業率が高まっています。このことから、子どもが低年齢の頃から共働きとなる世帯が増えていることで、保育所のニーズが年々高まっています。

市内の教育・保育施設の入所状況から、乳児期の保育ニーズの高まりにより、保育所の定員が超過傾向にあるのと対照的に、公立幼稚園の定員が大幅に下回っていることがうかがえます。

保育ニーズと教育ニーズのギャップの解消、年々増加傾向にある保育ニーズを解消するとともに、子ども同士や子育て家庭のふれあいの場を継続して提供することが必要となります。

（3）子の成長段階に沿った多様な教育・保育サービスの充実

母親の育児休業の取得状況等について、相馬市子ども・子育て支援アンケート調査の結果をみると、育児休業を取得した母親の割合は 51.9%であり、育児休業を取得した母親のうち、希望より早く職場復帰した割合は 58.6%となったことから、出産後、早期に職場復帰をするといった傾向がうかがえます。

また、相馬市子ども・子育て支援アンケート調査の結果から、共働き家庭の増加、女性の社会進出、パート・アルバイトなどの就労状況の変化などが見られることから、保育ニーズが増大、多様化していることがわかります。

経済面の不安・負担感の軽減と女性の社会での活躍を促進するため、子育てと仕事を両立させ、安心して働くことのできるよう、保育所の入所から放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施までの継続した子育て支援事業を、さらに充実させていくことが必要となります。

（4）子育てを応援する環境・地域づくり

不安や負担感を軽減し、子育て家庭の孤立化を防ぐため、相談や情報提供の支援、安心して子育てできる環境づくりが求められます。

子ども公民館での世代間交流事業等を通じた、地域全体で子育てを行う環境づくりはもとより、関係機関、地域とのネットワークを強化し、様々な面でサポートする取り組みをさらに広げる必要があります。

第３章　計画の基本的な考え方

３－１　基本理念・目標

近年の子どもを取り巻く社会環境は、少子高齢社会の急速な進行や共働き家庭の増加、核家族化の増大などにより、大きく変化しています。とりわけ、少子化の進行は、子ども同士のふれあいの減少などにより、自主性や社会性が育ちにくいといった子ども自身に対する影響をもたらすものと懸念されています。

このような社会情勢の変化の中で本市の将来を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長し、家庭で安心して子育てができる環境づくりを計画的に推進するため、市民と地域、行政が一体になって取り組んでいく子育て支援の中・長期的な方向と具体的方策を示した「第１期相馬市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもたちがのびのびと育ち安心して子育てができるまち・そうま」という基本理念のもとに、市の各種計画と整合性を図りながら取組みを実施してまいりました。

そして、今回これまでの取組みを踏まえ、「第１期相馬市子ども・子育て支援事業計画」を踏襲し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的として、「第２期相馬市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもたちが健やかに成長し、市民が笑顔で生活できるよう、引き続き基本理念を継承します。

～子どもたちがのびのびと育ち
安心して子育てができるまち・そうま～

基　本　目　標

基本理念を実現するため、次の基本目標を定め推進します。

1　安心して子育てができる環境づくり
2　子育ち、子育てを支援する地域内交流の活性化
3　心豊かでたくましい子どもを育む保育・教育の推進
4　子育てしやすい雇用環境の整備
5　子育てしやすい生活環境の整備

３－２　施策の体系

「第二期　相馬市子ども･子育て支援事業計画」の　体　系

〈基　本　目　標〉　〈主　要　施　策〉　〈推　進　施　策〉

1　安心して子育てができる環境づくり

- ① 相談･情報提供体制の整備.充実
  - ア、出産や子育てについて、だれでも気軽に相談できる体制の整備
    - 1 子育てに関する各種相談事業
    - 2 地域子育て支援センターの整備･充実
    - 3 子育て世代包括支援センターの設置
    - 4 家庭児童相談室の充実
    - 5 民生児童委員（主任児童委員）活動の支援
    - 6 子育てガイドの作成
  - イ、地域における子育て支援情報体制の整備･充実
    - 7 SNSの活用
- ② 子どもの人権尊重と男女共同参画による社会づくり
  - ア、男女共同参画による子育ての推進
    - 8 家庭における男女共同参画についての啓発促進
    - 9 子育て世帯への支援及び男女共同参画に関する学習等の推進
- ③ 援助を必要とする子どもや家庭への支援
  - ア、障がいのある子どもに対する支援施策の充実
    - 10 相談体制の充実
    - 11 障がい児保育･教育の充実
    - 12 障がい児通所支援サービスの提供
    - 13 障がい児巡回相談支援事業の推進
    - 14 保健･医療･福祉･教育等の関係機関の連携強化
    - 15 医療的ケア児等支援のためのコーディネーターの配置
    - 16 障害児福祉手当の支給
    - 17 自立支援医療費（育成医療）の給付
    - 18 補装具費や日常生活用具費等の支給
    - 19 重度障がい児歳末見舞激励品の支給
    - 20 特別児童扶養手当
  - イ、ひとり親家庭に対する支援
    - 21 母子･父子･寡婦福祉資金貸付金
    - 22 ひとり親家庭医療費助成事業
    - 23 児童扶養手当
  - ウ、児童虐待の防止と被虐待児支援体制の整備
    - 24 家庭児童相談室
    - 25 虐待の早期発見及び児童の保護
- ④ 子育て家庭の経済的負担の軽減
  - ア、出産に係る負担軽減
    - 26 妊産婦一般検診等への助成
  - イ、養育に係る負担軽減
    - 27 児童手当
    - 28 子ども医療費の助成
    - 29 新生児聴覚検査の助成
  - ウ、教育に係る負担軽減
    - 30 幼児教育･保育の無償化
    - 31 保育所保育料の第3子以降の無料化
    - 32 小･中学校の給食費無料化
- ⑤ 保健･医療体制の整備と健康づくり
  - ア、安心して妊娠･出産できる保健･医療体制の充実
    - 33 母子保健知識の普及
    - 34 妊産婦･乳児訪問
    - 35 妊産婦健康診査･乳幼児健康診査の充実
    - 36 健康相談･訪問指導
    - 37 不妊治療･不育治療への助成（こうのとりサポート）
  - イ、親と子の心とからだの健康づくりに対する支援
    - 38 妊婦教室
    - 39 地域小児医療体制づくり
  - ウ、思春期における健康教育の推進
    - 40 性感染症･避妊･喫煙･生活習慣等に関する教育･相談･情報提供
    - 41 人間尊重の精神を基盤とした性教育と乳幼児とのふれあい体験学習
  - エ、子どもの心の健康づくり
    - 42 教育相談の開催
    - 43 子ども相談会の開催
    - 44 子どものカウンセリング

〈基本目標〉	〈主要施策〉	〈推進施策〉
2 子育ち・子育てを支援する地域交流の活性化	① 地域全体で子育てを支援する環境づくり	ア、家庭と子育てに関する意識啓発の展開
		45 広報・啓発活動の充実
		46 子育てサークル等の育成
		47 子育てサークル等の活動支援
		イ、地域全体で子育てを支援する活動の推進
		48 幼稚園の地域開放
		49 ファミリーサポートセンター事業
		50 学校と地域（公民館）の活動連携
	② 子育ち、子育てボランティアの育成活動	ア、子育ち、子育て支援ボランティアの養成
		51 各種ボランティア活動支援のための養成講座の開催
		52 子育て支援機関との連携強化
		イ、市民活動としてのボランティア体制の充実
		53 市民活動としてのボランティア体制の充実
	③ 地域ぐるみの児童健全育成活動	ア、子育てに関する地域交流の活性化
		54 地域における子育て支援ネットワーク体制の整備
		55 児童センターなど交流の場の確保
		56 家庭での読書の支援と読書会の開催
		57 図書館の環境整備と図書の充実
		イ、学校・地域における文化活動の促進
		58 地域の教育環境の整備
		59 スポーツ少年団活動の推進
		60 地域の子ども文化プランの推進
		61 生涯学習・社会教育活動の充実 『報徳の訓え』による人を思いやる豊かな心の教育の実施
		62 『野馬追いや民謡』など地域伝承文化の継承活動の推進
		63 世代間交流事業の促進
		ウ、安心で安全な地域づくりの推進
		64 子どもの被害防止活動
		65 交通安全教育の提供
3 心豊かでたくましい子どもを育む保育・教育の推進	① 多様な保育サービスの充実	ア、保育サービスの質的向上
		66 利用者支援事業
		イ、多様な需要に応える保育サービスの推進
		67 低年齢児保育の実施
		68 延長保育の推進
		69 休日保育の実施
		70 一時保育の実施
		71 障がい児保育の充実
		72 幼稚園での預かり保育の充実
		73 企業内託児所の検討
		74 保育士等資格取得への奨学金貸与制度
	② 放課後児童の健全育成	ア、放課後児童健全育成の推進
		75 放課後児童クラブの充実
		76 放課後子ども教室の充実
		77 施設及び設備の充実
	③ 学校教育の充実	ア、幼稚園教育の充実
		78 幼稚園教育の充実
		79 障がい児の就学前教育
		イ、教育の充実
		80 教育内容の充実
		81 「生きる力」を育てる教育の推進
		82 障がい児教育の実施
		83 教育相談事業の充実
		84 教育施設や設備の整備
		ウ、開かれた学校づくりの推進
		85 学校と家庭・地域社会の連携強化（全小中学校）
		86 学校施設の地域開放の推進 地域住民のニーズに応じた学校開放事業の推進（全小学校）
		エ、保育と教育の連携
		87 保育所・幼稚園と小中学校の連携強化

〈基 本 目 標〉　〈主 要 施 策〉　〈推 進 施 策〉

4 子育てしやすい雇用環境の整備

- ① 安心して働きながら子育てができる環境の整備
  - ア、仕事と子育てを両立するための環境の整備
    - 88 育児休暇・育児時間制度の普及・定着
    - 88 子育てに配慮した勤務時間制度の整備
  - イ、職場における固定的な性別役割分担の是正
    - 89 職場における性別役割分担の是正
    - 89 男女の雇用機会均等の確保
- ② 子育てのため退職した者に対する就労支援
  - ア、出産・子育てのため退職した者に対する就労支援の推進
    - 90 出産や子育てにより退職した女性の再就職
    - 90 再就職希望支援事業の推進
    - 90 女性の働く場の創出

5 子育てしやすい生活環境の整備

- ① ゆとりを持って子育てができる住宅の整備
  - ア、子育てしやすい良質な住宅や住環境の整備
    - 91 公営住宅の整備と優良住宅の供給
- ② 安心して暮らせる生活環境の整備
  - ア、安心して子育てができるまちづくりの推進
    - 92 防災・安全社会資本整備事業
    - 93 子育て支援設備の整備
    - 94 生活空間の環境保全
  - イ、遊び場環境の整備
    - 95 公園の整備

第４章　分野別施策の展開

４－１　安心して子育てができる環境づくり

（1）【主要施策①】相談・情報提供体制の整備充実

妊娠や出産など子育てに関する事項については、だれでもが気軽に相談でき、必要な情報が提供できる体制の整備・充実を進めます。

また、保育所・幼稚園・医療機関等、地域における子育て支援に関する各種施設との連携を図り、情報提供ができる体制の整備を進めます。

ア　推進施策：出産や子育てについて、だれでも気軽に相談できる体制の整備

事業名		事業概要	担当課
1	子育てに関する各種相談事業	保健師や栄養士による、育児に関する保健・健康の相談会や言葉が遅い幼児や、対人関係・集団生活が苦手な幼児、育児に不安のある保護者に対し言語聴覚士や心理士が個別相談を実施します。	保健センター
2	地域子育て支援センターの整備・充実	地域の全ての乳幼児について、相談・指導等を積極的に行うことにより、孤立しがちな子育てを地域で支える中核的な事業を行います。 （育児相談、親子教室、育児の広場、子育てサークル支援等）	社会福祉課 愛育園
3	子育て世代包括支援センターの設置	妊娠期から子育て期における総合的な相談や支援の提供を行います。	保健センター
4	家庭児童相談室の充実	子どもの養育、健全な人間関係等についての相談・指導を行い、子どもの家庭の福祉の向上に努めます。また、相談内容が複雑・多様化する状況に対応できるよう、民生委員・主任児童員・児童相談所などの関係機関との連携を強化し、活動の充実を図ります。	愛育園
5	民生児童委員（主任児童委員）活動の支援	主任児童委員による各地区公民館等での子育て活動を支援します。	社会福祉課 各公民館 愛育園
6	子育てガイドの作成	児童福祉・母子保健・医療、その他子育てに関するさまざまな分野の情報を分かりやすくまとめたガイドを作成し、子育て家庭にやさしい情報の提供を進めます。	社会福祉課

イ　推進施策：地域における子育て支援情報体制の整備・充実

事業名		事業概要	担当課
7	ＳＮＳの活用	最新の子育てイベント情報等を Twitter や Facebook 等のＳＮＳを通じて発信します。	社会福祉課 愛育園 保健センター

（2）【主要施策②】　子どもの人権尊重と男女共同参画による社会づくり

子育てに対する不安が増大している背景には、いじめや児童虐待などの増加に見られるように、子どもの人権や生命の尊厳が軽視されている状況にあります。

安心して子育てができる社会をつくるために、子育てしやすい環境づくりや健やかに育つことができる環境づくりを進めます。

また、子育ては両親が等しく責任を分担し行うものであり、男女共同参画による社会づくりを目指します。

ア　推進施策：　男女共同参画による子育ての推進

事業名		事業概要	担当課
8	家庭における男女共同参画についての啓発促進	男女共同参画を推進するための啓発を行います。男女が共に仕事と家事・育児・介護等の家庭生活との均衡（ワーク・ライフ・バランス）を図るために、子育てを含めた家庭における男女共同参画意義の啓発を図ります。	生涯学習課
9	子育て世帯への支援及び男女共同参画に関する学習等の推進	子育て世帯に対しての子育て学級・講座等、男女共同参画の意義啓発事業を実施します。	生涯学習課

（3）【主要施策③】　援助を必要とする子どもや家庭への支援

社会的支援を必要としている子どもや家庭に対する支援とともに、家庭において養育が困難となった子どもや障がいのある子どもに対して、子どもの利益を保障するために各種支援策の充実を図り、処遇の向上に努めます。

また、ひとり親家庭に対する子育て支援の充実を図ります。

さらに、深刻化する児童虐待についても、広報啓発活動や関係機関との連携強化による未然防止や、虐待を受けた子どもに対する心のケアに努めます

ア　推進施策：障がいのある子どもに対する支援施策の充実

事業名		事業概要	担当課
10	相談体制の充実	発達相談会、言語相談会、個別相談等において、保護者から育児や発達などに関する相談に応じます。	保健センター
11	障がい児保育・教育の充実	保護者が仕事などで昼間保育できない場合、集団生活が可能な障がい児を保育します。心身に障がいがある幼児・児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、自己実現を促進するため、本人及び保護者のニーズに応じた適切な就学相談を実施します。	社会福祉課 学校教育課
12	障がい児通所支援サービスの提供	障がいのある児童や発達に心配のある児童に対して、集団生活に適応するための訓練や生活能力の向上のための支援などを行う障がい児通所支援サービスを提供します。	健康福祉課
13	障がい児巡回相談支援事業の推進	巡回相談支援員が幼稚園や保育園等を巡回訪問し、職員や発達に心配のある児童の保護者等に対し相談・助言等を行います。	健康福祉課
14	保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化	地域自立支援協議会子ども支援部会を定期的に開催し、関係機関の連携のもと、障がいのある児童や発達に心配のある児童に対して切れ目のない一貫した支援ができる体制を構築します。	健康福祉課
15	医療的ケア児等支援のためのコーディネーターの配置	人口呼吸器や胃ろうなど、日常的に医療的なケアが必要な児童に対する包括的な支援を行うため、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、関係機関による支援の調整を行います。	健康福祉課
16	障害児福祉手当の支給	重度の障がいにより日常生活において常時介護を必要とする児童に手当を支給します。	健康福祉課
17	自立支援医療費（育成医療）の給付	疾病等により身体的な障がいを有する児童に、確実な治療効果が期待できる医療を給付します。	健康福祉課
18	補装具費や日常生活用具費等の支給	身体に障がいのある児童に対し、車椅子や補聴器などの補装具費及びたん吸引器や点字器などの日常生活用具費等を支給します。	健康福祉課

事業名		事業概要	担当課
19	重度障がい児歳末見舞激励品の支給	在宅の重度身体障がい児または重度知的障がい児に歳末見舞激励品を支給します。	健康福祉課
20	特別児童扶養手当	20 歳未満の身体又は精神に重度の障がいを有する児童の保護者に対して支給される手当です。	社会福祉課

イ　推進施策：ひとり親家庭に対する支援

事業名		事業概要	担当課
21	母子･父子･寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭に対して、経済的自立と生活意欲の増長を図るため、必要な資金を貸し付けます。（県事業）	社会福祉課
22	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成します。	社会福祉課
23	児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図るため、児童が満 18 歳に到達した年度末まで支給します。	社会福祉課

ウ　推進施策：児童虐待の防止と被虐待児支援体制の整備

事業名		事業概要	担当課
24	家庭児童相談室	相馬市要保護児童対策地域協議会個別ケース会議の開催や通報があった時は家庭訪問等をして目視を行っています。また主任児童委員の研修会で実情報告や、保健センターとの情報共有や同行訪問の実施など関係機関との連携に努めます。	愛育園
25	虐待の早期発見及び児童の保護	各関係機関が参加する「要保護児童対策地域協議会」を中心に、各機関と連携しネットワークの整備を図ります。	社会福祉課 愛育園

（4）【主要施策④】　子育て家庭の経済的負担の軽減

出産や子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、保育料等の助成のあり方などについて検討します。

ア　推進施策：出産に係る負担軽減

事業名		事業概要	担当課
26	妊産婦一般健診等への助成	妊産婦一般健康診査費用の助成を行います。	保健センター

イ　推進施策：養育に係る負担軽減

事業名		事業概要	担当課
27	児童手当	家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成、資質の向上を目的として、国の制度に基づき保護者に支給します。	社会福祉課
28	子ども医療費の助成	１８歳に達する日以降の最初の３月３１日までの子どもの医療費の一部を助成します。	社会福祉課
29	新生児聴覚検査の助成	新生児に対して聴覚検査費用の助成を行います。	保健センター

ウ　推進施策：教育に係る負担軽減

事業名		事業概要	担当課
30	幼児教育・保育の無償化	3 歳から 5 歳までの子ども及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園･保育園･認定こども園等の費用を無料とします。	学校教育課 社会福祉課
31	保育所保育料の第 3 子以降の無料化	保護者等の所得が一定以下の場合、第 3 子以降の保育所の保育料を無料とします。	社会福祉課
32	小・中学校の給食費無料化	小・中学校児童生徒の保護者の経済的負担の軽減と学校給食へ地元食材の活用による食育の推進を図ります。	学校教育課

（５）【主要施策⑤】　保健・医療体制の整備と健康づくり

晩婚化が進む中、出産年齢の上昇や低体重児出産などの増加に対して的確に対応するため出産に大きな負担がかかる妊産婦指導の強化や周産期医療システムの整備を図るとともに、不妊で悩む人に対する専門的な相談や情報提供体制の充実など、安心して妊娠・出産・子育てができる保健・医療体制の整備を進めます。

また、性情報が氾濫する中、若者の望まない妊娠や妊娠中絶が年々増加しており、思春期にある世代に対して、性と生殖に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、生命の尊厳や思春期における健康管理の重要性について、普及啓発を進めます。

ア　推進施策：安心して妊娠・出産できる保健・医療体制の充実

事業名		事業概要	担当課
33	母子保健知識の普及	母子健康保健手帳交付時、保健師が妊婦やその家族に対し、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えるための個別相談を行います。	保健センター
34	妊産婦・乳児訪問	全ての乳児・産婦に対し、生後２か月頃に保健師または看護師が家庭訪問を行います。	保健センター
35	妊産婦健康診査・乳幼児健康診査の充実	安全な妊娠・出産ができるよう、妊産婦の健康づくりを支援します。また、乳幼児からの健康診査を実施するとともに受診率の向上を図ります。（３か月児・９か月児・１歳６か月児・３歳児健診）	保健センター
36	健康相談・訪問指導	健康、妊娠・出産、育児に関する電話相談・家庭訪問を実施します。	保健センター
37	不妊治療・不育治療への助成（こうのとりサポート）	不妊治療（人工授精・体外受精・顕微授精）及び不育治療に係る費用を助成します。	保健センター

イ　推進施策：親と子の心とからだの健康づくりに対する支援

事業名		事業概要	担当課
38	妊婦教室	妊婦とその家族を対象に、出産や育児についての講話、沐浴等の実習を行います。不安を軽減し、妊娠、出産、育児を前向きにとらえることができるよう支援します。	保健センター
39	地域小児医療体制づくり	小児医療の体制について、医師会等との連携をより一層図り、休日や夜間における小児医療体制の整備を進めます。	保健センター及び市内医療機関

ウ　推進施策：思春期における健康教育の推進

事業名		事業概要	担当課
40	性感染症・避妊・喫煙・生活習慣等に関する教育・相談・情報提供	性に関する諸問題が低年齢化しているため、性感染症、避妊、喫煙、食習慣等に関する教育・相談・情報提供等一層の啓発に努めます。	学校教育課
41	人間尊重の精神を基盤とした性教育と乳幼児とのふれあい体験学習	人間尊重の精神を基盤として、児童・生徒の発達段階に応じた性に関する科学的知識の理解と認識を深めるための教育・指導に努めます。	学校教育課

エ　推進施策：子どもの心の健康づくり

事業名		事業概要	担当課
42	教育相談の開催	幼児・児童・生徒・保護者の悩みや、いじめ、不登校等の問題に応じ、心の健康維持・増進に努めます。	学校教育課
43	子ども相談会	言葉が遅い幼児や、対人関係、集団生活が苦手な幼児、育児に不安のある保護者に対し言語聴覚士や心理士が個別相談を実施します。	保健センター
44	子どものカウンセリング	学校を訪問し、生徒教員等の PTSD 対策を実施します。	学校教育課

４－２　子育ち、子育てを支援する地域内交流の活性化

（1）【主要施策①】　地域全体で子育てを支援する環境づくり

子育てについては、次世代を担う子どもたちの健全育成という観点と位置付け、子育ての意義や楽しさ、さらには地域全体で子育てを支援していく必要性についての啓発や学習機会を確保するとともに、家庭を中心とした子育て支援を推進していく気運を醸成します。

また、ボランティア団体や保育サポーター、子育てサークル等に対する支援策を検討し、子育て家庭を支援する活動を積極的に推進します。

ア　推進施策：家庭と子育てに関する意識啓発の展開

事業名		事業概要	担当課
45	広報・啓発活動の充実	地域において子育てに関する様々な問に対して、保護者からの相談に応じるとともに心理的な不安を少しでも和らげるよう、子育てに関する情報と相談機能の充実を図り、情報提供と相談支援体制の充実を図ります。	社会福祉課 愛育園
46	子育てサークル等の育成	乳幼児をもつ親同士が自由に交流する場として、子育てサークル活動の拡充を図るとともに、情報提供を進めます。	愛育園
47	子育てサークル等の活動支援	子育てサークル等からの施設利用を推進し、活動を支援します。	中央公民館

イ　推進施策：地域全体で子育てを支援する活動の推進

事業名		事業概要	担当課
48	幼稚園の地域開放	未就園児及びその保護者同士の交流の場を設けます。園舎・園庭の開放、絵本の貸し出し等を行います。	学校教育課 各公立幼稚園
49	ファミリーサポートセンター事業	「子どもを一時的に預けたい人」と「子どもを自宅で預かれる人」を会員登録し、育児の援助を仲介します。保育園に迎えに行けない場合、子どもの面倒を見ている人が病気になったり、急用がある場合などに、預かることができる方を援助できるよう、紹介・斡旋を行います。	社会福祉課
50	学校と地域（公民館）の活動連携	学校からの希望に基づき、公民館を通して地域の講師の紹介や派遣をすることで、学校と地域の活動連携を推進します。	中央公民館

（２）【主要施策②】　子育ち、子育てボランティアの育成活動

子育ち・子育て支援体制の充実を図るためには、各地域のマンパワーの活用が不可欠となってきます。

そのためには、ボランティア、ＮＰＯの養成・育成活動とともに、市民活動の体制の充実を図ります。

ア　推進施策：子育ち、子育て支援ボランティアの養成

事業名		事業概要	担当課
51	各種ボランティア活動支援のための養成講座の開催	人材確保を進め、学校支援のためボランティアを養成します。	生涯学習課 中央公民館
52	子育て支援機関との連携強化	主任児童委員が市内各地で開催している子育てサークルは、親子で参加して遊んだり、お互いの交流を図りながら、子育ての悩みや孤独感を解消するための活動を実施します。	社会福祉課 愛育園

イ　推進施策：市民活動としてのボランティア体制の充実

事業名		事業概要	担当課
53	市民活動としてのボランティア体制の充実	市職員や関係機関職員、ボランティア市民講師による出前講座を実施し、市民に学習の機会の場を提供します。	生涯学習課

（3）【主要施策③】　地域ぐるみの児童健全育成活動

子どもたちの健やかな成長を促すため、地区の子ども会やボランティア活動など地域活動の活性化を積極的に図り、子どもたちがのびのびと遊び、自ら健やかに育つことができる環境づくりを推進します。

また、家庭・学校・地域・警察等が連携を図りながら、子どもの健全な成長の妨げとなる有害環境の浄化を進め、防犯活動・事故防止活動を推進し、子どものための安心で安全な地域環境づくりを目指します。

ア　推進施策：子育てに関する地域交流の活性化

事業名		事業概要	担当課
54	地域における子育て支援ネットワーク体制の整備	乳幼児を持つ親同士が自由に交流する場として、子育てサークル活動の拡充及び、ボランティアの育成を図るとともに、利用者支援事業の取り組みとして、情報提供やネットワークづくりを進めます。	社会福祉課 愛育園
55	児童センターなど交流の場の確保	子どもが安心して遊ぶことができる活動の場として児童厚生員を配置し、健全で楽しい遊びを与え、異年齢児童の交流を図れるよう事業の充実に努めます。	社会福祉課
56	家庭での読書の支援と読書会の開催	絵本を媒介として愛情に満ちた言葉をかけることで、子どもの豊かな心を育て、心安らぐ子育ての時間となるよう、絵本を手渡すブックスタート事業やおはなし会を実施します。	図書館
57	図書館の環境整備と図書の充実	親子がくつろいで読書を楽しむことができる空間として「こどもの部屋」の環境整備と図書の充実を図ります。	図書館

イ　推進施策：学校・地域における文化活動の促進

事業名		事業概要	担当課
58	地域の教育環境の整備	放課後や週末の子ども達の居場所づくりとして、異学年間や地域の方々と様々な交流活動を行う放課後子ども教室を開催します。また、放課後子どもプラン運営委員会を設置し、子ども教室の評価検証や児童クラブとの連携について協議を行います。	生涯学習課
59	スポーツ少年団活動の推進	各種スポーツ競技を実施するスポーツ少年団に対し、活動費を助成します。（単位団ごとの活動に対する支援、各種スポーツ大会の開催）	生涯学習課
60	地域の子ども文化プランの推進	市民会館や歴史資料収蔵館などを拠点に、本市の歴史や文化に触れたり、様々な芸術活動に接したり、子どもの文化活動や鑑賞の活動を充実します。	生涯学習課
61	生涯学習・社会教育活動の充実 『報徳の訓え』による人を思いやる豊かな心の教育の実施	子どもの心を豊かにし、人間性、社会性を育むことができるように地域の方々などの協力により体験活動や生涯学習等を通して子ども達が活躍する機会を充実するとともに、地域の教育力の向上を推進します。	生涯学習課
62	『野馬追や民謡』など地域伝承文化の継承活動の推進	地域の野馬追や相馬民謡など地域の伝統文化継承活動を体験することにより、古くからの伝統とそこに参加する人間関係等を理解し、子どもたちの健全な育成を図ります。（歴史資料収蔵館での展示や子ども民謡教室）	生涯学習課
63	世代間交流事業の促進	東部子ども公民館及び西部子ども公民館において、高齢者と子どもが各種行事を通じてふれあうことで、児童の健全育成と福祉の心を醸成していきます。	社会福祉課

ウ　推進施策：安心で安全な地域づくりの推進

事業名		事業概要	担当課
64	子どもの被害防止活動	少年の非行防止及び児童・生徒の安全な登下校のため、少年センター補導員による街頭補導を実施するとともに、関係機関と連携を図りながら防犯体制の整備に努めます。	生涯学習課
65	交通安全教育の提供	地域における交通安全教室教育関係者等との連携・協力体制の強化を図り、各季交通安全運動期間中に各学校・幼稚園・保育所等がそれぞれ主体となって参加・体験・実践型の交通安全教育を支援します。	生活環境課

４－３　心豊かでたくましい子どもを育む保育・教育の推進

（1）【主要施策①】　多様な保育サービスの充実

地域ニーズに対応した保育所の整備を進め、受入体制の充実を図ってまいります。

また、多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育・休日保育等を積極的に推進するとともに、保護者の傷病やパート就労などに対応した一時保育などの推進に努めるなど、子育て家庭への支援を充実します。

なお、幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する「認定こども園」について事業を進めます。

ア　推進施策：保育サービスの質的向上

事業名		事業概要	担当課
66	利用者支援事業	保育内容の充実を図り、保育所の途中入所や保育及び子育て支援サービスを円滑に利用するための相談・情報提供を身近な子育て支援施設で行える事業を推進します。	社会福祉課 愛育園

イ　推進施策：多様な需要に応える保育サービスの推進

事業名		事業概要	担当課
67	低年齢児保育の実施	0～2 歳児の保育を実施します。	社会福祉課
68	延長保育の推進	通常の開所時間は 7：00～18：00 までですが、仕事で帰宅が遅くなる保護者への支援のため、現在 19:00 まで保育時間を延長しています。	社会福祉課
69	休日保育の実施	保護者が休日に就業等している場合、保育所で保育を行います。	社会福祉課
70	一時保育の実施	保護者の短時間就労や疾病、冠婚葬祭、または育児等に伴う心理的・肉体的負担を軽減するため、通常保育の対象とならない児童を受け入れます。	愛育園
71	障がい児保育の充実	保護者が、仕事などで昼間保育できない場合、集団生活が可能な障がい児を保育します。	社会福祉課
72	幼稚園での預かり保育の充実	園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援します。	学校教育課
73	企業内託児所の検討	企業内保育所の設置を検討している事業者に対し、積極的な情報提供を行うほか、必要に応じ従業員以外も利用可能な、「地域枠」の設置について働きかけます。	社会福祉課
74	保育士等資格取得への奨学金貸与制度	保育士等人材育成のため、保育士または幼稚園教諭の免許取得にかかる学資金等を貸与します。	社会福祉課

（2）【主要施策②】　放課後児童の健全育成

共働き家庭支援を図るための保育サービスの充実に加え、昼間保護者のいない家庭の小学生の健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を積極的に推進します。

また、保護者の就労形態に関わらず、全ての児童の安心・安全な居場所を確保するために、放課後子ども総合プランに基づく一体化の施設等も検討していきます。

ア　推進施策：放課後児童健全育成の推進

事業名		事業概要	担当課
75	放課後児童クラブの充実	保護者が就業等により、昼間家庭にいない小学６年生までの児童を対象に、適切な遊びと生活の場を与え、健全な育成を図ります。	社会福祉課
76	放課後子ども教室の充実	放課後子ども教室を通じて地域の大人と交流を図ることにより、子どもたちの健やかな成長と社会性の向上を推進します。	生涯学習課
77	施設及び設備の充実	保護者が就業等により、昼間家庭にいない児童に対して、適切な遊びと生活の場を与え、健全な育成を図るため施設、設備の充実を図ります。	社会福祉課

（3）【主要施策③】　学校教育の充実

情報化や国際化の進展により、急激に変化する社会環境に対応するため、次世代を担う子どもたちにふさわしい能力が身につけられるよう、子どもの個性を生かし、時代の変化に対応した多様な教育を推進し、保護者や地域住民の意向を取り入れた、開かれた学校づくりを目指します。

また、地域における子どもと住民の交流や活動の場を拡大するため、学校を開放するとともに、学校・家庭・地域と連携した生涯学習活動を進めます。

さらに、いじめや不登校など児童生徒の心の問題に対応するため、心の教育を推進し、心豊かでたくましく生きる人間形成を図ります。

加えて、子どもが屋内に閉じこもり一人で遊ぶことが増えている中、友達との遊びを通して豊かな人間性を育む教育を進めるため、自然体験活動や伝統文化活動など体験的な学習機会の拡大を図ります。

ア　推進施策：幼稚園教育の充実

事業名		事業概要	担当課
78	幼稚園教育の充実	幼稚園教員研修会、幼稚園訪問等を実施します。（全公立幼稚園）	学校教育課
79	障がい児の就学前教育	特別支援教育支援員の配置、就学時健康診断を実施します。	学校教育課

イ　推進施策：教育の充実

事業名		事業概要	担当課
80	教育内容の充実	「学校訪問」を実施し、各校の教員の授業力向上に努める。また、「学校経営計画作成協議会」を実施し、各校の教育課程の充実に努めます。	学校教育課
81	「生きる力」を育てる教育の推進	相馬市小・中学校学力推進会議を実施し、各校の授業改善を促し、児童生徒の学力向上や ICT リテラシーの育成に努めます。また、「放射線教育研修会」を実施し、各校の放射線教育の充実に努めます。また、相馬市の未来を担う児童生徒が健全に育つために、音楽による生きる力を育む事業を行います。	学校教育課 生涯学習課
82	障がい児教育の実施	「就学指導事務説明会」を実施し、各校の就学指導及び特別支援教育の充実に努めます。	学校教育課
83	教育相談事業の充実	市内の小中学校に、県事業のスクールカウンセラー及び相馬フォロアーチームのスクールカウンセラーを配置します。	学校教育課
84	教育施設や設備の整備	充実した教育活動が展開できるよう施設・設備の充実に努めます。	教育委員会 総務課

ウ　推進施策：開かれた学校づくりの推進

事業名		事業概要	担当課
85	学校と家庭・地域社会の連携強化（全小中学校）	学校評議員をPTAや地域の方に委嘱し、教育活動への意見を収集します。	学校教育課
86	学校施設の地域開放の推進 地域住民のニーズに応じた学校開放事業の推進（全小学校）	スポーツ少年団やPTA活動に対して、学校施設等の解放を行います。	学校教育課 生涯学習課

エ　推進施策：保育と教育の連携

事業名		事業概要	担当課
87	保育所・幼稚園と小中学校の連携強化	学校・幼稚園訪問による指導を行います。	学校教育課

４－４　子育てしやすい雇用環境の整備

「相馬市子ども・子育て支援アンケート調査」の結果から見て、就学前児童を持つ家庭の７７％、小学生（１年～６年生）を持つ家庭の８３％の母親が「働いている」と回答しており、共働き家庭の割合が高くなっていることがうかがえます。

このような状況から男女がともに社会に参画し、自己実現を目指しながら仕事と子育ての両立を図るためには、子育て支援サービスの充実とともに、子育てしやすい雇用環境の整備が重要となっています。

仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備に向けて、労使双方はもとより地域社会が一体となった取り組みを積極的に推進していきます。

（1）【主要施策①】　安心して働きながら子育てができる環境の整備

子育て中の保護者が、ともに育児休業が取得しやすく、また育児休業後円滑に職場復帰できるような環境の整備を進めるとともに、仕事と子育てが両立できるような柔軟な勤務体制と多様な就労方法の普及に努めます。

また、職場においては、事業所内保育施設の設置など子育てしやすい職場環境づくりを促進します。

ア　推進施策：仕事と子育てを両立するための環境の整備

事業名		事業概要	担当課
88	育児休暇・育児時間制度の普及・定着 子育てに配慮した勤務時間制度の整備	子育てに配慮した就労環境を整備促進するために、意義啓発や各種制度の周知を図ります。	商工観光課

イ　推進施策：職場における固定的な性別役割分担の是正

事業名		事業概要	担当課
89	職場における性別役割分担の是正 男女の雇用機会均等の確保	固定的な性別的役割分担意義等を見直し、性別に関わらない働きやすい就労環境の確保を図るとともに、柔軟な勤務体系の普及啓発を推進します。	商工観光課

（２）【主要施策②】　子育てのため退職した者に対する就労支援

現在働いていない母親への今後の就労意向調査によれば、就学前児童の８０％、小学生（１年～６年生）を持つ家庭の７１％の母親が、子どもの手が少し離れたら働きたいと回答しています。

出産や子育てのために退職した人に対する再就職や起業等に関する情報の提供、就労相談、自己啓発への支援を積極的に進めるとともに、能力が発揮できる場の確保や融資制度等による就労支援の充実に努めます

ア　推進施策：出産・子育てのため退職した者に対する就労支援の推進

事業名		事業概要	担当課
90	出産や子育てにより退職した女性の再就職 再就職希望支援事業の推進 女性の働く場の創出	出産や子育てのために退職した人に対する再就職や起業等に関する情報の提供、就労相談、自己啓発への支援を進めるとともに、能力が発揮できる場の確保や融資制度等による就労支援の充実について努めます。	商工観光課

４－５　子育てしやすい生活環境の整備

子育て家庭が、ゆとりを持ち、安心して子育てができるよう、日常生活の場である住環境や子どもが安心して遊ぶことができる生活環境の整備を進めます。

また、度重なる災害により、子どもや保護者がさまざまなストレスを抱え、心のケアが必要とされており、子どもの活動場所の安全を確保するなど、子どもの心と体、安心して子育てができる環境整備が求められています。

（1）【主要施策①】　ゆとりを持って子育てができる住宅の整備

子育て家庭は、経済的にも精神的にもゆとりと豊かさを感じることができる住環境を求めています。そこで、子育て世帯に対する良質な住宅供給の促進に努めます。

ア　推進施策：子育てしやすい良質な住宅や住環境の整備

事業名		事業概要	担当課
91	公営住宅の整備と優良住宅の供給	公営住宅について、子育てに安心で快適な住宅の整備を目指します。	建築課

（2）【主要施策②】　安心して暮らせる生活環境の整備

安心して生活できるまちづくりを進めるため、子ども連れでも利用しやすい公共施設の整備を進めます。

また、安全でのびのびと暮らせるための生活空間の環境保全に努め、道路環境の整備や親子で利用できる公園の整備などを進めます。

ア　推進施策：安心して子育てができるまちづくりの推進

事業名		事業概要	担当課
92	防災・安全社会資本整備事業	学校施設周辺及び通学路の道路環境整備や歩道の新設を施し、安心して安全に利用できる道路空間を構築します。	土木課
93	子育て支援設備の整備	子ども連れでも安心して利用できるよう、公共施設において、ベビーカー利用に対応したスロープ等の整備、トイレ内のベビーチェア等の設置を促進します。また、イベント等に利用される公共施設には託児・授乳スペースの確保を促進します。	建築課
94	生活空間の環境保全	水や大気、土壌等に汚染を防ぎ、子どもや親子が安心して遊び、健康に過ごせるよう環境の保全に努めます。	生活環境課

イ　推進施策：遊び場環境の整備

事業名		事業概要	担当課
95	公園の整備	市民の憩いの場・子どもの遊び場としての都市公園を整備します。	都市整備課

第５章　子ども・子育て支援事業の需要量及び提供体制

５－１　子ども・子育て支援事業の推進

（1）子ども・子育て支援事業の概要

子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施していく必要があります（子ども・子育て支援法第３条第１号）。

そのため、本計画では、計画期間における幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（需要）とその提供体制の確保（供給）を定めます。

なお、教育・保育給付は、保護者の申請を受けた市が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みとなっており、認定は、子どもの年齢と保育の必要性の有無により、以下の３区分となります（同法第 19 条及び第 20 条）。

①教育・保育給付の認定区分

１号認定（19 条１項１号：教育標準時間認定）：3～5 歳　幼児期の学校教育
２号認定（19 条１項２号：満３歳以上・保育認定）：3～5 歳　保育の必要有
３号認定（19 条１項３号：満３歳未満・保育認定）：0～2 歳　保育の必要有

②保育必要量

保育の「必要性あり（2 号・3 号）」の認定を受けた場合は、その事由により、さらに保育必要量を認定します。保育必要量には「保育標準時間認定（1 日最大 11 時間）」と「保育短時間認定（1 日最大 8 時間）」があります。

※最大時間は時間外（延長）保育を除きます。

《保育の必要性を認定する際の客観的基準》

保育を必要とする事由となるものは、下記のとおりです。

①月 64 時間（※）以上の就労をしていること
②妊娠中または出産後間が無い事
③保護者の疾病、障害
④同居（長期入院等を含む）親族の介護・看護
⑤災害復旧
⑥求職活動
⑦就学
⑧虐待やＤＶのおそれがあるとき
⑨育児休業時の継続利用
⑩その他市長が認める場合

（※）就労時間の下限は、月 48 時間から 64 時間の間で市町村が定めます。

（2）子ども・子育て支援事業の全体像

子ども・子育て支援事業の内容は以下のとおりです。

子ども・子育て支援法におけるサービスは、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」の３つに区分されます。社会の変化や、地域の動向に合わせて、事業の展開を推進します。

【事業一覧】

<table>
<tr><th>根拠法</th><th colspan="2">給付の区分</th><th>事業名</th></tr>
<tr><td rowspan="20">子ども・子育て支援法</td><td rowspan="7">子どものための
教育・保育給付</td><td rowspan="3">施設型給付費</td><td>公立幼稚園</td></tr>
<tr><td>保育所</td></tr>
<tr><td>認定こども園</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地域型保育給付費</td><td>小規模保育事業</td></tr>
<tr><td>家庭的保育事業</td></tr>
<tr><td>居宅訪問型保育</td></tr>
<tr><td>事業所内保育事業</td></tr>
<tr><td rowspan="3">子育てのための
施設等利用給付</td><td rowspan="3">施設等利用費</td><td>新制度未移行の幼稚園</td></tr>
<tr><td>預かり保育事業</td></tr>
<tr><td>認可外保育施設等</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="13">地域子ども・子育て支援事業</td><td>利用者支援事業</td></tr>
<tr><td>地域子育て支援拠点事業</td></tr>
<tr><td>妊婦健康診査</td></tr>
<tr><td>乳児家庭全戸訪問事業</td></tr>
<tr><td>養育支援訪問事業</td></tr>
<tr><td>子育て短期支援事業（ショートステイ）</td></tr>
<tr><td>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</td></tr>
<tr><td>一時預かり事業</td></tr>
<tr><td>延長保育事業</td></tr>
<tr><td>病児保育事業</td></tr>
<tr><td>放課後児童健全育成事業</td></tr>
<tr><td>実費徴収に係る補足給付を行う事業</td></tr>
<tr><td>多様な事業者の参入促進・能力活用事業</td></tr>
</table>

５－２　教育・保育提供区域の設定

（1）教育・保育提供区域の定義

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域です（子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項）。

教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲となる教育・保育提供区域では、運用にあたり、次の事項が定められています。

1　教育・保育提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本。
　ただし、施設状況や利用実態に応じて、「子どもの認定区分ごとの設定」「地域子ども・子育て支援事業ごと（13 事業のうち、11 事業）の設定」も可能。

2　教育・保育提供区域は、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準となる。
　各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則、認可しなければならない（※）。

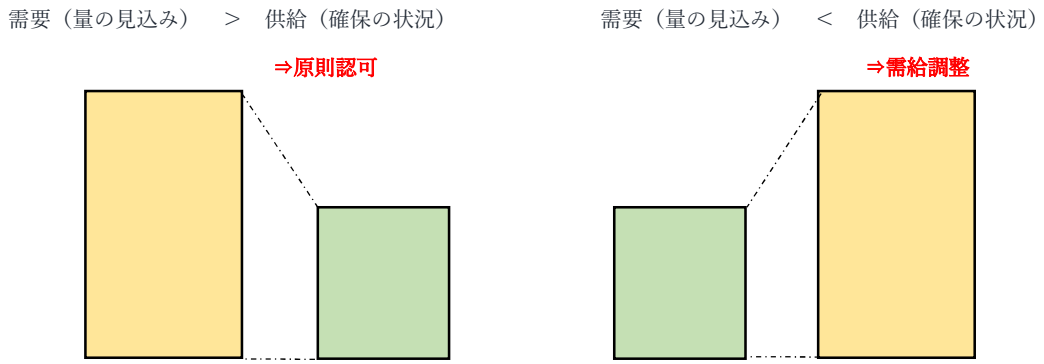

※①社会福祉法人、学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識や経験に関する要件を満たすことを求める。②その上で、欠格事由に該当する場合や、供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする

3　施設や事業の利用は、提供区域内での利用が原則。ただし、区域外の施設・事業の利用も可能。

（2）本市における教育・保育提供区域

第１期子ども･子育て支援事業計画では第１区域を中村地区、第２区域を東部地区、第３区域を大野地区、第４区域を飯豊、玉野、山上、八幡、日立、磯部地区とし、４つの区域を設定しました。

しかしながら、教育・保育施設については市内中心部に集中しており、区域ごとの見込みを立てることが難しく、また、地域子ども・子育て支援事業については実施箇所数が少ないことから、第２期計画では、柔軟な需給体制を確保するため市内全域を１区域として設定し、事業を推進します。

相馬市管内図

５－３　教育・保育の量の見込みの算出

（1）「量の見込み」の考え方

量の見込みの算出にあたっては、国が示す手引きに従い、保護者に対するニーズ調査の結果から、就労状況や希望等を踏まえた潜在的な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出したうえで、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出します。

推計児童数×潜在家庭類型割合×利用意向率＝量の見込み

（2）家庭類型について

保護者の就労状況等により、タイプＡからタイプＦまで８つの潜在的家庭類型に分類します。

潜在的家庭類型とは、今後の就労意向（現在、就労していない母親が、すぐにでも、もしくは１年以内に就労したいと思っている等）を反映させたものです。分類する類型は以下のとおりです。

家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
A	ひとり親家庭
B	フルタイム×フルタイム
C	フルタイム×パートタイム （就労時間：月 120 時間以上、下限時間～120 時間未満の一部）
C’	フルタイム×パートタイム （就労時間：月下限時間未満、下限時間～120 時間未満の一部）
D	専業主婦（夫）
E	パートタイム×パートタイム （就労時間：双方が月 120 時間以上、下限時間～120 時間未満の一部）
E′	パートタイム×パートタイム （就労時間：いずれかが月下限時間未満、下限時間～120 時間未満の一部）
F	無業×無業

※保育の下限時間は、48 時間～64 時間の間で、市町村において設定

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">母親
父親</td><td rowspan="2">ひとり親</td><td rowspan="2">フルタイム就労
（育休・介護休業含む）</td><td colspan="3">パートタイム就労
（育休・介護休業含む）</td><td rowspan="2">未 就 労</td></tr>
<tr><td>月 120 時間以上</td><td>月 120 時間未満
64 時間以上</td><td>月 64 時間未満</td></tr>
<tr><td colspan="2">ひとり親</td><td>タイプＡ</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">フルタイム就労（育休・介護休業含む）</td><td rowspan="5"></td><td>タイプＢ</td><td>タイプＣ</td><td colspan="2">タイプＣ‘</td><td rowspan="5">タイプＤ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">パートタイム就労
（育休・介護休業含む）</td><td>月 120 時間以上</td><td>タイプＣ</td><td>タイプＥ</td><td colspan="2" rowspan="2">タイプＥ‘</td></tr>
<tr><td>月 120 時間未満
64 時間以上</td></tr>
<tr><td>月 64 時間未満</td><td>タイプＣ‘</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">未 就 労</td><td colspan="5">タイプＤ</td><td>タイプＦ</td></tr>
</table>

（３）家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後１年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

家庭類型（現在・潜在）の割合（０～５歳）

タイプ	父母の有無と就労状況	現在	潜在
A	ひとり親家庭	７％	７％
B	フルタイム×フルタイム	４９％	５２％
C	フルタイム×パートタイム （就労時間：月 120 時間以上、下限時間～120 時間未満の一部）	１５％	１６％
C’	フルタイム×パートタイム （就労時間：月下限時間未満、下限時間～120 時間未満の一部）	７％	９％
D	専業主婦（夫）	２１％	１６％
E	パートタイム×パートタイム （就労時間：双方が月 120 時間以上、下限時間～120 時間未満の一部）	０％	０％
E′	パートタイム×パートタイム （就労時間：いずれかが月下限時間未満、下限時間～120 時間未満の一部）	０％	０％
F	無業×無業	０％	０％

家庭類型（現在・潜在）の割合（０歳）

タイプ	父母の有無と就労状況	現在	潜在
A	ひとり親家庭	０％	０％
B	フルタイム×フルタイム	５７％	６３％
C	フルタイム×パートタイム （就労時間：月 120 時間以上、下限時間～120 時間未満の一部）	１２％	１４％
C’	フルタイム×パートタイム （就労時間：月下限時間未満、下限時間～120 時間未満の一部）	３％	２％
D	専業主婦（夫）	２８％	２２％
E	パートタイム×パートタイム （就労時間：双方が月 120 時間以上、下限時間～120 時間未満の一部）	０％	０％
E′	パートタイム×パートタイム （就労時間：いずれかが月下限時間未満、下限時間～120 時間未満の一部）	０％	０％
F	無業×無業	０％	０％

家庭類型（現在・潜在）の割合（１・２歳）

タイプ	父母の有無と就労状況	現在	潜在
A	ひとり親家庭	１０％	１０％
B	フルタイム×フルタイム	５４％	５６％
C	フルタイム×パートタイム （就労時間：月 120 時間以上、下限時間～120 時間未満の一部）	１２％	１５％
C’	フルタイム×パートタイム （就労時間：月下限時間未満、下限時間～120 時間未満の一部）	３％	５％
D	専業主婦（夫）	２１％	１４％
E	パートタイム×パートタイム （就労時間：双方が月 120 時間以上、下限時間～120 時間未満の一部）	０％	０％
E′	パートタイム×パートタイム （就労時間：いずれかが月下限時間未満、下限時間～120 時間未満の一部）	０％	０％
F	無業×無業	０％	０％

家庭類型（現在・潜在）の割合（３～５歳）

タイプ	父母の有無と就労状況	現在	潜在
A	ひとり親家庭	８％	８％
B	フルタイム×フルタイム	４５％	４７％
C	フルタイム×パートタイム （就労時間：月 120 時間以上、下限時間～120 時間未満の一部）	１７％	１７％
C’	フルタイム×パートタイム （就労時間：月下限時間未満、下限時間～120 時間未満の一部）	１１％	１２％
D	専業主婦（夫）	２０％	１６％
E	パートタイム×パートタイム （就労時間：双方が月 120 時間以上、下限時間～120 時間未満の一部）	０％	０％
E′	パートタイム×パートタイム （就労時間：いずれかが月下限時間未満、下限時間～120 時間未満の一部）	０％	０％
F	無業×無業	０％	０％

上記家族類型タイプをもとに、以下の教育保育給付の見込み量を算出します。

「1 号認定」･･･満 3 歳以上で就学前の保育の必要がない幼稚園利用意向の子ども

「2 号認定」･･･満 3 歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

「2 号認定幼稚園ニーズあり（以下『2 号幼』)」…2 号認定かつ幼稚園利用意向の子ども

「2 号認定保育園ニーズあり（以下『2 号保』)」…2 号認定かつ保育園利用意向の子ども

「3 号認定」･･･満 3 歳未満で保育の必要性があると認定された子ども

年齢と保育の必要性の関係

<table>
<tr><th rowspan="2">年齢</th><th colspan="2">保育の必要性</th><th rowspan="2">地域子ども・子育て支援事業</th></tr>
<tr><th>ある</th><th>ない</th></tr>
<tr><td>0～２歳児</td><td>【３号認定】
・保育園
・認定こども園
・延長保育
・小規模保育
・家庭的保育
・居宅訪問型保育
・事業所内保育</td><td></td><td rowspan="2">【全ての乳幼児】
・乳児家庭全戸訪問事業
・養育支援訪問事業
・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・ファミリー・サポート・センター
・利用者支援</td></tr>
<tr><td>３～５歳児</td><td>【２号保】
・保育園
・認定こども園
・延長保育
【２号幼】
・幼稚園
・認定こども園
・一時預かり（幼稚園）</td><td>【１号認定】
・幼稚園
・認定こども園
・一時預かり（幼稚園）</td></tr>
</table>

５－４　児童数及び子育て家庭の今後の見通し

（１）児童数の見込み

近年の人口動向が今後も続くことを前提に算出した児童数の推計は、次のとおりです。

計画期間における推計では、児童数の減少が予測されています。

図表　児童数の推移（0～5 歳）

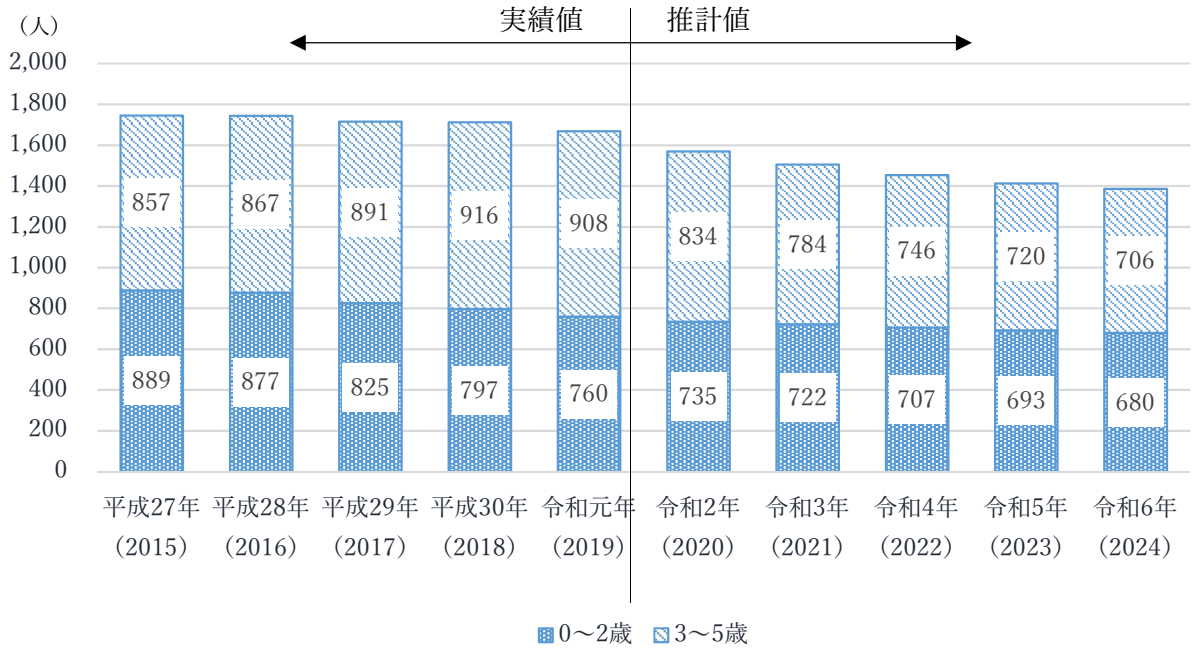

図表　児童数の推移（6～11 歳）

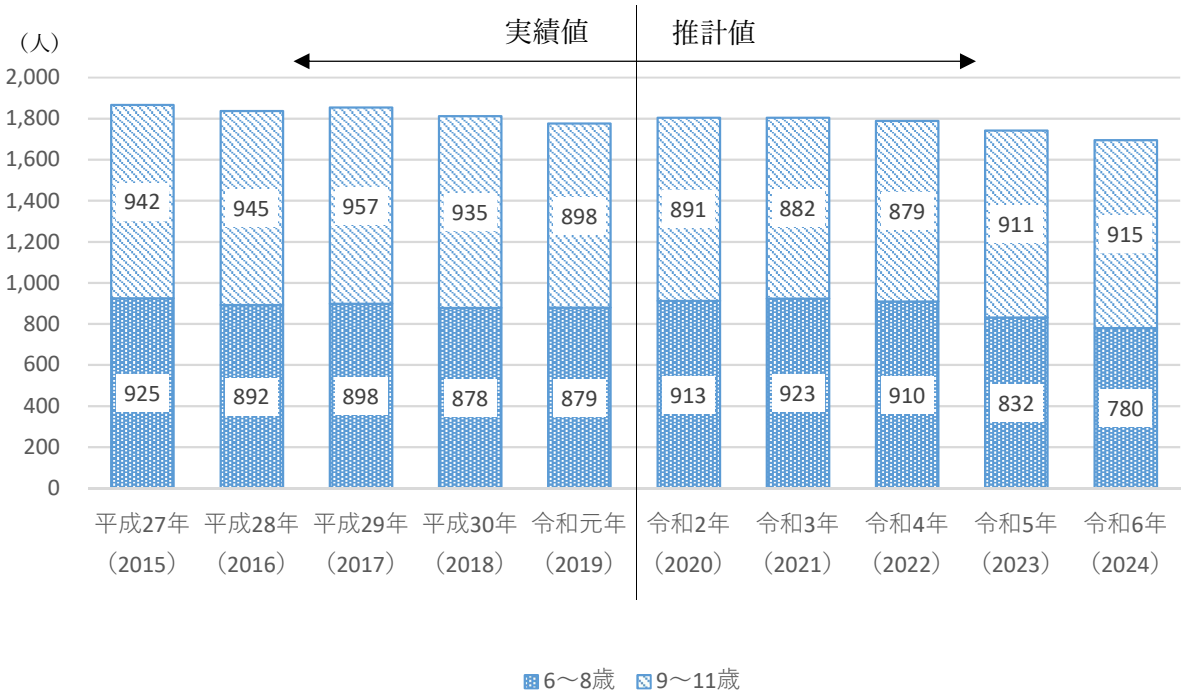

図表　児童数の推移（0～11 歳）

（単位：人）

	実績値			推計値				
	平成29年(2017)	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和6年(2024)
0 歳児	260	249	246	241	236	231	227	223
1 歳児	277	266	249	246	241	236	231	227
2 歳児	288	282	265	248	245	240	235	230
3 歳児	324	292	277	260	243	240	235	230
4 歳児	294	331	291	276	259	242	239	234
5 歳児	273	293	340	298	282	264	246	242
6 歳児	307	284	290	336	294	278	260	242
7 歳児	294	302	285	291	337	294	278	260
8 歳児	297	292	304	286	292	338	294	278
9 歳児	311	295	294	306	287	293	339	294
10 歳児	328	312	294	293	304	285	290	335
11 歳児	318	328	310	292	291	301	282	286
0～5 歳	1,716	1,713	1,668	1,569	1,506	1,453	1,413	1,386
6～11 歳	1,855	1,813	1,777	1,804	1,805	1,789	1,743	1,695

注：実績値は住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

【児童数の推計方法（変化率法）】

平成 27 年（2015）～31 年（2019）の住民基本台帳人口（各年 4 月 1 日現在）を用いて、実績値間の年齢毎の変化率（例 0 歳⇒翌年 1 歳の人数変化）に基づき推計。

５－５　教育・保育施設の需要量と提供体制

（1）教育・保育施設の需要量と提供体制

児童数の見込み及び利用実績から算出した、教育・保育施設の需要量の見込み及び提供体制は、次のとおりです。

【需要量の見込み及び提供体制】

現在の保育園・幼稚園の利用状況および今後の教育・保育施設の整備状況を踏まえ利用数を見込んでいます。令和３年度に小規模保育施設が認可保育所に移行し、受け入れ年齢及び定員を拡大する予定です。また、令和４年度には既存幼稚園が認定こども園に移行する予定です。

なお、提供見込量に不足が見込まれる部分については、必要な保育士を配置したうえで、年齢の枠を超えた受け入れ（定数の弾力化）も検討していきます。

需要見込量　（単位：人）

認定区分	令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
①１号認定（3～5 歳、保育の必要性なし）	223	210	199	192	189
②2 号認定合計	592	557	529	511	501
２号認定（3～5 歳、幼稚園の利用希望者）	300	282	268	259	254
２号認定（3～5 歳、保育園等利用希望者）	292	275	261	252	247
③3 号認定合計	455	447	437	429	420
３号認定（0 歳）	134	131	128	126	123
３号認定（1、2 歳）	321	316	309	303	297

提供見込量及び比較（１号認定・２号認定）

（単位：人）

認定区分		令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
④特定教育・保育施設合計		615	636	936	947	947
	１号認定	455	455	545	545	545
	２号認定	160	181	391	402	402
⑤確認を受けない幼稚園		660	660	380	380	380
⑥合計（④+⑤）		1,275	1,296	1,316	1327	1,327
比較（⑥－（①+②））		460	529	588	624	637

提供見込量及び比較（3 号認定）

（単位：人）

認定区分	令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
⑦３号認定（0 歳）	64	64	64	49	49
⑧３号認定（１、２歳）	265	265	265	280	280
⑨合計	329	329	329	329	329
比較（⑨－③）	-126	-118	-108	-100	-91

５－６　教育・保育の一体的提供の推進

（1）認定こども園に係る基本的な考え方と対応

保護者の子育てに関するニーズは多様化してきており、「集団生活の中で就学前教育を受けさせたい（幼稚園）」、「働いている時間に子どもを預かってもらいたい（保育所）」といった利用者側の使い分けの境目がなくなりつつあり、「幼児教育」と「子育て支援」の役割を担ってきた「幼稚園」と「保育所」に対し、保護者が両方の役割を求める傾向が強くなってきています。

そのため、本市では第２期計画中（令和２年度～令和６年度）に既存の幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行について、支援を行っていきます。

教育・保育の一体的な提供の推進及びニーズへの対応は、単に施設的な統合等ではなく、子どもが健やかに育成されるようなソフト面での教育・保育機能の充実や、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや障がい等への配慮が重要であることから、今後、以下の事項も踏まえて検討を進めていくこととします。

（2）教育・保育指導要領との整合性

幼保連携型認定こども園においては、幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国が定める教育・保育指導要領に則り、さらには本市の教育基本方針等に基づき、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開する必要があります。

（3）発達や学びの連続性への配慮

０歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育においては、子どもの発達の連続性に配慮し、集団生活の経験の違いや障がい等、一人一人の特性や課題に応じたきめ細やかな対応を図ることが必要です。

（4）保育事業者等との連携

今後整備される認定こども園、安定した運営及び運用が必要な保育所は子ども・子育て支援において市の中核的な役割を担うことが期待されています。

当該事業を行う者及び子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが必要です。

（5）幼稚園及び保育所、小学校等との連携

子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育内容の工夫を図り、児童の創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが必要です。

そのため、市内の幼稚園、保育所、小学校、関係団体などとの連携を一層強化し、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童健全育成事業を利用できるよう、相互の連携を図る必要があります。

５－７　地域子ども・子育て支援事業の需要量と提供体制

（1）利用者支援に関する事業

利用者支援は子育て家庭の個別ニーズに対し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にたっての情報集約・提供及び必要に応じ相談、助言等を行います。また、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他援助を行う事業です。

本市では、子育て支援の拠点となる子育て世代包括支援センターを令和４年度に市保健センターに設置する計画を進めており、事業内容等について今後検討していきます。

（単位：人回/月）

	令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
提供見込数	0	0	2,400	2,400	2,400
実施箇所数	0	0	1	1	1

※提供見込み量は、１日 10 人×週５日実施として試算

（2）地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業です。現在、愛育園で実施しており、乳幼児及び保護者の相互交流を図り、子育て家庭の孤立化を防ぐため引き続き事業を実施します。

【提供体制】

子育て家庭や妊婦等の子育てに関する相談や、情報提供、助言等の支援を行います。それぞれの家庭に沿った相談内容の対応など、子育て家庭の孤立化を防ぎます。

（単位：人回/月）

	令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
需要量	1,371	1,346	1,318	1,292	1,268
提供見込量	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
実施箇所数	1	1	1	1	1

※提供見込み量は、１日 10 人×週５日開催で試算

（3）妊婦健康診査事業

妊婦に対して定期的に健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【提供体制】

医療機関等との委託契約により実施します。

契約医療機関以外の場合は、償還払いを行い、健診費用の一部を助成します。

（単位：人/ 年）

	令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
需要量	325	317	309	302	295
提供見込量	325	317	309	302	295
実施体制	医療機関において実施（妊婦健診：１４回分）				

（4）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる家庭の全てを訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。

【提供体制】

保健師、看護師が訪問し、乳児の発育・発達の確認、母親の体調チェック、育児に関する不安や悩みの相談等を行います。

（単位：人/年）

	令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
需要量	241	236	231	227	223
提供見込量	241	236	231	227	223

（5）養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、要支援児童、特定妊婦、要保護児童など、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行う事業です。

【提供体制】

子育てに不安で養育が必要な保護者による育児放棄や虐待等の予防のため、養育支援が必要な家庭の早期発見、訪問・支援を行います。

（単位：人/年）

	令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
需要量	0	0	4	4	4
提供見込量	0	0	4	4	4

※要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

※特定妊婦　：出産後の養育について特に支援が必要と認められる妊婦

※要保護児童：保護者のない児童または保護者による監護が不適当であると認められる児童

（6）子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。

ショートステイは、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において原則として７ 日以内の養育・保護を行う事業です。

トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

本市では、実施可能な養護施設の整備、職員の手配が現状では難しいため、現在のところ実施の予定はありません。

（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センターは、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する（おねがい会員）と、援助を行うことを希望する人（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。本市では、指定管理により民間事業者が実施をしています。

引き続き、まかせて会員の登録拡大に努め、提供量の拡大を図ります。

【提供体制】

現体制で稼働できているため、今後も従来通り同体制を継続します。

（年間延べ利用人数）

	令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
需要量	310	310	310	310	310
提供見込量	310	310	310	310	310

（8）一時預かり事業

一時預かり事業は、保護者の急な用件やリフレッシュ等により、一時的に保育が困難となった乳幼児について、主に昼間において、一時的に児童を預かり、必要な保護を行う事業です。保育園等において、保育園や幼稚園等に在園していない乳幼児を一時的に預かる「一般型」の一時預かりと、幼稚園や認定こども園において、教育時間終了後や長期休業期間中の在園児の預かりを行う「幼稚園型」の一時預かり事業があります。現在市では、「一般型」の一時預かりは相馬愛育園の１箇所、「幼稚園型」の一時預かりは市内幼稚園４箇所で行っています。

①「一般型」一時預かり事業

【提供体制】

現状の体制を維持するとともに、保護者の利用ニーズの把握に努め、受け入れ態勢を検討していきます。

（年間延べ利用人数）

	令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
量の見込み	3,545	3,405	3,287	3,197	3,136
提供見込量	3,545	3,545	3,545	3,545	3,545

②「幼稚園型」一時預かり事業

【提供体制】

受け入れ態勢は十分に確保できていることから、今後も同体制で継続し、認定こども園の新設や、利用ニーズの大幅な増減があった場合、随時受け入れ態勢の見直しを行います。

（年間延べ利用人数）

	令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
量の見込み	9,500	9,200	9,000	8,800	8,600
提供見込量	9,500	9,200	9,000	8,800	8,600

（9）延長保育事業（時間外保育）

延長保育事業は、保育園にて、日中の保育を基本とし、その前後に設定している時間内で保育を行う保護者の就労支援のための事業です。

【提供体制】

現状、延長保育利用希望者に対しサービスを提供できていることから、今後も同体制を継続し、保護者の働き方や利用状況等を踏まえ、柔軟に提供体制の確保を図ります。

（年間利用人数）

	令和 2 年度（2020）	令和 3 年度（2021）	令和 4 年度（2022）	令和 5 年度（2023）	令和 6 年度（2024）
需要量	349	335	323	314	308
提供見込量	349	349	349	349	349
実施箇所数	4	5	6	6	6

（１０）病児・病後保育事業

病児・病後児保育事業は、子どもが発熱等の急な病気となった場合や、回復期にある子どもに対して、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。

現在本市では、サービスの提供体制が整備されていないため、当面実施の予定はありません。

ニーズ調査においては、毎月平均 86 人程度の利用意向があることから、今後の検討課題としていきます。

（１１）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業です。また、国より示された「放課後子どもプラン」に沿い、「放課後子ども教室」との連携について事業内容を計画していきます。

【需要量の見込み及び提供体制】

第１期計画では、放課後児童クラブの需要に対する提供体制が大幅に不足していましたが、児童の安全と保護者の安心を踏まえ、放課後児童クラブの新設及び改築等を推進し、令和元年度までに、ほとんどの市立小学校の隣接地または敷地内等に児童クラブが開設されました。定員は大幅に増加したものの、利用ニーズの増加に伴い確保量の不足が見込まれます。空き教室等既存施設を活用した臨時的な児童クラブの運用や定員の見直し等、各校の利用ニーズと地域の実情に合わせた確保調整が必要となります。

需要見込量　（単位：人）

	令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
１年生	175	175	174	169	164
２年生	174	174	173	168	163
３年生	126	126	125	122	119
４年生	104	104	103	100	97
５年生	41	41	41	40	39
６年生	23	23	23	23	23
合計（①）	643	643	639	622	605

提供見込量及び比較　（単位：人）

	令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
１年生	135	146	146	146	146
２年生	135	146	146	146	146
３年生	100	108	108	108	108
４年生	80	86	86	86	86
５年生	30	32	32	32	32
６年生	20	22	22	22	22
合計（②）	500	540	540	540	540
比較（②-①）	-143	-103	-99	-82	-65

（１２）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業で、本市においては当面実施予定はありません。

（１３）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究のほか、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設の設置や運営を促進するための事業で、本市においては当面実施予定はありません。

第６章　子どもの貧困対策

６－１　貧困対策の背景

次代を担う子どもたちが、自分の可能性を信じて今を生き、前向きに挑戦しながら、未来を切り拓いていけるような環境づくりが何よりも重要です。しかしながら、その生まれ育った環境の事情等により、子どもの現在及び将来が左右されることも現実には生じています。子どもの相対的貧困率は、国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、平成 21 年に 15.7%、平成 24 年に 16.3%に上昇し、平成 27 年に 13.9%と 12 年ぶりに改善しましたが、子どものおよそ 7 人に 1 人が貧困状態にあるという厳しい状況にあります。また、ひとり親世帯の貧困率は、50.8%と引き続き高い水準となっており、ひとり親世帯の過半数が貧困状態にあります。このような中、子どもの生育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などをあわせて子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成 25 年「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）が成立し、平成 26 年 1 月に施行されました。また、同年 8 月には、「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）が閣議決定され、子どもの貧困対策に関する基本的な方針のほか、子どもの貧困に関する指標及び指標の改善に向けた重点施策等が定められました。さらに、令和元年 6 月、法律の一部が改正され、同年 9 月に施行されました。改正法では、目的や基本理念の充実や大綱の記載事項の拡充等が定められ、同年 11 月には新たな大綱が策定されました。

市においても、これまで各種の子どもの貧困対策の取組を実施してきましたが、今般の国等の状況に鑑み、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、夢や希望を持つことができるよう、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

６－２　統計データからみる現状

（1）18 歳未満人口と年齢 3 区分別人口の推移

令和 2 年（2020 年）4 月 1 日における本市の 18 歳未満人口をみると、減少傾向が続き、5,239 人となっています。年齢 3 区分別人口をみると、0～5 歳人口では平成 27 年以降減少し、6 ～11 歳人口と 12～17 歳人口では減少傾向が続いており、令和 2 年（2020 年）時点では 0～5 歳人口が 1,513 人、 6 ～11 歳人口が 1,799 人、12～17 歳人口が 1,927 人となっています。

図表　18歳未満人口・年齢3区分人口の推移
（平成23年（2011）～令和2年（2020））

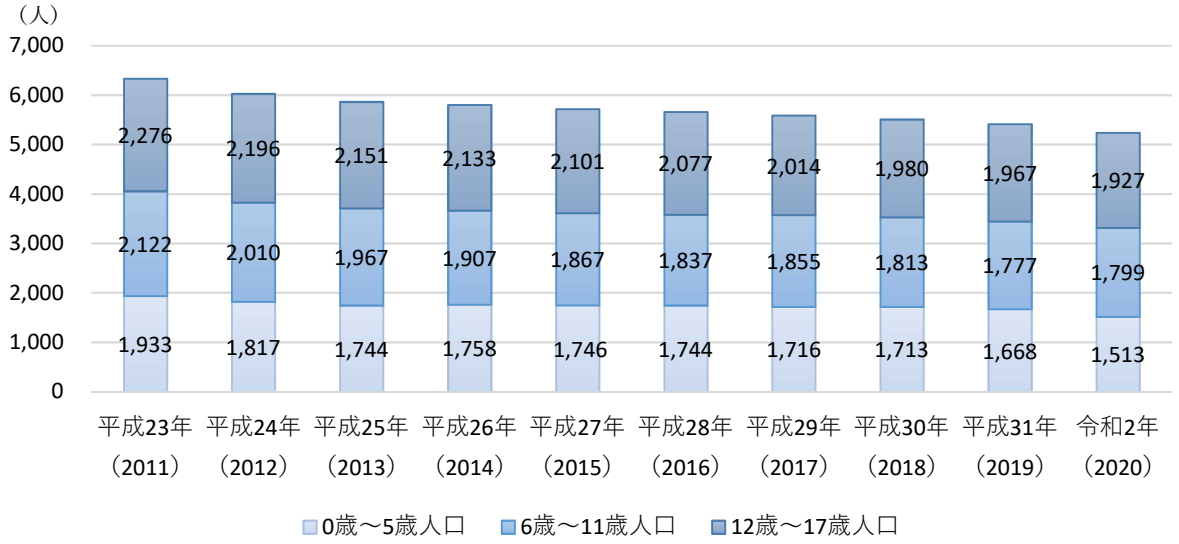

資料：住民基本台帳　令和 2 年 4 月 1 日

（2）生活保護受給者世帯の推移

本市の生活保護世帯数と保護率の推移をみると、平成 23 年度から平成 27 年度までにかけて全ての項目において落ち込みましたが、平成 28 年度以降は増加傾向です。令和 2 年度には被保護世帯数が 172 世帯で、被保護人員が 191 人、保護率（人口 1,000 人当たりの被保護人員）が 5.1%となっています。

図表　生活保護受給世帯及び人員数と保護率推移
（平成23年（2011）～令和2年（2020））

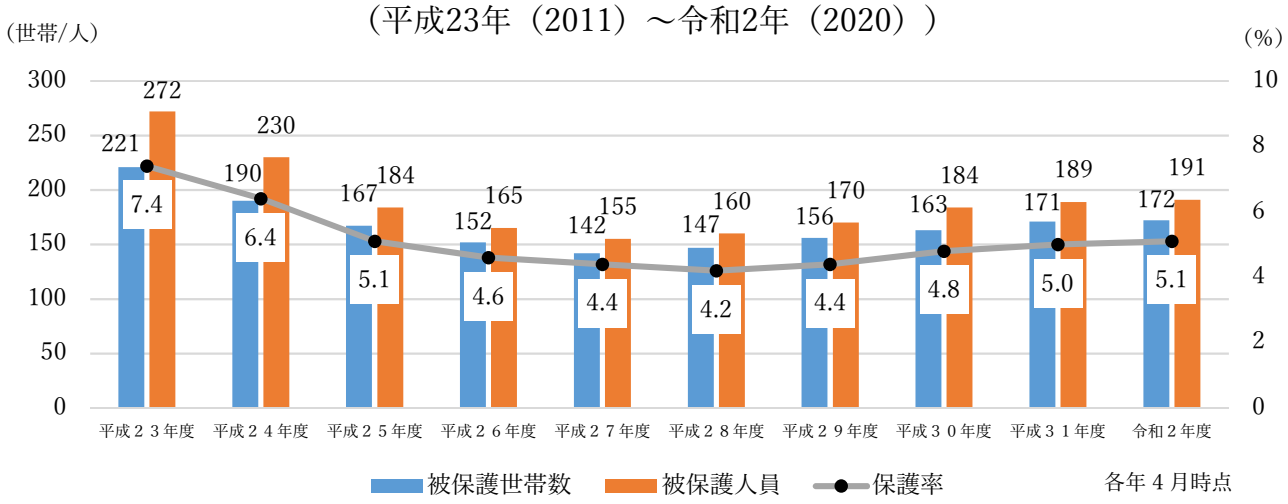

（3）児童扶養手当受給者の推移

児童扶養手当の受給者は減少傾向にあります。内訳では、児童扶養手当受給者は減少している一方で、支給停止者は増加傾向にあります。

図表　児童扶養手当受給者の推移
（平成23年（2011）～令和2年（2020））

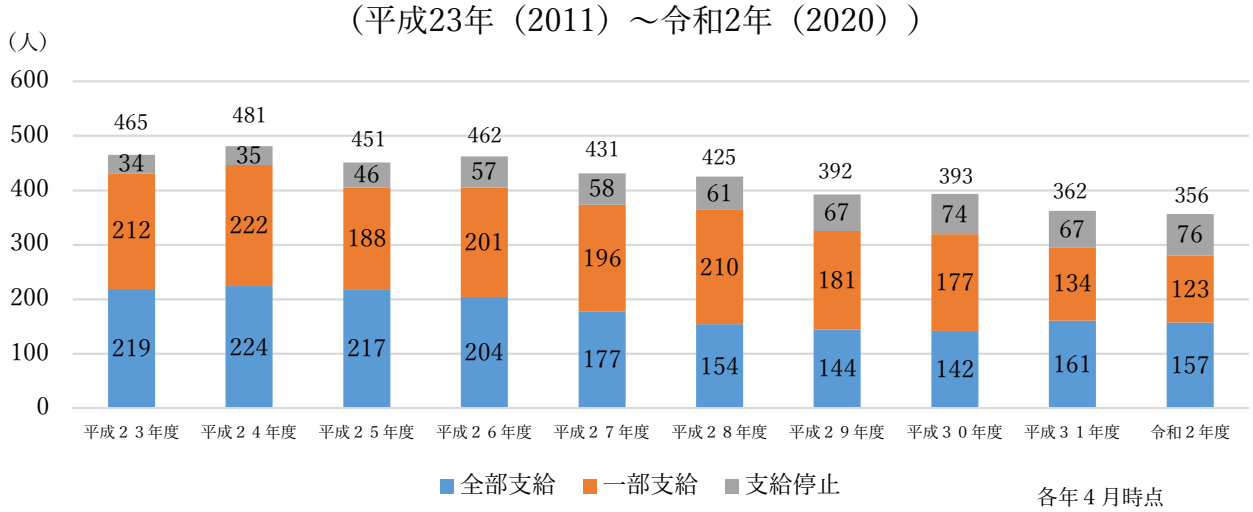

６－３　相馬市子ども・子育て支援アンケート調査結果からみる現状

（1）調査目的及び調査方法

第２章　子どもと子育て家庭の現状と課題の２－３　相馬市子ども・子育て支援アンケート調査の概要（Ｐ24）と同一です。

（2）分析方法

本調査においては、世帯人数と世帯収入の回答結果を基に、内閣府が実施した「親と子の生活意識に関する調査」による算出方法を用いて、下表の区分により「生活困難（想定）層」と「非生活困難（想定）層」を抽出し、分析しました。

なお、この調査では、世帯人数と世帯収入の回答結果のみで生活困難（想定）層と非生活困難（想定）層を区分しており、生活困難（想定）層にあてはまる世帯すべてが、実際の生活に困難を抱えていると断定するものではありません。

世帯人数	生活困難（想定）層	非生活困難（想定）層
２人世帯	２００万円未満	２００万円以上
３人世帯	２５０万円未満	２５０万円以上
４人世帯	２５０万円未満	２５０万円以上
５人世帯	３００万円未満	３００万円以上
６人世帯	３５０万円未満	３５０万円以上
７人世帯	３５０万円未満	３５０万円以上
８人世帯	４００万円未満	４００万円以上

※世帯年収は、アンケート設問が「収入はない（０円)」から「１，０００万円以上」までの 13 段階に区分して選択肢を設定しており、各世帯の具体的な年収の額を回答いただいたものではないため、それぞれの区分の中間の額をその世帯の収入とみなし算定しました（例：４００万円～５００万円を回答した者については、全員を年収４５０万円とみなして計算)。

（3）調査結果

①生活困難（想定）層の全体を占める割合

生活困難（想定）層が就学前児童で 8.8%、小学生で 13.0%、非生活困難（想定）層が就学前児童で 83.8%、小学生で 77.9%となっています。

● 生活困難（想定）層の全体の占める割合

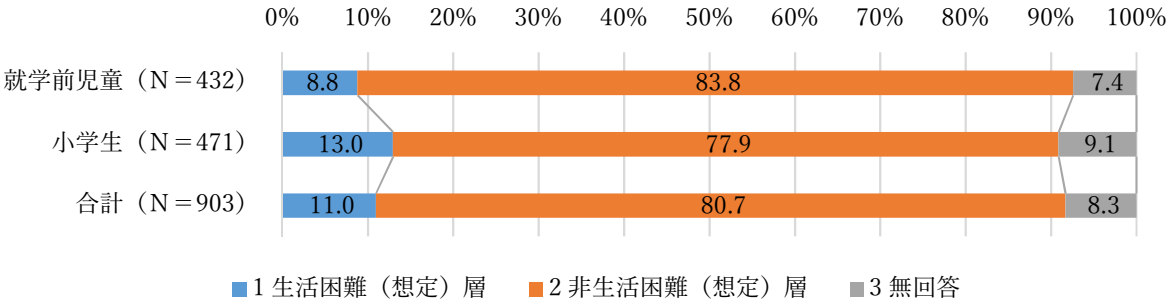

②ひとり親世帯の全体を占める割合

ひとり親世帯が就学前児童で 6.3%、小学生で 10.0%、非ひとり親世帯が就学前児童で 82.2%、小学生で 83.4%となっています。

● ひとり親世帯の全体を占める割合

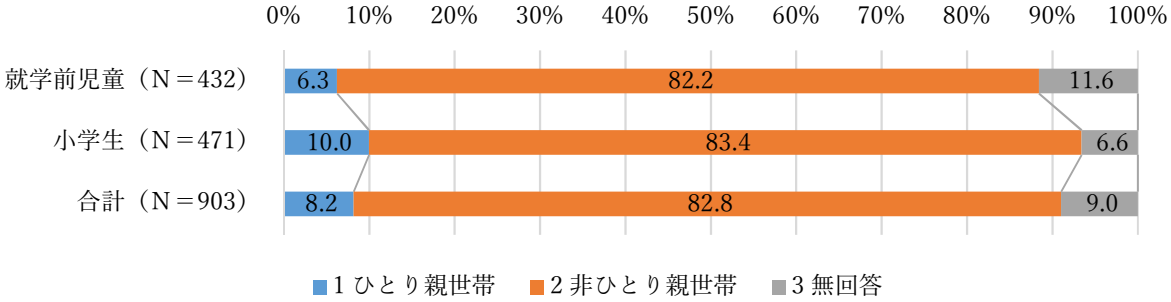

③世帯類型別での生活困難（想定）層の状況

ひとり親世帯の中で生活困難（想定）層が占める割合は就学前児童で 51.9%、小学生で 38.3%となっています。

その内訳として母子世帯が就学前児童で 96.3%、小学生で 91.5%となっています。

● 世帯類型別での生活困難（想定）層の状況（就学前児童）

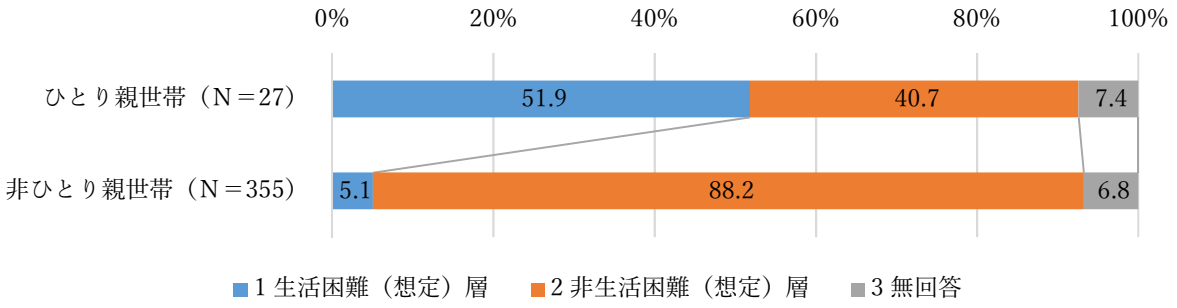

● 世帯類型別での生活困難（想定）層の状況（小学生）

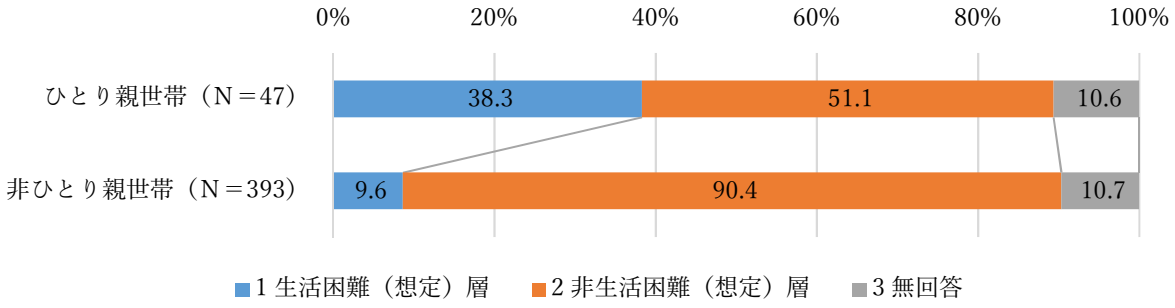

● 生活困難（想定）層のひとり親世帯における母親・父親の有無の状況

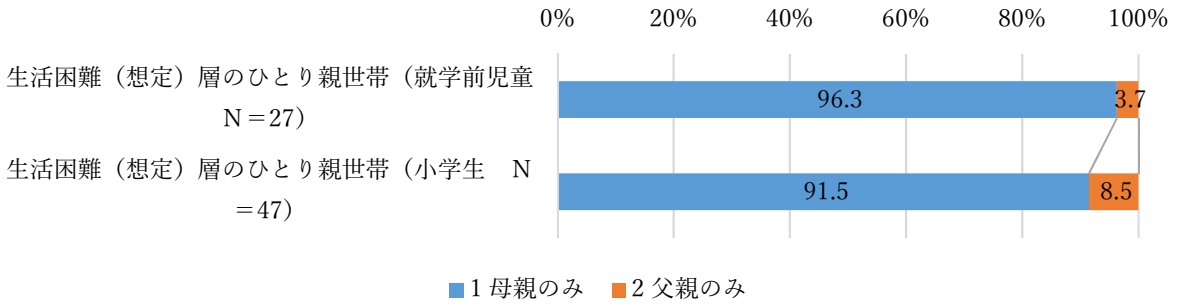

④暮らしの状況

就学前児童の生活困難（想定）層をみると「やや苦しい」が 50.0%と最も多く、次いで「大変苦しい」が 26.3%となっています。

非生活困難（想定）層と比べると、「やや苦しい」が約 27 ポイント、「大変苦しい」が約 22 ポイント多くなっています。

小学生の生活困難（想定）層をみると「やや苦しい」が 39.3%と最も多く、次いで「ふつう」が 37.7%となっています。

非生活困難（想定）層と比べると、「やや苦しい」が約 12 ポイント、「大変苦しい」が約 17 ポイント多くなっています。

● 暮らしの状況（就学前児童）

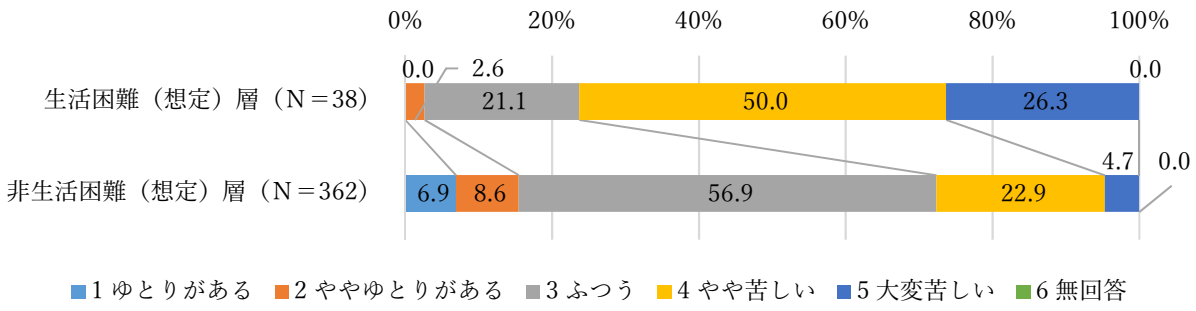

● 暮らしの状況（小学生）

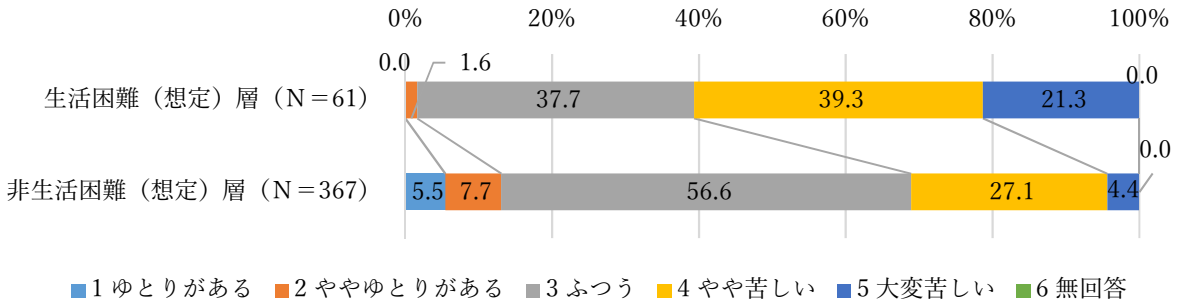

⑤お金が足りなくて払えなかったもの

就学前児童の生活困難（想定）層の「まったくなかった」をみると、「子どもが必要する文具や教材」が 73.7%、「電気、ガス、水道料金の未払い」が 71.1%といずれも 7 割を超えていながら、非生活困難（想定）層と比べると、いずれも 20 ポイント以上少なくなっています。

● 保護者のお金が足りなくて払えないこと（就学前児童_生活困難（想定）層）

N＝38

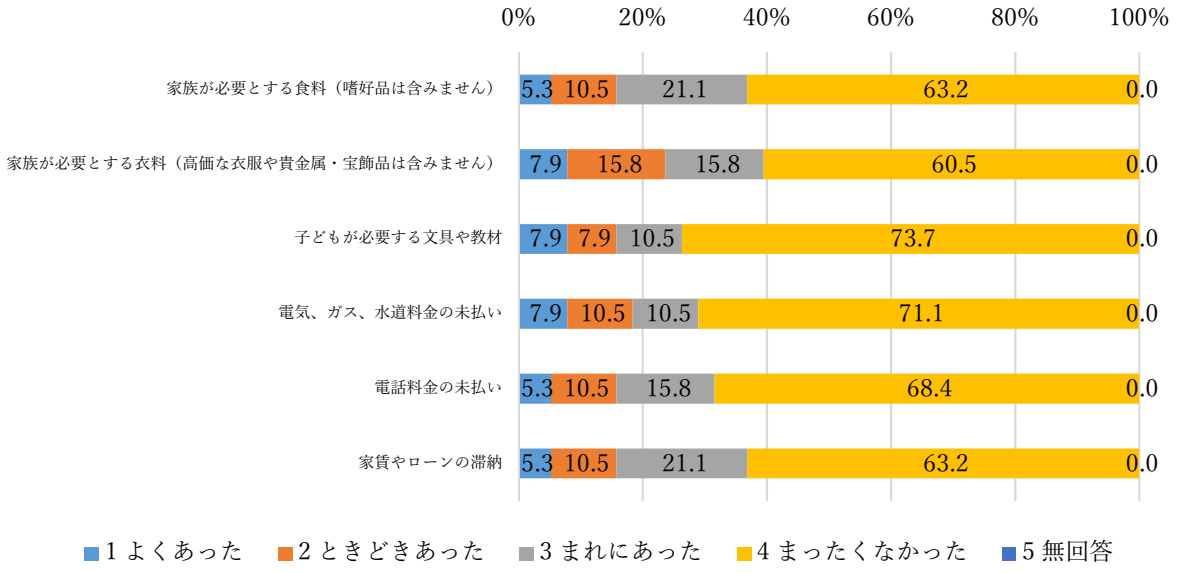

● 保護者のお金が足りなくて払えないこと（就学前児童_非生活困難（想定）層）

N＝362

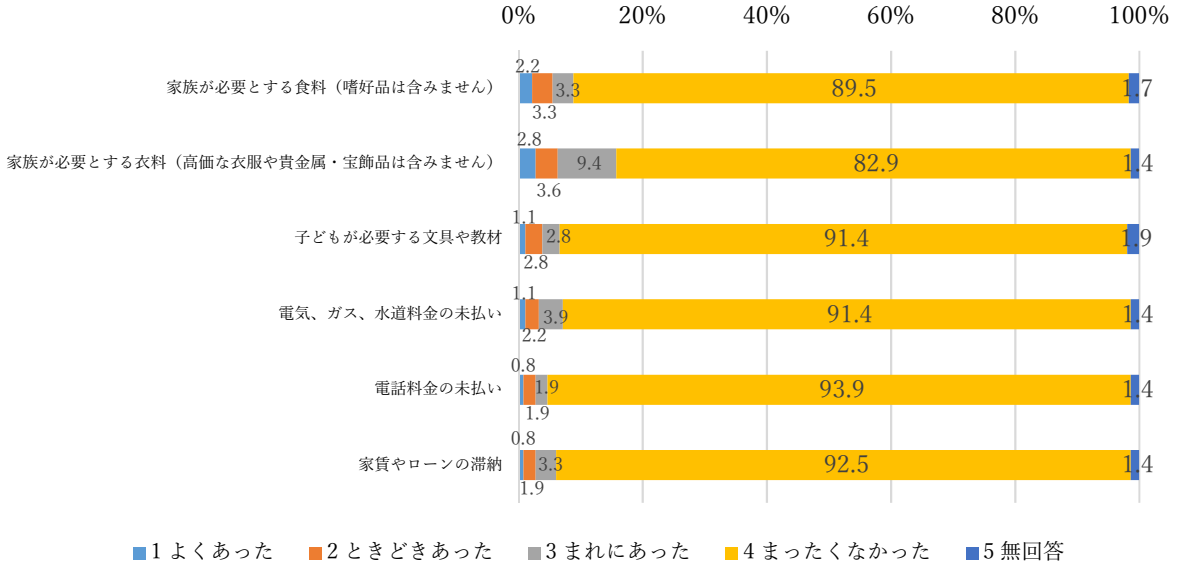

小学生の生活困難（想定）層の「まったくなかった」をみると、「電気、ガス、水道料金の未払い」「家賃やローンの滞納」が 75.4%、「電話料金の未払い」が 72.1%といずれも 7 割を超えていながら、非生活困難（想定）層と比べると、いずれも 15 ポイント以上少なくなっています。

● 保護者のお金が足りなくて払えないこと（小学生_生活困難（想定）層）

N＝61

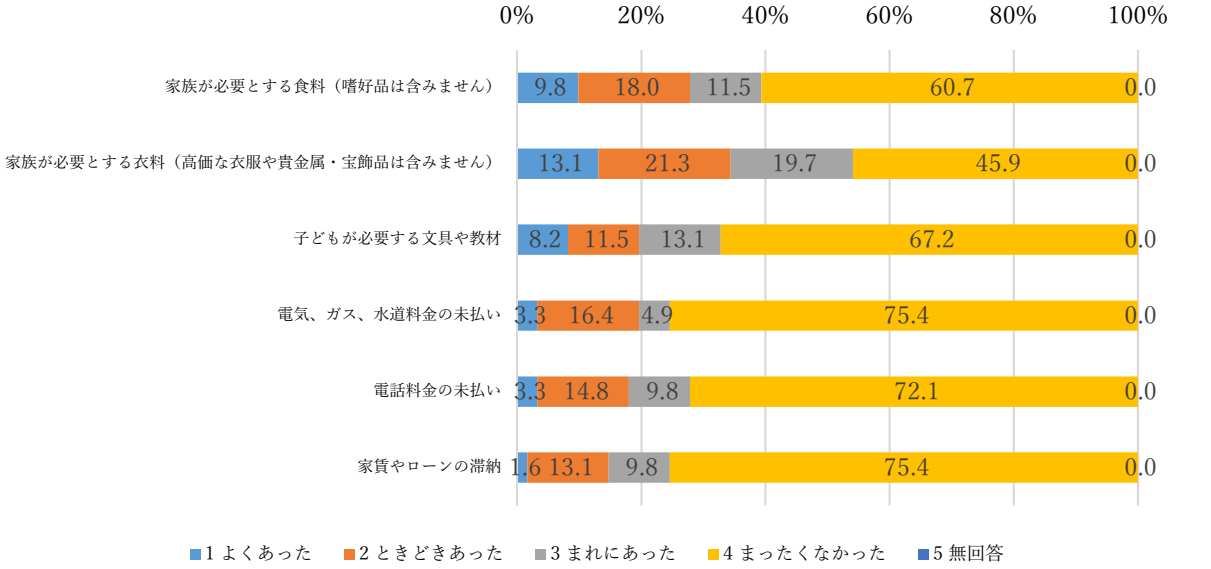

● 保護者のお金が足りなくて払えないこと（小学生_非生活困難（想定）層）

N＝367

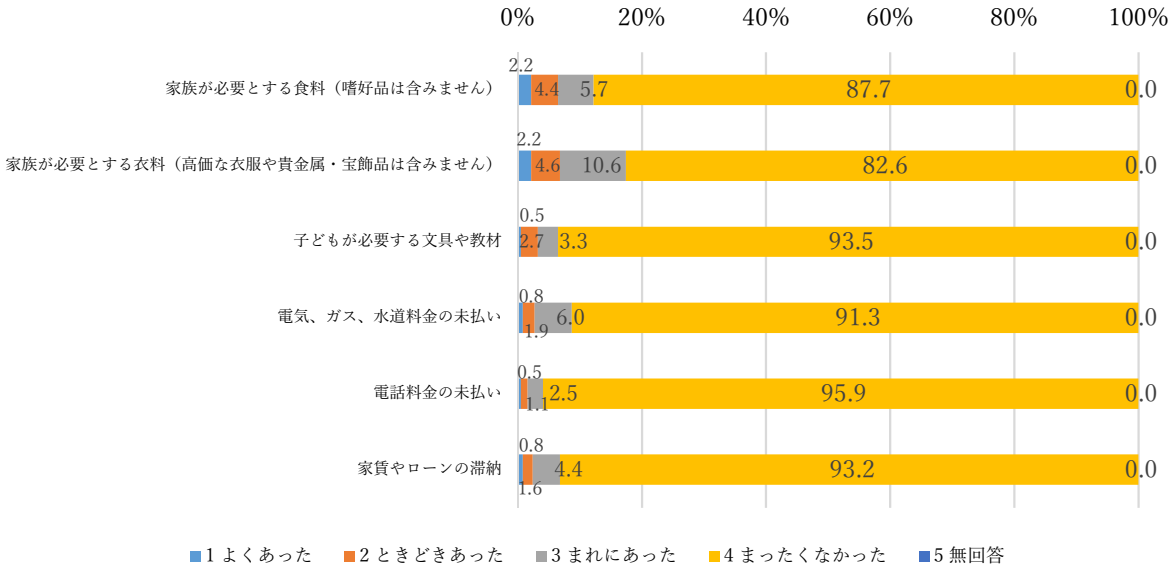

⑥子どもにしていること

就学前児童の生活困難（想定）層の「していない（経済的にできない）」をみると、「１年に１回くらい家族旅行に行く」が 50.0%と最も高くなっています。

非生活困難（想定）層と比べると、「していない（経済的にできない）」の割合はいずれも高くなっています。

● 子どもにしていること（就学前児童_生活困難（想定）層）

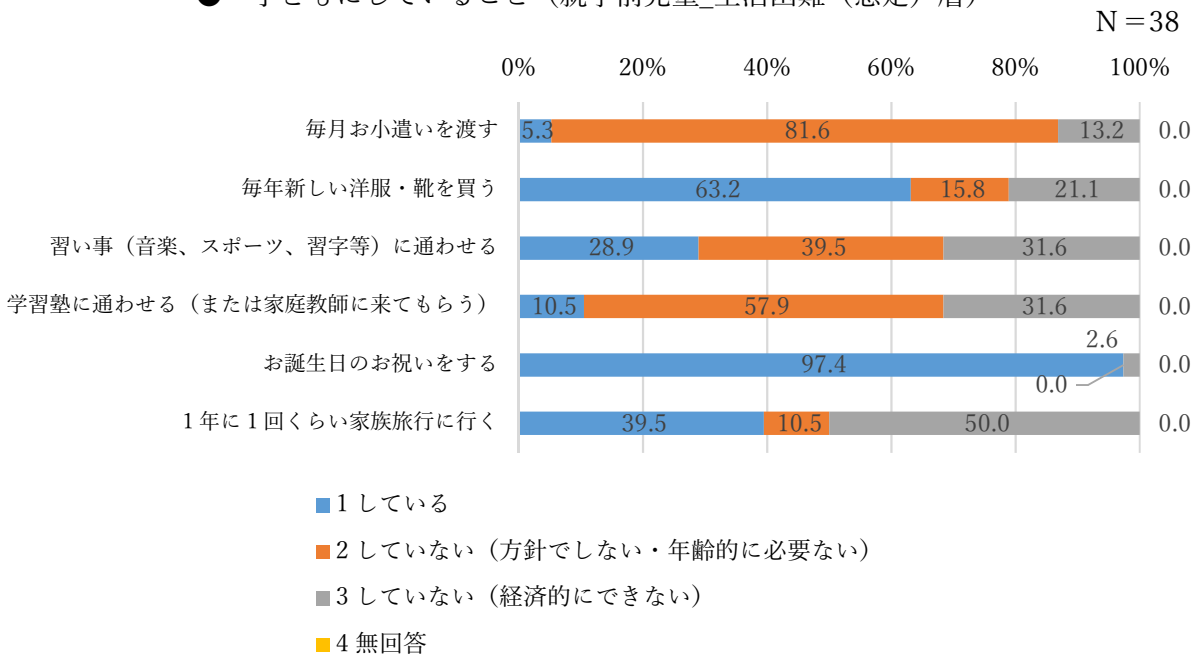

● 子どもにしていること（就学前児童_非生活困難（想定）層）

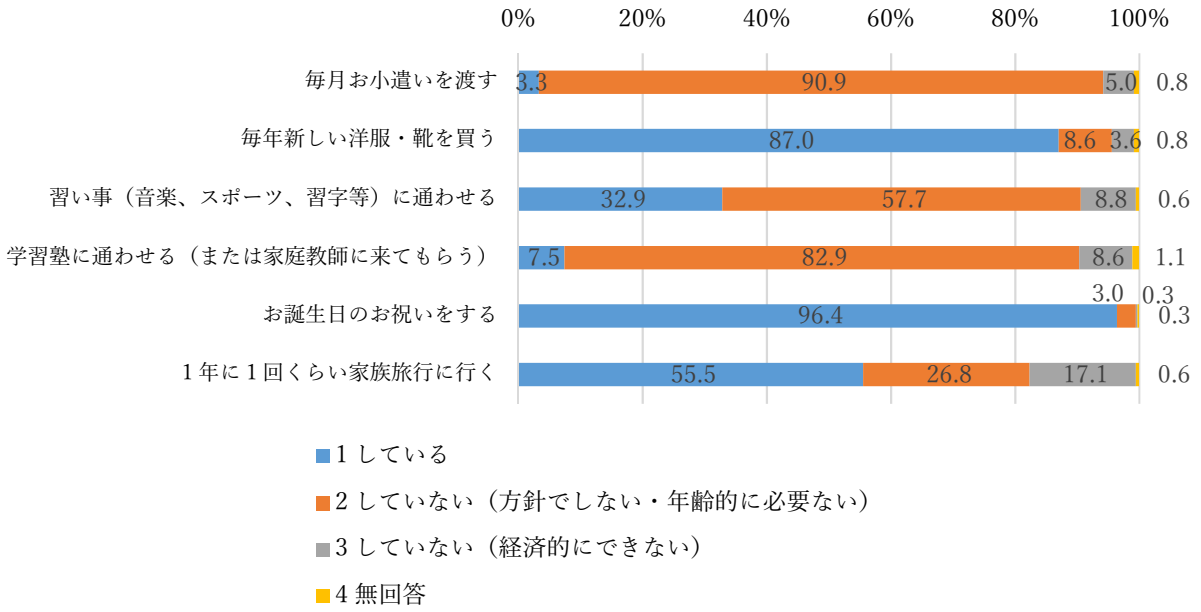

小学生の生活困難（想定）層の「していない（経済的にできない）」をみると、「１年に１回くらい家族旅行に行く」が 52.5%と最も高くなっています。

非生活困難（想定）層と比べると、「していない（経済的にできない）」の割合はいずれも高くなっています。

● 子どもにしていること（小学生_生活困難（想定）層） N＝61

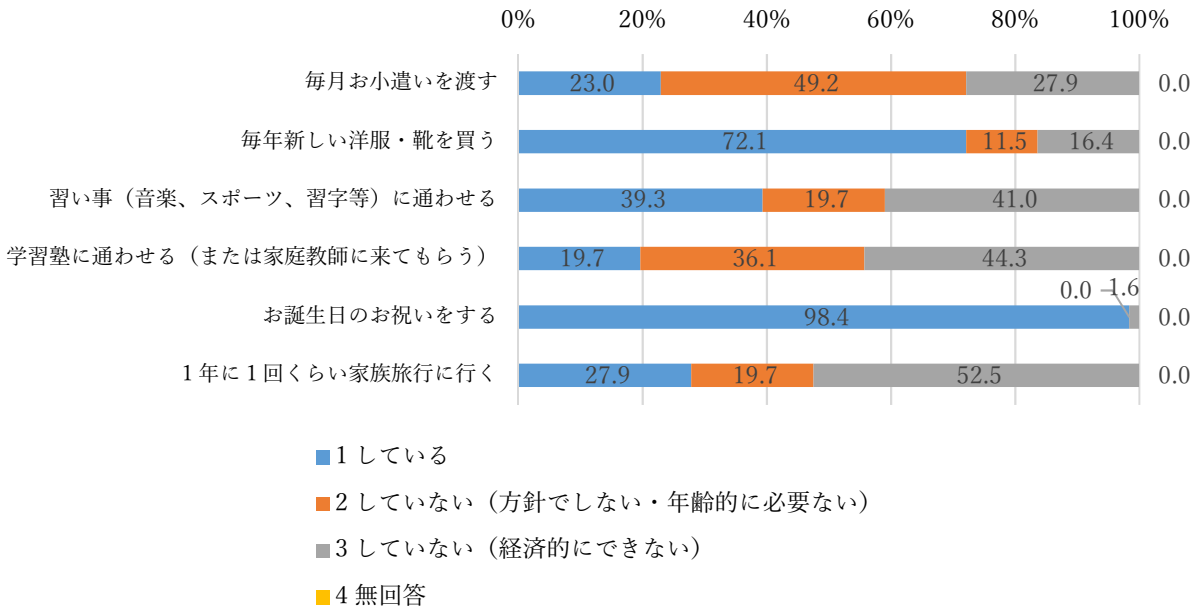

● 子どもにしていること（小学生_非生活困難（想定）層） N＝367

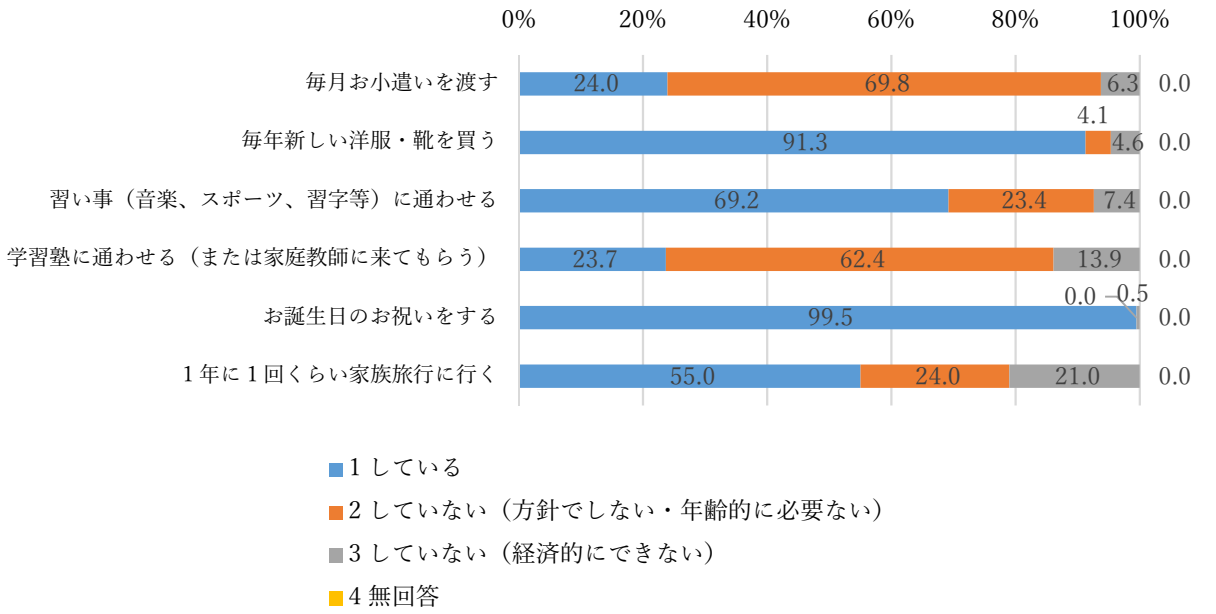

⑦子どもに受けさせたい教育

就学前児童の生活困難（想定）層をみると、「高校までの教育を受けさせたい」は 90%を超えていますが、「大学または大学院までの教育を受けさせたい」は 60.5%と、受けさせたい割合が大幅に下がっています。

非生活困難（想定）層と比べると、「受けさせたいが経済的に受けさせられない」の割合はほとんど高くなっています。

● 子どもに受けさせたい教育（就学前児童_生活困難（想定）層） N＝38

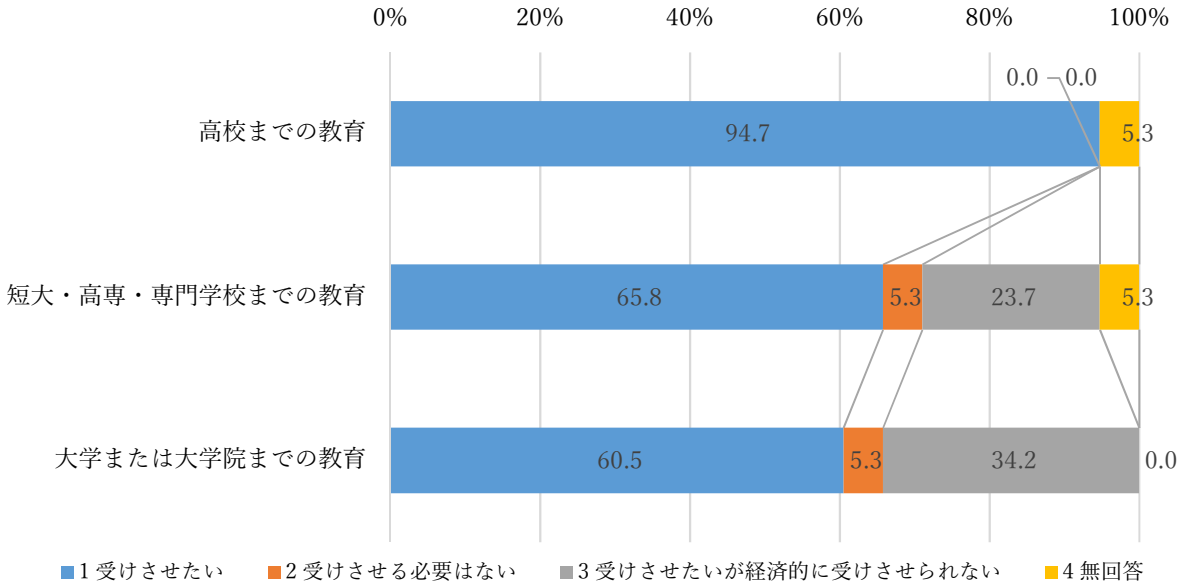

● 子どもに受けさせたい教育（就学前児童_非生活困難（想定）層） N＝362

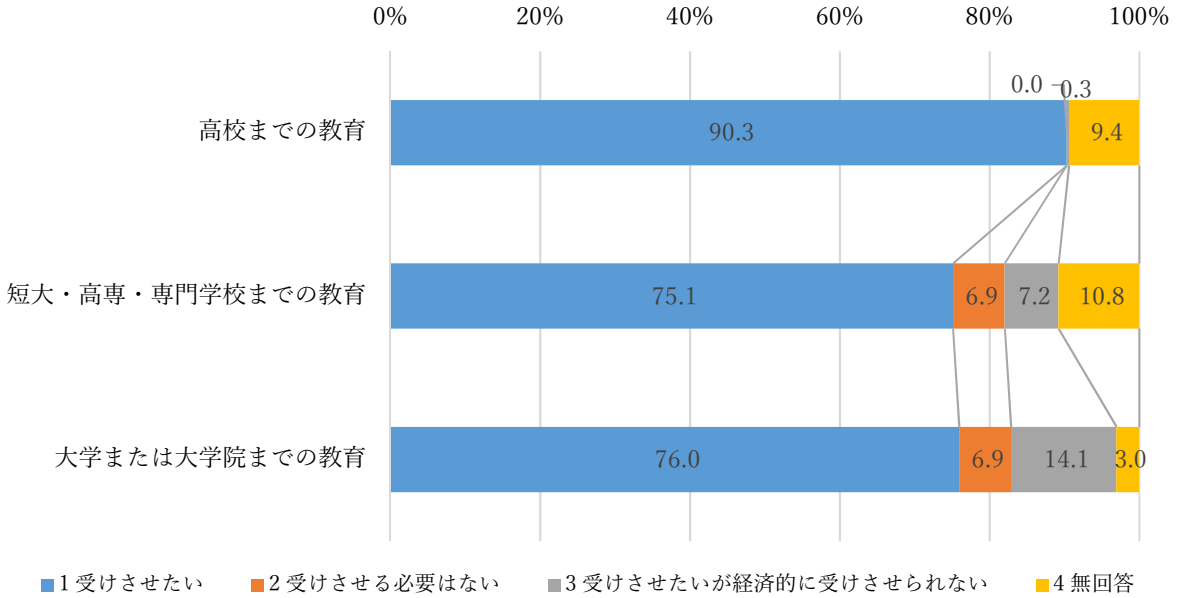

小学生の生活困難（想定）層をみると、「高校までの教育を受けさせたい」は90%を超えていますが、「大学または大学院までの教育を受けさせたい」は32.8%と、受けさせたい割合が大幅に下がっています。

非生活困難（想定）層と比べると、「受けさせたいが経済的に受けさせられない」の割合はいずれも大幅に高くなっています。

● 子どもに受けさせたい教育（小学生_生活困難（想定）層） N＝61

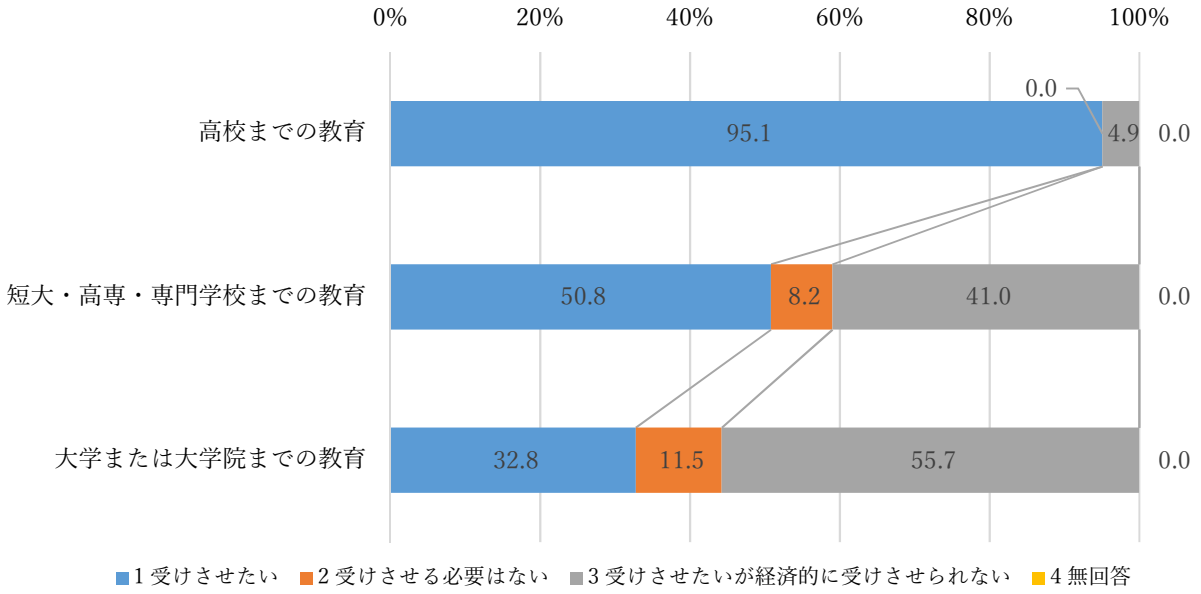

● 子どもに受けさせたい教育（小学生_非生活困難（想定）層） N＝367

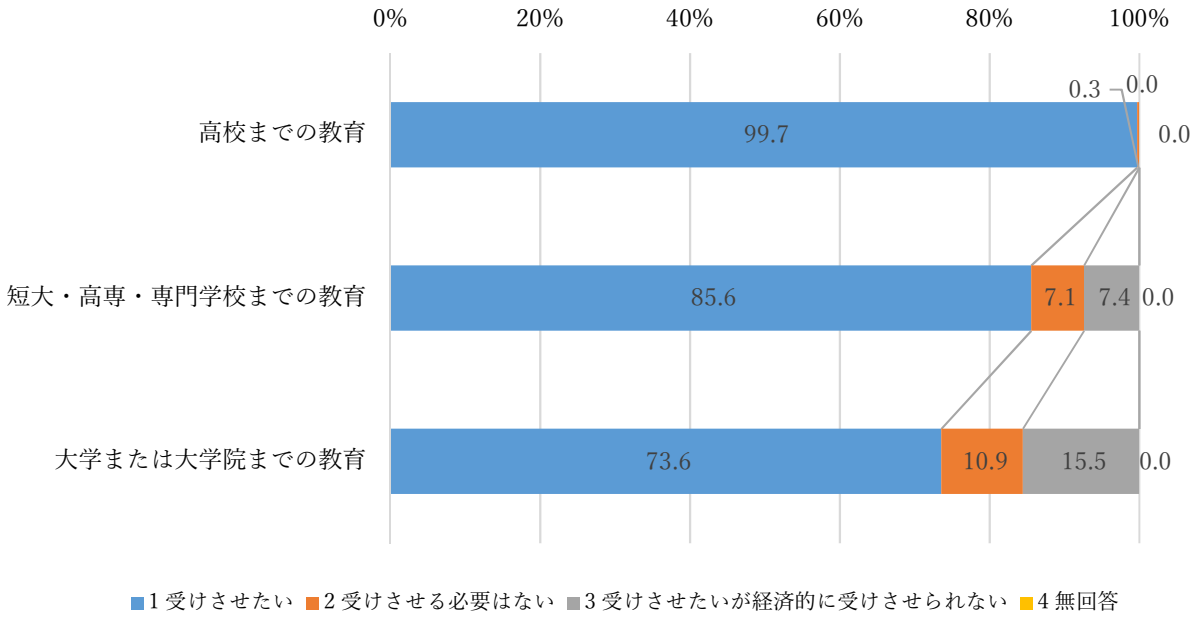

⑧母親、父親の就労状況

母親の生活困難（想定）層をみると、「フルタイム」が 39.3%と最も多いですが、非生活困難（想定）層の「フルタイム」と比べると約 17 ポイント少なくなっています。

また、「働いていない」割合も約 11 ポイント少なくなっています。

父親の生活困難（想定）層をみると、「フルタイム」が 50.8%と最も多いですが、非生活困難（想定）層と比べると約 38 ポイント少なくなっています。

● 母親の就労状況（小学生）

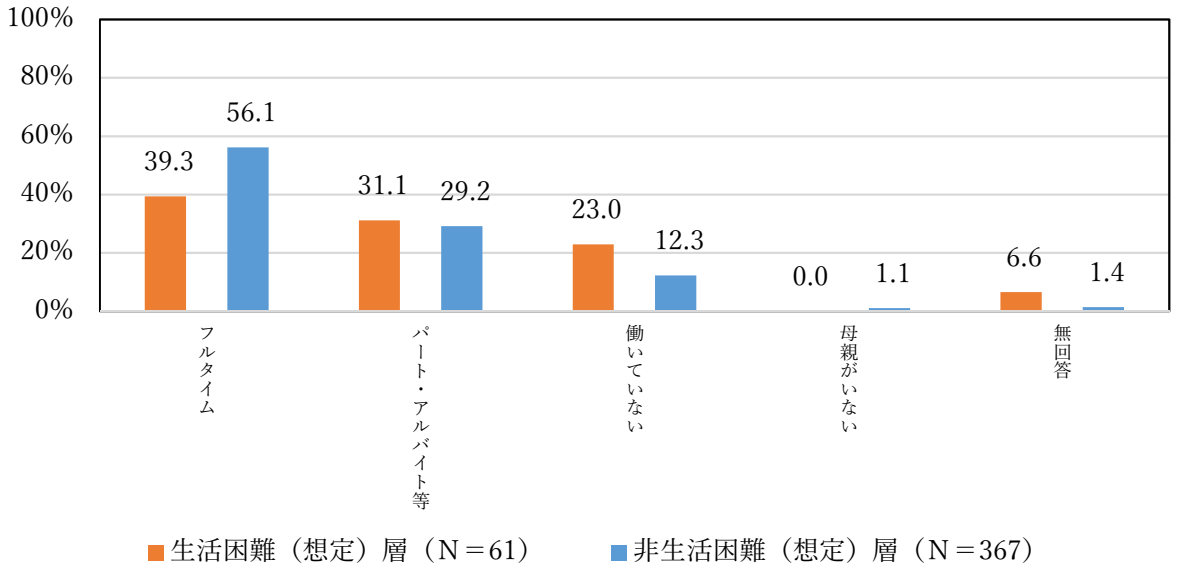

● 父親の就労状況（小学生）

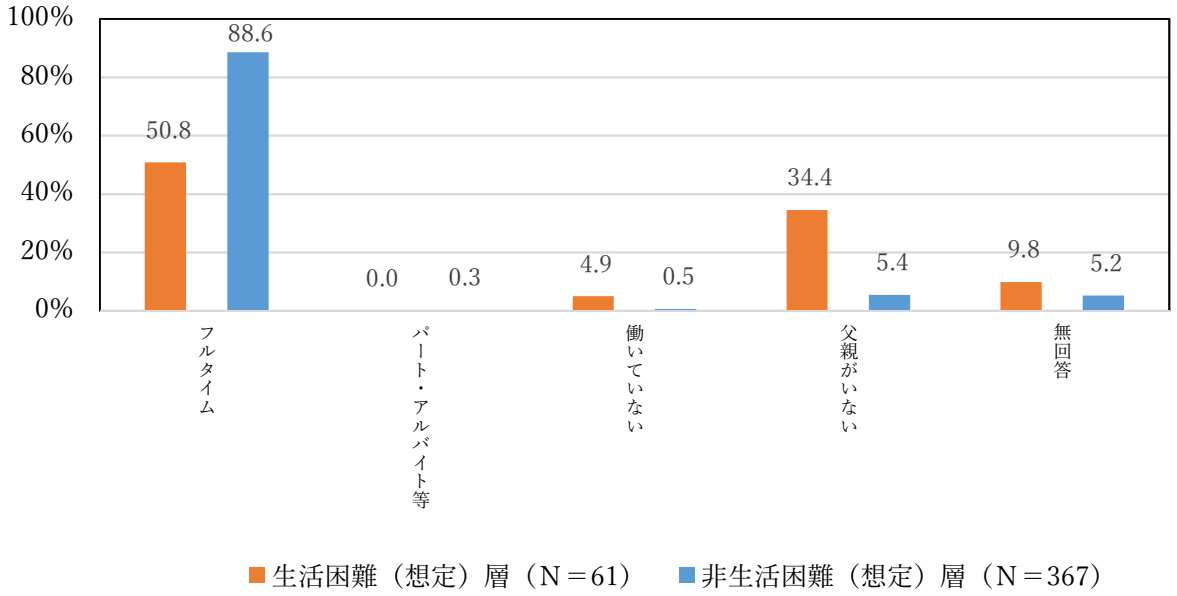

⑨子育てに対する自信

「子育てに自信がもてないことがある」における就学前児童の生活困難（想定）層と非生活困難（想定）層との差をみると、約 18 ポイント多くなっています。

「子育てに自信がもてないことがある」における小学生の生活困難（想定）層と非生活困難（想定）層との差をみると、ほぼ横ばいとなっています。

● 子育てに対する自信（就学前児童）

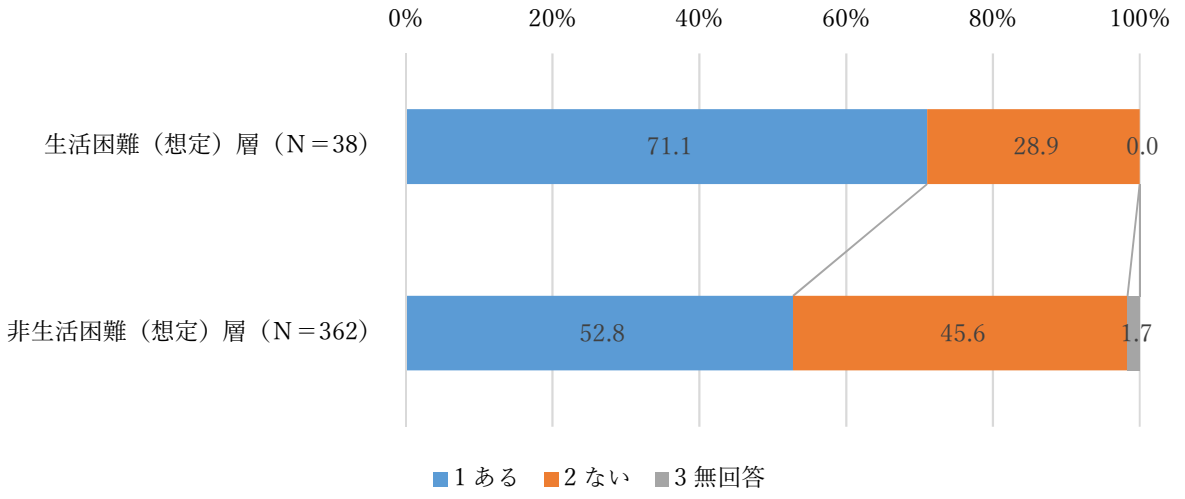

● 子育てに対する自信（小学生）

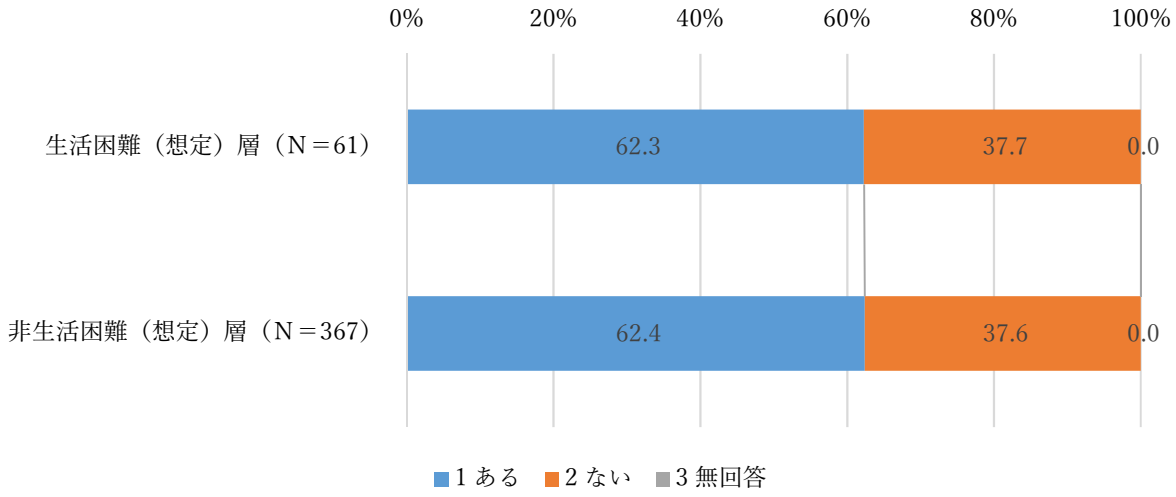

⑩相馬市において特に重要だと思う施策

就学前児童の生活困難（想定）層では、特に重要と思う施策として最も高い割合を占めるのは 「経済的な負担を減らす」が 28.9%、次いで「経済的な支援を行う」が 21.1%となっています。

小学生の生活困難（想定）層では「待機児童を解消する」が 23.0%、次いで「多様な保育を行う」「健やかな成長を支援する」が 14.8%となっています。

特に重要と思う施策	生活困難（想定）層				非生活困難（想定）層			
	就学前児童		小学生		就学前児童		小学生	
	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
待機児童を解消する	6	15.8	14	23.0	59	16.3	58	15.8
多様な保育を行う	5	13.2	9	14.8	39	10.8	13	3.5
特色ある保育を行う	2	5.3	1	1.6	24	6.6	41	11.2
健やかな成長を支援する	0	0.0	9	14.8	28	7.7	57	15.5
良好な学習環境を確保する	0	0.0	3	4.9	17	4.7	55	15.0
特色ある教育を行う	0	0.0	3	4.9	19	5.2	37	10.1
子どもたちの健康を守る	1	2.6	2	3.3	18	5.0	13	3.5
経済的な負担を減らす	11	28.9	8	13.1	64	17.7	51	13.9
経済的な支援を行う	8	21.1	6	9.8	50	13.8	19	5.2
地域内交流の活性化を行う	0	0.0	1	1.6	3	0.8	1	0.3
情報提供と相談を強化する	0	0.0	1	1.6	5	1.4	8	2.2
男性の育児参加を進める	1	2.6	0	0.0	7	1.9	6	1.6
その他	4	10.5	3	4.9	5	1.4	8	2.2
無回答	0	0.0	1	1.6	24	6.6	0	0.0
合計	38	100.0	61	100.0	362	100.0	367	100.0

６－４　データからみる市の課題

子ども・子育て支援アンケート調査結果では、回答者の 11.0%が生活困難（想定）層と区分され、非生活困難（想定）層と比較して、暮らしの状況について「苦しい」といった回答や、必要な物品の購入ができないことがあった等の回答が多くありました。

また、調査結果からは、経済的な問題のみならず、以下のような多様な課題があげられていることから、本市の子どもの貧困対策について、貧困対策推進法にも規定する教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援を充実し、総合的かつ効果的に推進することが求められています。

（１）子どもの教育に関すること

非生活困難（想定）層と比較した生活困難（想定）層の保護者では、就学前児童、小学生ともに「子どもに受けさせたい教育」の水準が低い結果となりました。

（２）生活に関すること

非生活困難（想定）層と比較した生活困難（想定）層の保護者では、「子育てに自信がもてないことがある」の割合が高い結果となりました。

また、非生活困難（想定）層と比較した生活困難（想定）層の子どもは、習い事や旅行等の体験が少ないと推測できる結果となりました。

（３）保護者の就労に関すること

非生活困難（想定）層と比較した生活困難（想定）層の保護者では、特に母親がパート・アルバイトである割合が高い結果となりました。

また、「働いていない」保護者の割合が高い結果となりました。

（４）経済的支援・負担に関すること

非生活困難（想定）層と比較した生活困難（想定）層の保護者では、「経済的な支援」や「経済的な負担の軽減」のニーズが高い結果となりました。

６－５　施策の方向

市の課題を踏まえ、本市では、困難を抱える子どもたちが将来に夢や希望をもって成長していけるよう、貧困対策推進法に規定する「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」に関する施策を進めていきます。さらに、これらの施策を効果的に運用するため、切れ目のない支援と地域との連携強化を進めます。

（1）教育の支援

すべての子どもが意欲的に勉学に励み、将来、子どもたちが希望する進路に進み、多様な職業の選択ができるよう、乳幼児期の保育・教育の確保をはじめ、学習環境の整備や教育の機会均等の確保、教育費の負担軽減など総合的な対策を進めます。

（2）生活の支援

生活に窮する子育て家庭における経済的負担の軽減や健康管理意識の啓発、子育てに関する支援を総合的に行います。

また、地域や学校、家庭が相互に連携して、子どもの生活習慣の改善や居場所づくりを推進するとともに、子どもの居場所づくりを行う民間活力を積極的に支援します。

（3）保護者の就労支援

保護者の就労と暮らしの安定に向け、就労に関する情報提供・相談体制を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、就労意欲のある人が働き場所を見つけやすい環境づくりに努めます。

（4）経済的な支援

子育て家庭等の生活基盤の安定に資するよう、各種手当、助成や貸付等に関する諸制度について、活用促進のための制度周知や相談支援を推進し、経済的支援を必要とする人たちに適切な支援を行います。

６－６　具体的な取組

（1）教育の支援

事業名		事業概要	担当課
1	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付（就学支度資金・修学資金）	ひとり親家庭の子どもたちの進学と自立に向けた取組を支援するため、20 歳未満の子を養育しているひとり親家庭に高校・大学等へ入学する際に必要な資金や修学に必要な資金を無利子で貸し付けます。（県事業）	社会福祉課
2	生活保護（小・中学生）	入学準備金、教材代、通費等を支給します。	社会福祉課
3	生活保護（高校生）	入学検定料、高校等入学準備金、教材代、交通費、授業料等を支給します。	社会福祉課
4	生活保護（次世代育成支援プログラム他）	小・中・高校生を対象とした通塾代、大学等受験費用、大学進学準備金等を助成します。	社会福祉課
5	奨学資金貸付制度	相馬中核工業団地における企業誘致の促進と適切な人材育成のため、理工系の学部に進学する高校生に無利子での貸付を行います。	学校教育課
6	就学援助制度	経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、教育費の一部を援助します	学校教育課
7	教育相談事業の充実	市内の小中学校に、県事業のスクールカウンセラー及び相馬フォロアーチームのスクールカウンセラーを配置します。	学校教育課

（2）生活の支援

事業名		事業概要	担当課
8	妊産婦・乳児訪問（こんにちは赤ちゃん事業）	全ての乳児・産婦に対し、生後２か月頃に保健師または看護師が家庭訪問を行います。	保健センター
9	地域子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場、子育てに関する相談などを実施し、子育ての不安感を軽減して子どもの健やかな育ちを促進します。	愛育園
10	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化等による保育ニーズに応じるため、通常の保育時間を越えて保育を行います。	社会福祉課

事業名		事業概要	担当課
11	一時預かり事業	満１歳から就学前の乳幼児を保護者の状況に合わせて一時的に預かる、一時預かり事業を実施します。	愛育園
12	家庭児童相談室	１８歳未満の児童が心身ともに健やかに育ち、安全で安心した生活を送ることができるよう関係機関と連携をとりながら、児童虐待の発生予防と児童及び家庭への適切な支援、相談への対応を行います	愛育園
13	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての応援をしてほしい人と子育ての応援をしたい人が会員となって、子どもの預かりなど育児に関する相互援助を行います。	社会福祉課
14	放課後児童健全育成事業	昼間保護者が家庭にいない小学生を対象に、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。	社会福祉課
15	生活困窮者家計改善支援事業	家計の状況を「見える化」することで、家計の状況を把握したり、貸付のあっせん等を行います。 また、家賃、税金、公共料金等の滞納や各種給付金制度等の利用に向けた支援を行います。	社会福祉課
16	住居確保給付金	離職等により経済的に困窮し、住居を失ってしまった方や、そのおそれのある方に対し、求職活動等を条件に、家賃費用を有期で給付します。	社会福祉課

（３）保護者の就労支援

事業名		事業概要	担当課
17	高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の父または母が、就職に有利で生活の安定に繋がるような資格を取得するために養成機関等で一定期間以上就業する場合、高等職業訓練促進給付金等を支給します。	社会福祉課
18	自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の父または母が、就職に有利な資格を取得するために国が指定する講座などを受講する場合に、自立支援教育訓練給付金を支給します。	社会福祉課

事業名		事業概要	担当課
19	生活困窮者就労準備支援事業	就労に関する助言や個別の求人開拓等の支援を行います。 また、就労に対して不安を抱えていたり、コミュニケーションが苦手といった場合に、ワークショップや就労体験といった支援を行います。	社会福祉課
20	生活保護制度に係る被保護者就労支援事業	生活保護を受け、就労が可能な受給者へ就労支援員を配し、求人応募に対して積極的な支援を行います。	社会福祉課
21	生活困窮者自立相談支援事業	ワンストップ型の相談窓口に生活と就労に関する支援員を配置し、相談者の状況に応じ、自立に向けた支援計画を作成します。 計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう関係機関と連絡調整を行います。	社会福祉課

（4）経済的な支援

事業名		事業概要	担当課
22	児童手当	家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成、資質の向上を目的として、国の制度に基づき保護者に支給します。	社会福祉課
23	子ども医療費助成	１８歳に達する日以降の最初の３月３１日までの子どもの医療費の一部を助成します。	社会福祉課
24	児童扶養手当	１８歳に達する日以降の最初の３月３１日までの児童または２０歳未満の障がいを有する児童のいるひとり親に手当を支給します。	社会福祉課
25	ひとり親家庭等医療費等助成	１８歳に達する日以降の最初の３月３１日までの児童又は２０歳未満の障害を有する児童のいるひとり親級び児童の通院・入院にかかる医療費の一部を助成します。	社会福祉課
26	特別児童扶養手当	２０歳未満の障がい児を監護・養育する父母等に手当を支給します。	社会福祉課
27	自立支援医療費（育成医療）の給付	疾病等により身体的な障がいを有する児童に、確実な治療効果が期待できる医療を給付します。	健康福祉課
28	障害児福祉手当	重度の障がいにより日常生活において常時介護を必要とする児童に手当を支給します。	健康福祉課

事業名		事業概要	担当課
29	補装具費や日常生活用具費等の支給	身体に障がいのある児童に対し、車椅子や補聴器などの補装具費及びたん吸引器や点字器などの日常生活用具費等を支給します。	健康福祉課
30	重度障がい児歳末見舞激励品の支給	在宅の重度身体障がい児または重度知的障がい児に歳末見舞激励品を支給します。	健康福祉課

第７章　計画の着実な推進に向けて

７－１　計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、関係各課と連携し、横断的な施策の推進を図ることはもとより、家庭や地域社会・児童福祉施設・学校・企業等が連携し協力していく必要があります。

本市に関わる全ての人が、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すために、互いを尊重しながら、行政と対等な立場で共に協力し「協働」の視点を踏まえて課題の解決に取り組む施策や事業を推進します。

また、こうした「協働」の輪を広げるための情報公開を進めるとともに、双方向での情報交流や情報発信に努めます。

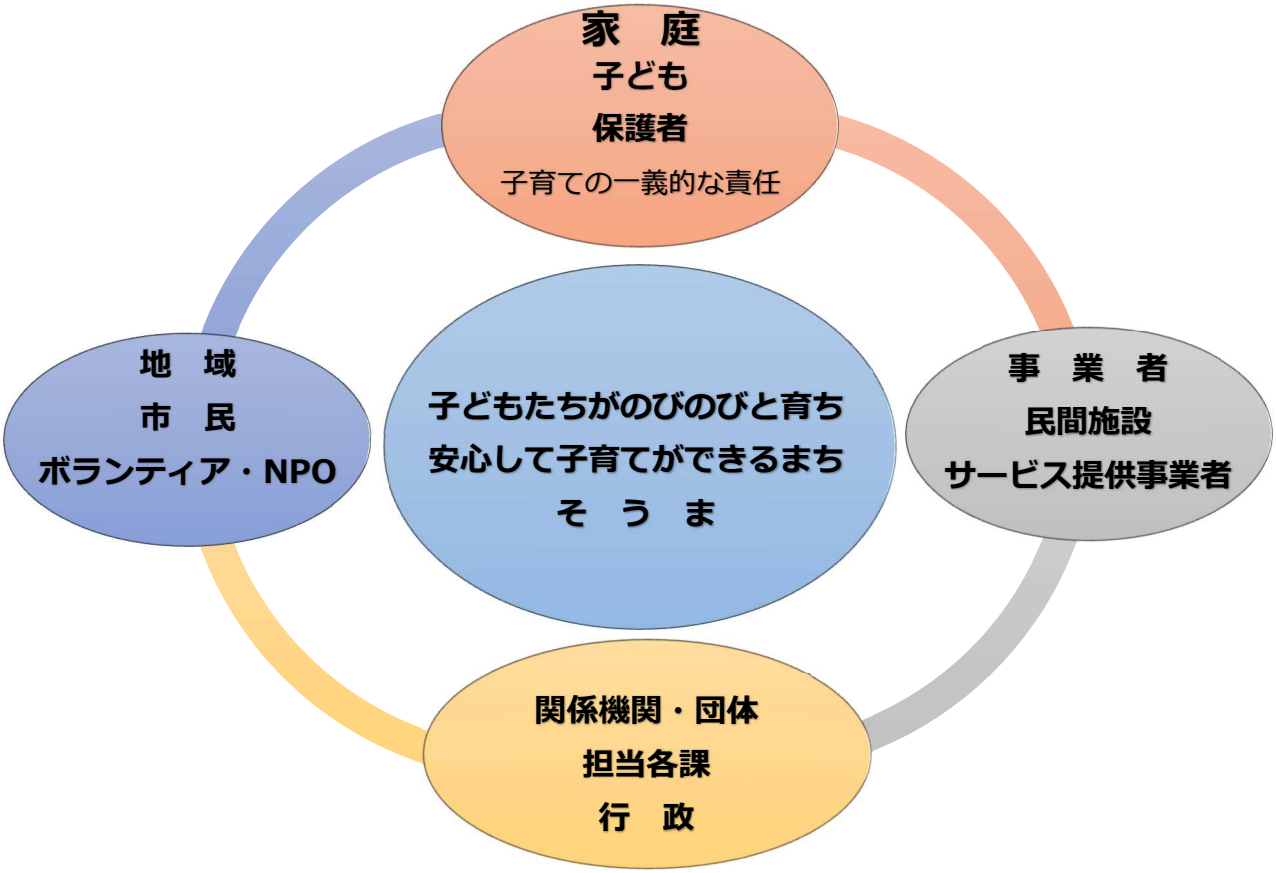

７－２　計画の評価と進行管理

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進行状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けた効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につなげます。

計画の立案、実践、改善、評価が行えるよう循環型のマネジメントサイクルに基づき、管理・評価を一連の中で実施することが重要であることから、本計画の進行管理については、子ども・子育て会議において定期的な取り組みの進捗管理を行うとともに、目標や指標により計画の達成にむけた効果検証の後に、施策の改善と充実を図ります。

さらに、今後の社会情勢の変化に伴う子育て支援策のニーズに対応するため、市民の意見を反映させながら検討を行い、計画期間中においても必要に応じて見直しを行うよう努めていきます。

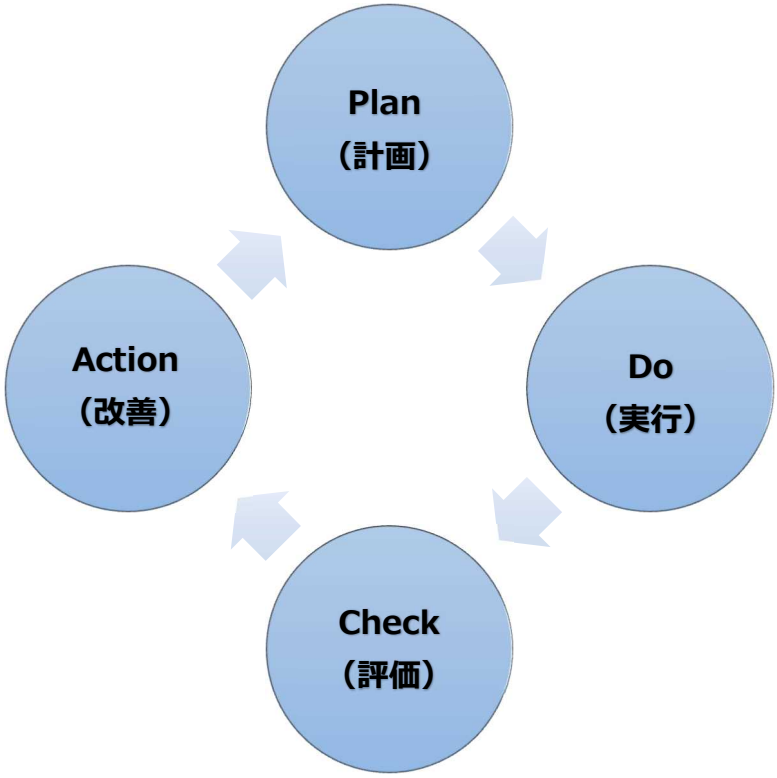

資料

1　条例

〇相馬市子ども・子育て会議条例

平成二十五年十二月十六日

条例第三十八号

(設置)

第一条　子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十七条第一項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、相馬市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第二条　子ども・子育て会議は、委員十五人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

一　子どもの保護者

二　子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者

三　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

四　民生児童委員

五　子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

六　公募による市民

七　事業主を代表する者

八　労働者を代表する者

九　その他市長が必要と認める者

2　委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第三条　子ども・子育て会議に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選により定める。

2　会長は、子ども・子育て会議を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)
第四条　会長は、子ども・子育て会議を招集し、その議長となる。ただし、会長が選出されていない場合にあっては、市長が会議を招集する。
2　子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3　子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
4　会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、または説明を求めることができる。

(庶務)
第五条　子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)
第六条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が定める。

附　則
(施行期日)
1　この条例は、公布の日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
2　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年相馬市条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2　子ども・子育て会議委員名簿　（令和４年３月現在）

選出区分	内　　容	所 属 団 体	氏　　名
第１号	子どもの保護者	相馬市立学校 ＰＴＡ連絡協議会	近　藤　英　二
		幼稚園保護者	鈴　木　玲　子
第２号	子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者	相馬市小中学校長会	青　田　伸　一
		特定非営利活動法人 ふれあいサポート館 アトリエ	門　馬　浩　之
第３号	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	市内私立保育園代表	和　田　信　智
		市内公立幼稚園代表	佐 藤　美 奈 子
		市内私立幼稚園代表	小　畑　祐　里
第４号	民生児童委員	相馬市民生児童委員協議会	田　中　幸　子
第５号	子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	相馬市教育委員会 教育委員	森　　陽　子
第６号	公募による市民	公　　募	中 村　美 由 紀
第７号	事業主を代表する者	相馬地区経営者協会	立　谷　惣　一
第８号	労働者を代表する者	連合福島相馬地区連合	木　村　幸　治
第９号	その他市長が必要と認める者	相馬市外部評価委員	梶　田　浩　二

3　計画の策定経過

年月日	検討内容
令和３年３月２２日	委嘱状交付式 令和２年度第１回相馬市子ども・子育て会議 【議題】 ①会長及び副会長選任について ②第２期　相馬市子ども・子育て支援計画の策定について ③放課後児童クラブの創設、改築、運営状況等について ④令和２年度の保育施設の整備及び待機児童数について ⑤相馬市家庭的保育事業等廃止及び特定教育・保育施設の確認について ⑥保育士確保の取り組みについて
令和３年３月	第２期　相馬市子ども・子育て支援事業計画策定
令和３年８月２０日～ 令和３年８月３１日	令和３年度第１回相馬市子ども・子育て会議（書面会議） 【議題】 ①第２期　相馬市子ども子育て支援事業計画に係る市民ニーズ調査(案)について ②保育所等整備状況について ③令和３年福島県地震に係る放課後児童クラブの災害復旧状況について
令和３年１１月１日～ 令和３年１２月７日	相馬市子ども・子育て支援アンケート調査の実施
令和４年２月２５日～ 令和４年３月８日	令和３年度第２回相馬市子ども・子育て会議（書面会議） 【議題】 ①第２期　相馬市子ども・子育て支援事業計画に係る市民アンケート調査の結果報告について ②保育所等整備状況について ③放課後児童クラブ整備状況について
令和４年３月23日～ 令和４年３月31日	令和３年度第３回相馬市子ども・子育て会議（書面会議） 【議題】 ①第２期　相馬市子ども・子育て支援計画の改訂について ②幼保連携型認定こども園みどり幼稚園の確認について

第２期　相馬市子ども・子育て支援事業計画（改訂版）
発行日：令和４年４月
発　行：相馬市保健福祉部社会福祉課
住　所：〒９７６－８６０１　福島県相馬市中村字北町６３番地の３
ＴＥＬ：０２４４－３７－２２０４（直通）
ＦＡＸ：０２４４－３７－２１６２